博士論文の要約／Summary of Doctoral Dissertation

氏　　名 Name	松山　啓
学　位　論　文　題　目 Title	大相撲の権力構造と力士の戦略実践に関する人類学的研究
全文を公表できない理由 Reasons why the full text of my dissertation cannot be disclosed on the Internet	個人情報の保護を理由とするため
書　名　（　雑　誌　名　） Name of magazines/journals	
出　　版　　社　　名 Name of the publishers	
発　行　予　定　日 Estimated date of issues/publications	

第1章　序論

1.1　論文の目的

本論文は日本相撲協会の主催する大相撲興行と相撲部屋を対象として、相撲の世界における力士や親方の様々な実践を観察する中で、興行の形成過程や、現代の力士たちの身体実践に着目しながら、大相撲の権力構造と、彼らの戦略的な実践の様相を明らかにすることを目的とする。日本における明治期以降の近代国家の成立と、諸外国からの近代スポーツの流入に対して、大相撲は、自国の文化を対抗的に表象する役割を担うことで興行の体制を維持してきた。換言すれば、大相撲が拠り所にした文化という概念は、西洋近代社会に独自のものであり、大相撲はこの文脈に則して、近代スポーツとの差異を提示してきたと言える[1]。しかしながら、非近代社会における相撲の儀礼的または芸能的な背景や、現代における大相撲興行の実践に対して、文化としての大相撲という見立ては、それらを単一の自然と複数の文化を前提とする西洋近代社会の認識論的枠組み

[1] これは非-西洋社会において、文化に相当する概念が存在しないことを意味しない。ロイ・ワグナーが指摘するように、私たちが一種のアナロジーとして用いる文化概念とは、「実験的な橋渡しを意味しており、それは私たちの理解の対象ではなく、その一部である」[Wagner 1981: 27]という自己認識を意味する。

に還元することを意味している。この近代的思考に立脚した見方は、大相撲の出来事や実践について、伝統と近代、主体と客体という二項対立による固定的な認識を正当化し、両者を相入れない異なる対象として提示することで、現実の大相撲に関わる行為者の多様な経験領域を矮小化してしまう可能性がある。本論文では、このような大相撲の近代化論における認識に対して、大相撲の世界を動的かつ生成的な様相として捉え直すことを目標とする。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

その上で、本論文では、特にピエール・ブルデューによる権力論と実践に関する議論を批判的に検討しながら、いかにしてインフォーマントである力士や親方の経験世界を記述し、分析することができるのかを探求する。そして、力士たちの慣習的な行動や相撲の駆け引きの実践に焦点を当てながら、相撲という闘争に関わる権力構造と、力士の身体形成のプロセスを考察し、彼らの多様な身体実践の様相について、行為選択における明示的な規約の働きや、社会的な側面だけに回収されない力士の身体の様々な性質を内包した分析を行うことを目指す。

1.2　問題の所在

1.2.1　マルセル・モースの身体技法論

本論文は、大相撲の世界における権力構造と力士の身体実践に関する研究である。まず初めに、本論文で述べる力士の身体実践とは、相撲の取組だけを指し示すものではない。これは、彼らの生活や稽古、食事などの様子を含めた一連の行為を含むものである。また本論文は、それらの行動に伴う力士と親方、タニマチとの相互関係や、集団生活における規則、相撲の世界の不文律などといった規律面の様相から立ち現れる権力関係の一端を明らかにする試みである。

したがって、本章ではまず、行為者による慣習的行動に焦点を当てた実践理論の先行研究を概観した上で、ピエール・ブルデューのハビトゥス概念を含めた社会学的なアプローチを批判的に検討する。そこから、本論文が提示する理論的な問いを明示化することが本章の主な目的である。

はじめに、観察者の視点から人間の社会的行為を捉える際に、様々な行動の意図を経

済的な合理性に求めるケースがある。これは経済学における人間の目的合理的行為を前提とした数学的なモデル化と、行為の計算可能性に基づいた思考様式である。特に個別の経済主体の行動と、市場の取引を説明するミクロ経済学において、消費者の行動は財・サービスの消費を通じた効用の最大化を志向するものとして措定される。一方で、現実の実践には行為者の合理的計算に対する時間的あるいは空間的制約が存在する。そのため、行為者の局所性と、限定的な情報に基づく実践の不確実性には、量的計算によるモデル化との相容れない差異が絶えず生じている。

こうした前提から、理論経済学の実践に対する注目は、量的計算を前提とする合理的経済人のモデルから、行為者によって習慣化された行動の原理へと移行し、慣習的な行動の分析が、行為者の消費行動を理解する上で、重要な役割を果たすと考えられてきた[福島 2010: 66-68]。ただし、習慣という概念の意味は、論者によって多様な定義があり、それぞれの文脈における相違点を見出すことができる。したがって、本章では、特に本論文の主要な関心である社会的行為者の意思決定についての行為の産出原理と、その認知プロセスの形式化に関わる先行研究を検討し、各論における相違点を考察しながら、本論文の課題を提示することに力点を置く。これは、ブルデューの示すハビトゥス、資本、界概念を概観するにあたって、それらの理論的な位置付けを明示化するための意図に基づいている。

このような前提を踏まえて、ここでは最初に、マルセル・モースによる「身体技法」に関する論述を取り上げる。この概念は、人類学において社会と身体の慣習的行為の結びつきに焦点を当てた先駆的な論考として位置付けられる[2]。モースの提示した身体技法論は、後に展開される身体化に関する多様な議論において、本論文が着目するブルデューのハビトゥス概念を含めた身体と社会の相互関係を捉える際の重要な問題提起であるといえる。

モースは、身体技法という概念を提起するにあたって、人間の身体が、原初的な道具であるという前提から出発する。そして、身体を用いた技法を、効果的かつ伝統的な行動様式として捉えることで、そうした技法が呪術や宗教、あるいは象徴的な行動であることを指摘した[Mauss 1973: 75]。その上で、モースは、水泳における通時的な泳法の変化に注目する。例えば、子供たちは、以前の教育において、泳ぎを学んでから飛び込みを教わり、その際に目を閉じることを教えられていたが、現在では、子供は最初から

---

[2] この「身体技法（techniques du corps）」の概念は、モースによる 1934 年のフランス心理学会の講演、「身体技法論」においてはじめて提出された[倉島 1999: 181]。

水中で目を開けることに慣れることから学び始めている。モースは、このような教育の変化に関連して、平泳ぎからクロールに置き換えられた泳法と、息継ぎの仕方の変化を提示し、こうした特殊性が「技法」の特徴であると主張した[同上: 71]。実際に、モース自身が習った水泳の息継ぎは、一度水を口に含んでから、それを吐き出すという技法であったという。それはモース自身にとって、蒸気船を連想させる「馬鹿げた」やり方であるが、彼自身は、いまだにその息継ぎをしており、これが我々の持つ特定の身体技法であると述べている[同上: 71]。

ここで示されたのは、時代区分における水泳という技法のあらゆる差異である。泳法の違いは、その技法の生物学的な差異として措定され、息継ぎの違いは、その蒸気船のイメージが「馬鹿げたもの」だとされる心理学的あるいは、社会学的な差異として考察される。

その上でモースは、この技法の概念が想定する社会性という側面について、第一次大戦時のイギリス軍とフランス軍にまつわる事例を提示する。ここでは、両軍が互いの異なる形状のスコップを上手く扱えなかった出来事や、ステップとリズムの違いから、行進を合わせることが出来なかったというエピソードが示される[同上: 71-72]。こうした両軍の失敗に基づく事例から、モースが述べる身体技法とは特定の集団的規律に基づく身体実践を集団と比較し、そこから見出された差異によって意味付けられることがわかる。

モースはそうした社会的性質を表す用語として、ハビトゥス（habitus）という概念を提示している[Mauss 1973: 73]。モースによれば、身体技法とは、単に個人の模倣によるものではなく、社会的性質（社会性、教育、ファッション、所有、名声）とその相違によって、それぞれの習慣を持つものであり、この習慣（habits）が、通常の方法として、精神と反復能力だけを認めるというよりは、むしろ技法と集合的そして個人的な実践理論の課題として理解するべきだと主張した[同上: 73]。このように示されたハビトゥスは、身体技法の基盤として作用し、行為者の実践が、社会的あるいは文化的特性によって方向付けられることを意味する。これによって、モースが前提とする「技法」概念の射程が生物学や社会学、心理学といった学問的枠組みを包括する広範な視野に基づいていることがわかる。実際に、モースは身体技法という概念を定義するにあたって次のように述べている。

> 私は、歩き方の解剖学や生理学理論のような機械的または物理的な考察、もしくは反対に生物学的あるいは社会学的な単一の考察の代わりに、三重の考察を導入し

ない限り、走りや水泳などについてのこれら全ての事実の明確な理解は不可能であると結論付けた。必要なのは、三重の視点、「全体的人間（total man）」の視点である。[同上: 73]

すなわち、ここで定義された身体技法概念は、実践の意図的な抽象化と文脈化によって、諸要素を包含するハビトゥスという概念の中に行為する身体を位置付けることで、身体を社会学的な説明だけではなく、心理学的、生物学的な要因などを包摂したダイナミックな全体的視点から捉え直す試みであったといえる。ブルデューによれば、このようなモースの身体技法論は、身体を原初的な道具とみなす議論として、「社会化された身体の秩序立った動き」[ブルデュー 1996: 25]を説明するものであり、技法の習得ではなく、むしろ行為の形式化に焦点が当てられていると認識される。モースのハビトゥス概念は、「習慣」を集合的かつ個人的な実践理論として解釈すると同時に、この集合的単位としてのハビトゥスの類型化がアプリオリに措定されている[3]。そのためモースの身体技法論では、行為者による技法の獲得段階におけるハビトゥスの生成や、認知プロセスといった側面は議論の主題として扱われることはない。

1.2.2　学習における暗黙知とアフォーダンス

モースの身体技法論では、日常実践における様々な行為の特徴が、社会的な形式によって獲得されるものであることが指摘された。他方で、この類型化された技法は、いかにして行為者に獲得されるのかという学習過程に対する問いが残されている。ここではさらに、行為的主体の視点に基づく実践の習得に関する検討が必要である。なぜならば、本論で取り上げる大相撲の世界における力士の実践では、相撲の稽古という反復の実践による学習が、相撲に特化した力士特有の身体を形成するためである。

このような点を踏まえて、本項では他の論者による身体実践の獲得と認知のプロセス

---

[3] 身体技法におけるモースの理論的関心は、身体を複合的な諸要素を内在する「全体的人間」として再認識することである。これは「贈与論」においてモースが提起した「<全体的>社会現象」[モース 2014: 13]の概念的枠組みを援用している。モースのいう「全体」とは、「テーマ以上のもの、諸制度の諸要素以上のもの、複雑な諸制度以上のもの、例えば宗教、法、経済などに分割される諸制度の体系以上のもの」[同上: 285]を指す。モースは、ある社会事象に内在する多義的な性質と、その動的側面に着目することで、「社会や人間が自分たち自身と他者に対する位置」[同上: 285]を捉え直すことができると指摘する。

に関する考察を概観するが、それは同時に、実践理論におけるブルデューのハビトゥス概念の描像を示すことを意味する。

モースの身体技法論では十分に検討されなかった身体化と知覚のプロセスに焦点を当てた論考として、まずはマイケル・ポラニーによる「暗黙知」の議論を取り上げる[4]。ポラニーがこの観念を構想した背景には、1930 年代のソビエトにおいて、純粋科学思想が階級社会の病理とされ、科学的思考に基づくはずの社会主義体制によって、それが否定されるという矛盾に対する疑念が動機の 1 つに挙げられている[ポラニー 2002: 13-14]。つまり暗黙知の議論とは、私たちが近代における科学的懐疑主義が前提とする知識の「客観性」と、その自己言及性に直面したときに、人間の思考と存在を架橋する知の在り方を再考するための試みであったといえる。

そこでポラニーは人間の知識の在り方について、「我々は語ることができるより多くのことを知ることができる（強調原文）」[同上: 15]と述べる。例えば、人間は他者の顔を認知し、識別することができるが、それがどのように認知したのかを語ることができない。これは知識の非言語的な領野の存在を指し示している。これが知識の暗黙的な獲得であり、語り得ない知識としてポラニーの指摘する「暗黙知」の素描である。ポラニーは暗黙知の基本的な構造を第一項の「近接項」と第二項の「遠隔項」という二項からなる感知（awareness）の論理的関係として想定する[ポラニー 2002: 22-24, 35][5]。これを人の顔の識別で例えるならば、まず第二項の遠隔項が顔の識別に関する作用を意味する。そして、第二項の機能は第一項における顔の諸細目の感知に依拠している。このとき、第一項の顔の諸細目に関する知識は、第二項の機能を可能にする知識として感知されるに過ぎない非言語的な知識である。ポラニーはこの二項の関係を暗黙知の「機能的構造」と呼び、近接項の感知が、遠隔項の中に見出されることを暗黙知の「現象的構造」と呼んだ[同上: 25-26]。

遠隔項における顔全体の把握は、近接項である顔の諸細目の感知に依拠するが、その

---

[4] 本文において引用の文献(マイケル・ポラニー 2002『暗黙知の次元 言語から非言語へ』佐藤敬三訳、紀伊国屋書店.)に則り、本論では「マイケル・ポラニー」と表記する。

[5] 大崎正瑠によると、「ポラニーの「感知」(awareness)は、一般にいう「知覚」(perception)とほぼ同義と考えられる」[大崎 2009: 24]という。また、感覚・知覚・認知の簡潔な定義として、樋渡涓二は「感覚とは光や色の検出など初歩的・要素的な意識体験を、知覚とは視対象の形状や動きなど物の存在を総合的・客観的に把握する機能をいい、認知とは知覚されたパタンから抽出される意味や概念を知識としてとり入れる機能」[樋渡 1986: 269]として区別している。

諸細目の知識によっては説明され得ない。なぜならば、顔全体の意味とそれを意味づけるもの（諸細目）には意味そのものの隔たりがあるからだ。こうした「意味」の分離について、ポラニーは洞窟探索の探り杖と盲人の杖の事例を提示する。ポラニーによると、人が杖を用いるとき、最初は指先や手で杖から伝わる衝撃を感じるが、杖の扱いに慣れてくると、行為者の感覚が物体と杖の接する点へと移行する。このときに杖先の感覚は手の中に「意味のある感覚」として感知される。これが近接項から遠隔項へ向かう意味の「変化」であり、意味のある感覚がもとの感覚から離れたところに定位される過程である[同上: 27]。

このとき杖先の感覚は、手の中の感覚として識別される。意味のある感覚としての感知とは、対象の事物の包括的な把握であり、近接項から遠隔項への注目の移動と変化の結果である。これが意味の分離であり、第二項の知識が、第一項の非言語的な諸細目の知識に依拠しながら、それらに還元されない理由である。

ハリディモス・ソーカスによると、ポラニーの暗黙知における理論的特徴とは、こうした知識の不可逆性にあるという。近代の明示的な（演繹的な）推論における知の様式は三段論法や数学的証明のように、前提条件から結論に至るまでの論理的な可逆性が認められる。一方で、ポラニーの暗黙知では副次的な諸細目に注意を向けると、目の前の巧みな実践が失われてしまう。これは事象の全体的な把握が、諸細目への注目によって、その全体性を変化させる暗黙知の不可逆性を意味する[Tsoukas 2005: 147]。

例えば、演奏中のピアニストが自らの指先だけに注意を移せば、一連の演奏そのものが失われてしまう。すなわち、近接項と遠隔項における意味の隔たりとは、事象の包括的な感知や、対象の詳細に基づく知識の集積による説明が困難な知の不可逆性を指している[6]。さらに、暗黙知における非言語的な知識の在り方は、「近接項」と「遠隔項」に基づく「機能的構造」のフラクタルな側面によって特徴付けられる。行為者が事象の内部要素である近接項の諸細目Aに着目すると、諸細目Aの全体が把握されると同時に、諸細目 A の内部要素である諸細目 B が見出される。つまり、暗黙知において語り得ない諸細目の知識とは、行為者の知覚対象が自己相似な入れ子構造であることに依拠している。

では、このような身体の外部にある事物は、どのように暗黙知の近接項として機能しうるのか。そして行為者の感知する諸細目は、いかにして意味のある感覚(遠隔項)とし

---

[6] この場合の知識の不可逆性とは、暗黙知の「意味論的側面」に依拠した説明原理であると言える。

て感知されるのだろうか。この点についてポラニーは、行為者が対象の事物に「潜入（dwell in）」[ポラニー 2002: 33]することによって、対象を内面化し、暗黙知における二項の枠組みを構成することで達成されると主張する。潜入とは芸術作品や作者に対する感情移入や、対象のコンテクストを理解することである。このような内面化の作業に伴う行為者による「解釈の努力」が、対象の諸細目に基づく包括的な把握を可能にするのである[同上: 27, 34-35]。

これは暗黙知における行為者の能動的な身体実践の在り方である。事物の諸細目と包括的な認識は行為者の慣習と恣意性に依拠する。すなわち、個人間の遠隔項における認識の相違は、それぞれの身体的な差異や認知の環境によって変化する可能性を内包している。また、身体の外部にあるとされる事物は、潜入と内面化の習慣的実践によって、身体の内部感覚に包含されることで、拡張した身体の感覚装置となる。このとき盲人の杖やピアニストの触れる鍵盤は、ただの外在する事物や行為的主体の対象ではなくなる。

モーリス・メルロ＝ポンティはポラニーと同様に盲人の扱う杖の事例を考察しつつ、この身体感覚の習得について次のように述べる。

> 帽子、車、杖などに馴れるということはそれらに身を落ち着けること、あるいに逆にいうと、それらをして自己の身体の嵩ばり方にあずからしめることである。習慣とは、われわれの「世界への存在」を膨張させるわれわれの能力、あるいは新しい器具をおのれに添加することによって実存を変えるわれわれの能力、の表現である。[メルロ＝ポンティ 2009: 243-244]

メルロ＝ポンティの述べる習慣とは、行為者による対象の表象や「客観的」な位置の把握ではなく、身体の運動機能に付随した一種の志向性に基づく身体実践の有様を指しており、行為者の「身体的努力」[同上: 244]に対して与えられる暗黙的な知を意味する。そしてメルロ＝ポンティは、習慣の習得を身体が「了解」した状態であると指摘することで、この内在化のプロセスにおける行為者の意図の在り方を措定する。この「了解」とは、行為者の志向性（目指しているもの）と、実現（与えられているもの）の間の一致の体験であり、対象の客観的空間と身体的空間の統合を指し示している[同上: 245-246][7]。ここには身体を含めた客観的な対象や行為者の意図が、常にある実存との結び

---

[7] メルロ＝ポンティは、空間における自己の身体の在り方を「図と地」という構造の暗黙的な第三項として措定する。この場合の図とは、外的空間と身体的空間という二重の地平を前提としている。そこで「図 – 地」、「点 – 地平」の構造は、それ自体が客観的空間性

つきによって捉えられることが示されており、それによって行為者は様々な状況に対して、特定の型に基づく対応を可能にする。これは例えば、社会間における色彩の認識的差異が、オブジェクトの包括的な把握に基づく形式の違いによって決定されるように、対象の知覚行為は、行為者の内面化の意図に依拠している。

ここで指摘したように、暗黙知による知覚のプロセスにおける認識の差異は、個人の習慣や事物との内外のフィードバックの結果として読み込まれている。ただし、解釈の努力と言っても、行為者がその努力の方法を知らなければ、何かを習得することはできない。したがって、ここでは、行為者による習慣や内在化などと定義される実践の習得の方法を検討しなければならない。その場合、行為的主体の社会的地位や、それに伴う環境要因などを含め入れた多義的な視点からの考察が必要となる。これは、相撲の世界において、力士が親方らと集団生活を営む相撲部屋という空間に依拠した学習の有様を探求する上で、重要な論点と考えられる。

ポラニーらが示したような行為者による「解釈の努力」の働きについて、実践における学習のプロセスに着目した生田久美子は、それが「わざ」を習得する上で、「理由、説明を見出すという言語的な解釈とは質を異にする、身体全体でその「形」の意味についての納得を得たい、積極的に探りたいといった、人間にとってのより開かれた解釈の努力」[生田 2007: 33]であると述べる。生田は日本における伝統芸能の事例を参照しながら、学習者が「形」の模倣から、習熟した「型」を獲得する過程を「わざ」の習得プロセスとして提示した。その中で、モースの威光模倣を参照しながら、学習者が、指導者の示す「善い実践」に同意する価値的なコミットメントとともに、当人による解釈の努力、すなわち学習者の対象に対する主体的な働きかけが「形」の習得の自動化を促すとした[同上: 26-34]。これは学習者自身が、自らの身体に対する認識の質的変化を感じ取ることで、「わざ」の有様を理解していく過程である。また、生田は学習の中で示される指導者による比喩表現を「わざ言語」と名付けて、これらの役割の有効性を論じている。「わざ」言語の働きとは、例えば、日本舞踊の師匠から、「天から雪が舞い降りてくるのを受けるように」と指示を受けた学習者が、そのイメージを受け取り、自らが蓄積してきた舞踊の知識と比較しながら、「ああ、そうか」と思い当たるような望ましい「形」に辿り着く学習プロセスを指している[同上: 100-101]。つまり、明示的な対象を

に属するがゆえに、身体が客観的主体としての形式化と還元によって、正しい位置に措定されない可能性を孕んでいる。しかし、ここで重要なのは、身体が形式の内容として現れうるのは、むしろ形式が内容を通して初めて接近可能なものであるという事実だと指摘する[メルロ＝ポンティ 2009: 182]。

指し示さない曖昧な比喩表現は学習者の主体的な理解と探究を喚起することで、身体とわざの知識を集積させるエージェンシーを発揮する。それと同時に、「わざ」言語の機能は、学習者自身がポラニーの述べるような世界への「潜入」に成功しなければ、その有効性を見出すことはできない。したがって、師匠と弟子の間に信頼関係がなければ、そもそも「わざ」の習得は成立し得ないのである。この場合、学習者と他の行為者たちの社会的な位置関係が技法の習得プロセスの基礎にあると考えられる。すなわち、行為者による認知や学習の仕方は特定の共同体の中で実行され、獲得されるものである。

すでに述べたように、相撲の世界における力士の主な活動拠点は、自らが所属し、集団生活を行う相撲部屋という空間である。ここで親方と力士は、家父長制をモデルにした擬制的な親族関係を構築する。互いの立場は師匠と弟子でありながら、父と子でもある。この関係性から、多くの力士は親方を裏では「おやじ」と呼んでいる。また、所属する力士同士は入門の順番によって兄弟子と弟弟子という関係で結ばれると同時に、力士たちは自らの意志で相撲部屋を移籍することはできない。そうして彼らの生活の基盤である相撲部屋は番付と異なる年功に基づく序列によって、全体の協働性が保たれている。このような生活様式は、いわゆる伝統的な徒弟制の原理に近いものがあり、親方を中心とした、師匠と弟子の信頼関係によって基礎付けられた実践共同体として理解される。

生田が「わざ」言語で言及した、比喩表現のコミュニケーションにおける「なんとなくわかる」という意思疎通の根拠は、日常的な生活の中で培われる習慣の概念に求められる。この場合に想定される日常とは、社会的行為者を合理的経済人としてモデル化した際に生じた現実の不確実性との乖離を想起させる。つまり、日常と非日常の二項対立は必然的に、前者を行為者と環境の安定的な状態として確定することで形式化されるが、ミクロの視点に基づくと、両者の相互関係は常に動的な位相として認識することができる。この点に注目した場合に、筆者は相撲の稽古などに見られる反復の実践や、習慣に基づく明示的な規約やルールの作用から、新たな実践の様相を見出すことが可能であると考える。これは、競技実践としての相撲の特性を捉える上で、行為者の「動き」に対する微細な局面を対象化する実践理論として想定することができる。

知覚者と対象の「見え」を動きの中に発見したジェームズ・ギブソンによるアフォーダンス理論は、環境が動物的主体に与える価値や意味の可能性を提示している[ギブソン 1985; 2011]。アフォーダンスとは、人や動物を取り囲む環境がそこに生活するものに提供する「行為の可能性」のことを指している[三嶋 2002: 35]。例えば、屋根は、その下に隠れることができるという特徴によって、雨や雪、直射日光からの保護をアフォ

ードし、水は洗ったり浴びたりすることを動物や人間にアフォードする[ギブソン 1985: 40-41]。これは、知覚者が環境に意味を見出すような主観的な物理的対象の知覚でもなければ、独立した自然を唯一の実在とする自然主義の見方でもない。アフォードするということは、形質的な可変性の中に、不変な情報を含んだ生態学的対象の知覚を意味している。つまり、環境のアフォーダンスとは、「環境が動物に提供する（offers）もの、良いものであれ悪いものであれ、用意したり備えたりする（provide of furnishe）もの」[ギブソン 1985: 137]であり、環境の面の配置や構造は、その面をアフォードするものを構成している。この環境の面や配置、細部の知覚には空気中の光が重要な役割を果たしており、光の密度の構成が対象の知覚をもたらしている。ギブソンは太陽の放射光が空気中、あるいは地面に反射する散乱反射の現象を事物の照明として解釈しながら、媒質中の観察者を包囲する光（包囲光）の持つ一定の構造を「包囲光配列」と名付けた[同上: 52-56]。

この包囲光配列は、物質の細部にわたる構造を投映したものであり、観察者の視点に対して特定の立体角を提示する。したがって、観察者は自らの視点を移動することで、一定の包囲光配列によって投映された様々な対象の立体角を知覚することができる。この実践の連続は対象の多様な局面を発見することで、むしろ対象物の不変な形式（不変項）を特定する。ここに、光の性質を刺激エネルギーと刺激情報に区分する生態光学の理論的特徴が見出せる。すなわち、アフォーダンスとは対象を特定する情報をピックアップするために更新し続ける身体の動きを意味している[佐々木 2016: 76]。

この場合、定常状態とされた日常と習慣の実践は、対象を特定するための長期にわたる連続的な運動の結果として解釈することができる。実際にギブソンは、熟練した画家の絵を描く際の手や眼の動きが、微細な包囲光配列の変化を利用していることを指摘する[ギブソン 2011: 265-269]。これは一定とされる習慣の反復の中に認められる微小な差異を示しており、環境の変化をも含み入れた対象の開放的なシステムに取り込まれた情報を受け取る一連の実践の動的な様相を提示している。

アフォーダンスは、習慣における行為のミクロな側面に着目することで、逆説的に反復の実践における学習の有効性を表している。相撲の稽古やトレーニングにおける形式的かつ反復的な身体実践は、環境への継続的なアプローチを蓄積することで、行為者自身が、その環境をよりよく知るための情報を与える。例えば、相撲の「死に体」などといった実践の知覚は、相撲を知らない人間には理解が難しいものである。したがって、反復的な実践の蓄積とは競技を知る者にしか知り得ない知識を産出する技術である。ただし、アフォーダンスの理論に従うと、知覚者が環境から情報をピックアップする能力

によって認識の差異が生じると考えられる。その場合、環境から情報を得るための能力はどのように培われるのか。もしそれが、反復の回数やアプローチの総量によって決定されるのであれば、習慣に基づく文脈を逸脱するような実践の即興性は、どのように説明できるのか。

日下裕弘と野崎武司は、スポーツのルールが、競技者に対して、「特定の目的（勝利、ゴール、得点・ポイント、記録など）を、定められた行動範囲内で達成せよ」とアフォードすることで、自然の結果として見える競争世界と環境を産出していると指摘する[日下・野崎 2004: 18]。競技者は競技空間を動き回りながら環境を特定し、最善と思われる行為選択をする。ここには、競技者個人の独自の認識に基づく競技実践の有様が示されている。しかし、相撲のような実践を想定した場合、取組の動的な変化はギブソンの提示したアフォーダンスの想定する環境の形質的な変化とは異なる瞬間を生み出している。行為者自らが動いて、相手に仕掛けた次の瞬間には、すでに目の前の景色は変わっており、それを逐一認識する間もなく、次の変化が流れるように押し寄せる。この状況に対しては、習慣や経験によって獲得された技術を蓄積した身体の異なる扱い方が考慮されるべきではないのか。

アフォーダンスというアプローチは、稽古や習慣とされるような、ある一定の動作が確立された実践のミクロな不定性を明らかにしたと言える。つまり、習慣や慣習的行為という文脈におけるアフォーダンス理論の意義は、定常状態とみなされる規則的な行動を、規則をあてにした実践として読み替えると同時に、規則そのもののポテンシャルを示した点にある。ここには、対称性に基づく規則と実践の相互関係に、環境という質的な要因を内包することで見出される行為選択の差異が示されている。本項で取り上げた行為者の認知プロセスは、次項で検討するブルデューによるハビトゥス概念の理論的な枠組みを明示化する上で 1 つの指標となる。次項はゲームの即興性を内包した実践理論の特徴を概観する。

1.2.3　ピエール・ブルデューのハビトゥス概念

前項では学習における行為者の認知プロセスを検討した。そこでは、社会的行為者の行動様式が量的計算に基づくモデルから習慣へと移行する中で、後者の形式化に関わる現実との乖離が問題とされた。これは、行為者と対象世界の結びつきにおける主客に関する問いを包摂している。また、競技としての相撲実践を想定した場合に、変則的な状況と即興的な動きの中で知覚する主体の有様を考慮した実践理論の検討が必要である。

本項では、本論文の中心的な課題であるブルデューのハビトゥス概念を概観しながら、その理論的特徴を明らかにする。その上でまずは、メルロ＝ポンティによるスポーツ実践を事例とした行為的主体の動的な知覚の考察から取り上げる。

メルロ＝ポンティは行為者による志向性に基づく主体化の実践について、サッカー選手の事例を提示する。メルロ＝ポンティによると、サッカー選手にとって、サッカーのフィールドはただの客体ではないという。ペナルティエリアなどの競技場に付されたラインは、選手に対して特定のアクションを与える、まさに効力のラインとして機能する。このとき、選手はフィールドと一体となり、自らの身体の平衡感覚と同様に、「ゴール」の方向を感じている。その上で、選手による策略がフィールドの特徴を修正し、新たな効力のラインが確立される中でプレーが展開され、再び驚くべきフィールドに作り変えられるのだという[Merleau-Ponty 1967: 168-169]。

ここでは、サッカーのフィールドが、選手のパースペクティヴによって把握された「驚くべき状態」として提示され続ける。そして、フィールドを規定するラインは選手自身の平衡感覚と連動することで、その局面に適した行動を与えるのだという。対して、ロイック・ヴァカンは、メルロ＝ポンティが示した選手による主観的な把握という基礎がフィールドの客観的な形状との双方向的な分析と比較を不能にする効果を発揮していると批判する[Bourdieu & Wacquant 1992: 22]。すなわち、この現象学的な形式の場合には審判が規定するルールに基づく闘争や、チーム同士やプレーヤーと観客の間に存在するフィールドの境界といった客観的な構造が、闘争の主体として扱われることがないという指摘である。その意味でヴァカンは、メルロ＝ポンティがゲームにおける主観と客観的構造の二重の社会的起源に対して沈黙していると述べている[同上: 22]。

ヴァカンによるこうした批判は、その前提として、ブルデューのハビトゥス概念が、実践における主客の二項対立の超克をテーマとしていることに由来する。そこでメルロ＝ポンティによる現象学的なアプローチは、行為者の主観に定位した分析として批判の対象とされる。他方で、メルロ＝ポンティの提示したこの事例は「ペナルティエリアのライン」という環境がサッカー選手に対して、特定のアクションをアフォードする様子が描かれている。選手は動きの中で、ラインに付与された意味を読み取りながら、自らのプレーを表現する。ここでは行為者の独立した主体性や、過度な客観主義のどちらかに還元されるような実践の在り方とは異なる様子が提示されている。ただし、ここから考察されるのは、一貫してゲームの空間を規定する環境要因といった自然としての他者性であり、ゲームで対峙する競技者という他者は想定されない。いずれにせよ、ここまで検討した実践の主客における二重の性質は、行為者の知覚に関する他者性を理解する

上で重要な観点を提供している。

こうした実践における行為者に関わる主客の問いに対して提示されたのが、ブルデューによるハビトゥス概念である[8]。その前提には、クロード・レヴィ＝ストロースによる構造主義における実践のコード化と、サルトルらによる実存主義の独立した主体の合理的選択行為という想定を拒絶し、「主体なき構造主義か主体の哲学か」[ブルデュー 1996: 21]という二者択一の問いを乗り越える意図が含まれている。ブルデューは自身が提示するハビトゥスの定義について次のように述べる。

> ハビトゥスとは、持続性をもち移調が可能な心的諸傾向のシステムであり、構造化する構造（structures structurantes）として、つまり実践と表象の産出・組織の原理として機能する素性をもった構造化された構造（structures structurèes）である。[ブルデュ 1989: 83]

ここでは行為者のハビトゥスが、社会的に身体化されるものであると同時に、そのハビトゥスによって産出された実践が、社会的構造を形成するという過程が説明されている。社会的構造が行為者に内面化されるというハビトゥスの性質は、単に行為者が社会規範に従うことや、法的拘束力によって行為が規定されることを意味しない。ハビトゥスが産出する行動原理とは、明示化された規則や法的原則に基づくものではなく、行為者が晒される現実の不確実な状況に見出される即興的な性質という意味における実践的論理を指している。このような行為者の両義的性質の強調は、諸行動の原理を無意識的構造に求める構造主義のアプローチに対する批判に準拠している。では、ブルデューが指摘する構造主義の問題とは具体的にどのような点を指しているのか。

レヴィ＝ストロースによる構造主義概念の根幹をなすソシュール言語学の分析概念は、言語の共時的な構造を対象としている。そこでは、言語の構造を意味する「ラング」と、言語の使用を意味する「パロール」を区別し、前者を人間の共通的基盤とし、ラングのみを分析対象とした。そうしたソシュール言語学の理論的特徴は言語の恣意性への着目である。ソシュールは現実に存在する物質を指し示す文字や音声を「シニフィアン(signifiant)」と呼び、それによって表された意味内容を「シニフィエ（signifiè)」と呼

---

[8] ハビトゥスという概念は、それぞれに定義の違いがありながら、これまでヘーゲルやフッサール、デュルケーム、モースらが使用していた。ブルデューはこの概念をモースではなく、パノフスキーの著作から援用したと述べている[ブルデュー 1996: 24-25]。

んだ。つまり、言語における意味内容の区別が、発話者の恣意性に依拠していることで、言語の多様性と差異が認められるのである。言語とは他の記号との差異によって定義されるものであり、それらは多様な組み合わせの結果である。そうしたソシュール言語学における分析概念を援用したレヴィ＝ストロースは親族名称が、意味作用の要素であることを指摘した。そして、それぞれの社会における親族集団の形態や組織、婚姻規則といった個別のシステムが、隠された法則の組み合わせの結果である可能性を提示した[レヴィ＝ストロース 1972: 40]。

ブルデューの批判とは、構造主義が実践と諸集団の関係を差異の体系として構成しようとする意図が、逆説的に、捉えやすい明示化された規則に基づく図式的説明への還元によって、現実の実践が矮小化されてしまったことを指している。これは、ソシュール言語学が抱えるシンボル中心主義という性質に結び付けられる。つまり、分析対象をラングに限定することで、言語の発話者や音声、発音といった現象をラングの優位性によって見逃してしまうのである。これは、ラングとパロールの非対称な関係を引き継いだ構造主義が、それぞれの関係を「モデルと実行、本質と実存」[ブルデュ 1989: 49]という枠組みでしか捉えきれないという性質を持っていることが示される。そうしたときに、ブルデューのハビトゥス概念は、実践に関わる諸力を身体の外部に置く客体化の操作から、社会構造を身体化した心的諸傾向のシステムへと転換することで、「外部諸力の作動を、その力を体内化している組織体に特種な論理にしたがって、つまり持続的かつ体系的に、非機械的に可能にする」[同上: 86-87]実践の在り方を提示した試みである[9]。ここには、客観的構造の身体化というプロセスが、自律的かつ合理的な主体という前提を無効化することも同時に示唆されている。

このようにハビトゥスは、社会的構造の身体化でありながら、行為者の実践の原理は客観的構造の中に見出されるものではない。ブルデューは、こうした実践の働きを戦略という概念によって次のように説明する。

> 戦略とは、意識的・理性的な計算が生み出すものでもなければ、無意識的プログラムが生み出すものでもありません。それは、ゲームのセンスのような実践的感覚、

---

[9] 実践の客体化とは、デュルケームの集団主義における「われわれの抱く観念やわれわれの性向の大部分は、われわれ自身によって作り上げられたものではなく、われわれの外部に由来するもの」[デュルケーム 2018: 54]という想定と結びつけられる。ただ、このような社会的拘束の存在を否定するわけではなく、ブルデューのハビトゥス概念は、行為者が外的要因によって獲得された知覚を持つという前提から実践を捉えるという原理を措定する。

歴史的に定義される個別的な社会的ゲームの実践的感覚で、子供の頃より社会的活動に参加することによって獲得されます。[ブルデュー 1996: 102]

ここでいう戦略とは、構造主義的な規則によって規定される実践から、規則性に従う実践への転換を表している。ブルデューはフランスのベアルン地方や、アルジェリアのカビリア地方における婚姻関係を調査する中で、明示的な規則の存在しない婚姻における人々の実践が、一定の規則性に従いながら暗黙的に調整され、実行される様子を考察した[ブルデュ 1989, ブルデュー 1996; 2007a]。この場合、裕福な家の跡取り息子が、裕福な家系出身で、なおかつ跡取りでない娘と結婚することが、「定められた規則」ではなく、そうしたことが規則正しく行われる、ということを意味している。つまり、この実践的感覚を意味する「ゲームのセンス」におけるゲームとは、ある特定の世界の「規則性」を指し示しており、行為者は、その世界が要求する「内在的論理」[ブルデュー 1996: 105]を身体化した存在だといえる。例えば、球技における優れたプレーヤーは、ゲームに内在する諸要求を知っていることで、瞬時にボールの動きを把握し、即興的に必要性に応じた正しい処理や技術を発揮する。これはボールによってプレーヤーの実践が規定されるように見えながら、むしろプレーヤーがボールを操作するといった実践の二重の側面を表している。

このように、定められた規則から戦略へという概念の転換は、ブルデューのハビトゥス概念の理論的な特徴として見出すことができる。特に、ブルデューは、ハビトゥスと習慣の定義を明確に区別することで、前者の独自性を次のように述べている。

しかし、なぜ「習慣」と呼ばないのか。習慣は、生産的というよりはむしろ反復的、機械的、自動的、生殖的なものとして自然にみなされる。私はハビトゥスが強力に生成的なものだという考えを主張したかった。簡単に言えば、ハビトゥスは、条件付けの客観的論理を変換しながら、それを再生産する傾向にある条件付けの産物である。それは私たち自身の生産における社会的条件を「再生産」するように導く一種の変換マシーンではあるが、相対的に予測不可能な方法で、生産の条件付けの知識から生産物の知識に、平易かつ機械的に移行することはできない。実践や言葉、作品を生み出すこの能力は、決して生得的なものではなく、歴史的に構成されているが、少なくとも体系的な方法で機能するために、生産の条件として完全に還元することができない。[Bourdieu 1993: 87]

ブルデューの述べる習慣とは、反復的であり自動的な予定調和の確実性に従う行動様式の有様である。他方で、ハビトゥスは、ただの再生産の構造ではなく、歴史的に構成されながらも、現実に対する柔軟性のような共時的な性質を伴った実践の生成装置として提示される。ここでわかることは、ブルデューは定常状態としての習慣とハビトゥスを異なる実践の産出原理を持つものとして明確に区別することで、前者の形式的な規則や明示化された規範を実践の対象から除外している点である。前項で言及したアフォーダンス理論は、前者の反復的な習慣の中にある微細な実践の差異を明らかにした。しかし、ブルデューのハビトゥス概念では、形式化された規則に従う実践の機微を見逃してしまう可能性がある。したがって、ハビトゥスの理論的特徴である即興性を内包したゲーム感覚には、相撲の稽古のような反復的かつ形式化された実践との差異が見出される。また一方で、即興性を伴うゲームの実践にも、明示化されたゲームのルールや規定されたフィールドが存在する。メルロ＝ポンティが指摘した客観的な事物のプレーヤーに対する働きかけは、こうした環境要因が行為者にアフォードする可能性が含まれている。つまり、新たな行為の産出原理を捉えるためには、習慣とされるルールや規約と、即興的な実践の双方を含み入れた行為の論理を想定しなければならない。

本項では、実践理論における行為者の習慣と、ブルデューによるハビトゥス概念の理論的位置付けを考察した。ブルデューの理論に従えば、行為者の実践とは外在的要因によって規定されるものではなく、尚且つ自律的主体性に依拠するものでもない。ここでの実践の産出原理とは、行為者が客観的構造を知覚し、それらを身体化するプロセスとして提示される。そうした複数のディスポジションの体系であるハビトゥスの働きが、行為者による様々な状況に則した実践を可能にする。ハビトゥス概念は、行為者と世界を二分する主客の対立構造を前提として、実践の外在的要因を行為者の身体に移行させると同時に、主体の自律性や独立性を否定する実践理論である。その上で、行為者の戦略は、ある世界の内在的諸要求に従う実践であることが提示されている。さらに、ブルデューは定常状態とする習慣とハビトゥスの明確な区別を提示することで、後者の実践の生成能力を強調した。しかしながら、習慣とされる規則に従う行為の可能性はスポーツのゲームの論理に対しても強い結びつきを持っている。その文脈において、筆者はブルデューのハビトゥス概念が、前者の実践の生成能力を過小評価していると指摘した。次項では、ブルデューの実践理論の基礎となる「場」あるいは「界」概念と、それに付随する資本概念について言及する。そして、ハビトゥス概念との関わりによって定義される資本概念と界概念の諸関係を検討しながら、両者の理論的特徴を明らかにする。ただし、両者の概念には、ハビトゥスの性質に見られるような現実との相容れない差異が

生じている。次項ではこれらの批判的検討を通して、両概念の有効性とその限界を明らかにする。

1.2.4　資本概念と界概念

前項において、ハビトゥスが、社会的行為者の実践を産出するディスポジションの体系であることを確認した。ここではそうした体系が見出される社会世界と行為者の諸関係に焦点を当てる。ブルデューは、階級社会における趣味や趣向の方向性が、それぞれの階級によって異なる性向のハビトゥスによって形成されることを指摘した[ブルデュー 2015a; 2015b]。そのため、階級における差異は、それぞれのハビトゥスの差異として示され、それがある特定の実践や生活様式として具体化されるのである。これは、特定の「界（champ）」における固有の論理や、場の諸要求の具体化であり、それがあたかも自然であるかのように、界に属する人々によって知覚される。この界という概念については大きく分けて二つの理論的特徴が見出される。

一つ目は、界は「構造を持った諸力の場」という点である。界は行為者同士の間に様々な関係を結ぶことで、彼らの位置＝地位を決定する空間を与える性質を持っている。これは行為者間の権力関係だけではなく、界を特徴付ける力関係が生み出されることを意味している。すなわち、界の特性によって資本の形態が決定されることで、それを所有する量の差異によって、行為者間の位置関係が規定されていくのである。多くの資本を所有していれば、その界において支配的な地位を得ることが可能となる。これは行為者が特定の界の作用を受けるのと同時に、界の特殊性を構造化する営為であると考えられる[ブルデュー 2010: 90-93]。ブルデューの想定する社会的行為者とは、この界の構造の中に一定の位置を占める人間のことであり、そうした存在は、「制約や拘束という形で想起される人間関係の網の中に、捕らえ込まれる」[ブルデュー 2007b: 57]のである。

二つ目は、界は「闘争の場」という点である。これは、それぞれが異なる種類の資本とストックを所有する行為者間における自らの位置＝地位を守るための権力闘争を意味している。闘争の場における行為者による実践の効力は、その地位（資本量）によって決まるとされる。このときに、闘争の切り札となる資本の分布は、支配者側の手によって掌握されている。つまり、特定の界におけるゲームのルールは、資本を資本たらしめる特殊性を構造化する支配的地位を占める人々によって構成される。そうしたときに、被支配者側が、権力闘争において支配的地位を獲得するためには、界の境界を揺るがす新しい資源を持った新参入者の存在が必要となる[ブルデュー 2010: 93-95]。

界概念はある世界の規則性を説明するために想定された概念である。そのため、特定の界と他の界を区別する境界への問いが、一見すると固定的な内部闘争の権力関係に対して、新たな秩序を提供する契機となる。ブルデューは、そうした界の境界を「自律性」という言葉を用いて説明する。すなわち、界の内部構造における諸力は、他の界からの外的な圧力を切り離す作用を持っているがゆえに、それは相対的に自律している。こうした界の自律性についてブルデューは次のように述べる。

> ある界を他の界とはっきり区別する特徴のひとつは、自律度［*degrè d'autonomie*］であり、それとともに、新参入者に課せられる入界金［*droits d'entrèe / price of entry (entry conditions)*］の力と形態です。[同上: 120]

ブルデューはこうした界の自律化の過程を、参入者に必要とされる「入界金」の持つ二つの側面と結び付けて検討している。一つ目は、参入資格として機能する「能力」である。例えば、科学界というものを想定すれば、科学的知識に基づいた実践的感覚を有する行為者などが挙げられる。この一定の基準によって、界は相対的な自律性を獲得する。もう一つが、参入者のゲームへの信仰である。これは場における固有の論理が行為者を魅惑、あるいは錯覚した状態であり、社会的行為者はこの無拘束な服従としての「イルーシオ」によって、特定の界の秩序の正統性を保証することになる[ブルデュー 2010: 127-130]。

こうした界が自律性を獲得するプロセスには、構造化に伴う両義的な現実が見出される。それは、行為者の疎外と解放の原理である。具体的な例として、ブルデューは、19世紀中頃から後期にかけてのパリ文学界におけるアーティストや芸術商を含めた芸術場の考察を提示する[ブルデュー 2007b][10]。この芸術場が形成される過程の中で、ブルデューはボヘミアン集団の誕生に言及している。もともと18世紀のパリ文学界では、文化生産者と支配者の直接的な従属関係が成立していた。それは、芸術家がサロンを通じて、政治機関や帝室の庇護を受けることにより、「ブルジョア芸術」といった支配的な正統性が担保されていたことを意味する。一方で、19 世紀のルイ＝ナポレオン・ボナパルトのクーデターや、第二帝政の長期的な政治腐敗などによって醸造された政治不信が、ブルジョア芸術と対立する「純粋芸術」の思考を普及させる結果を生んだ。それ

---

[10] これは、ブルデューが、フローベールの小説『感情教育』の社会学的読解を通した考察である。

と同時に、新聞雑誌のメディアの発達によって、従来はブルジョアに限られていた作家や芸術家という職業が、地方の庶民階級出身の青年たちに開かれることになった。これは、芸術に関わる行為者の在り方が一変する事態であり、芸術場の自律性を変容させる契機となったのである。ボヘミアン集団の誕生とは、こうして芸術で食べていくことを熱望した青年たちが集まった結果として考察される。彼らは、貧しさを含めた自らの生き方そのものを芸術に仕立て上げることで、新たな価値観を創出した。それはすなわち、芸術場における新参入者が、「芸術のための芸術」という、純粋芸術が掲げる新たな秩序の正統化の流れを促進したといえる。この一連の自律化のプロセスが、行為者に与える新たな可能性としての解放的効果である。他方で、こうして得られた新たな形式によって、さらに新しい従属関係が生み出されることが、構造化に伴う疎外の効果であるとされる。この自律化のプロセスが産出する構造の両義性は、参入者の無私で自由な服従というイルーシオと、利害関係に基づく内部闘争を結びつけていることがわかる[同上: 84, 92-105]。

行為者の存在状態が、その界の諸特性によって構造化されると同時に、彼らの生き方や生活様式は、界の諸力の状態を構造化する。これを言い換えれば、生活様式や趣味の自然さと自明性は、階級構造という秩序の無自覚的な承認である。ブルデューはこうした存在状態とハビトゥスの弁証法的関係が、権力関係における象徴資本の「誤認」の基本にあると指摘する[ブルデュー 2015a: 264]。象徴資本とは、特定の界において経済資本や資本としての性格が隠蔽、もしくは公然の秘密とされる資本であり、その正統性によって支配関係を維持する性質を持っている[11]。ブルデューはそうした界における象徴資本の働きが、「制度的に組織され保証されている誤認」[ブルデュ 1989: 185]という作用であると述べる。この資本という概念は、すでに言及したように、行為者の界における位置と地位を決定すると同時に、権力闘争の「切り札」として定義される。ブルデューは自身の資本概念について、次のように述べている。

> 資本とは、(具体化された形態あるいは「組み込まれた」身体化された形態の)蓄積された労働力であり、行為者または行為者の集団によって、私的に、つまり排他的に適用される場合に、これに対して、現実化あるいは生きた労働力といった形式に

---

[11] この正統性とは、マックス・ヴェーバーによる秩序の正統性に関する定義を援用している。ヴェーバーは、行為者が正統性の効力を認める秩序として、⑴伝統によるもの、⑵感情的な信仰 、⑶価値合理的信仰、⑷実定法の合法性への信仰という四類型を提示した[ヴェーバー 2016: 59-61]。

おける社会的エネルギーとして適用することができる。それは、生得的な能力（vis insita）であり、客観的あるいは主観的に刻まれた力であるだけではなく、社会世界の内在的な規則性の基底にある原則としての生来の法（lex insita）でもある。それは社会のゲーム、とりわけ経済的なゲームを—常に奇跡の可能性を提供する単純なゲームとは違った別の何かにするものである。[Bourdieu 1986: 241]

このような資本の特徴とは、客観的または身体化された形式であり、蓄積に時間を要するとともに、行為者の利益を生み出し、それ自体を再生産する能力を有するという性質である。その上で、ブルデューは資本概念を主に三つの形態として、それぞれを定義する。一つ目は「経済資本」である。これは金銭との直接的な交換が可能な資本であり、主に財産権などの形で制度化される。二つ目が「文化資本」である。これは特定の条件において、経済資本への転換が可能であり、教育資格などの形式で制度化される。三つ目は「社会関係資本」である。これは社会的義務やつながりによって構成される資本であり、貴族の称号などの形式で制度化される可能性を持っている。そして文化資本と同様に、特定の条件で経済資本への転換が可能である[Bourdieu 1986: 243]。

他にも資本概念にはいくつかの種類が存在するが、それは資本の類型が、界の特性によって決定されることに起因している[12]。界において切り札となる資本は、その界のゲームのルールによって変化する。資本は価値（経済資本）を意味するため、あるものが資本とされたり、あるいはされなかったりすることは、その界の権力関係に依拠している。ブルデューはそうした資本が、「社会的関係であり、それが生産され、再生産される場においてしか存在もしなければその効果を生みだしもしないひとつの社会的エネルギー」[ブルデュー 2015a: 177]だと指摘している。それは、資本が常に構造を持った諸力の界における特有の法則に従いながら、その秩序を構造化する働きを示している。また資本概念は、物質的に還元された形態として認識されることもあれば、客観的構造の制度化された形式として機能する場合もある。いずれにせよ、集団によって蓄積される資本は、それぞれが特定の条件下に、異なる非経済的な資本形態として存在しながら、互いに交換可能な価値の形態として結びついている。

象徴資本とは、こうした様々な種類の資本が、正統なものと知覚され承認された場合に帯びる形態である[ブルデュー 1996: 201]。正統性の承認とは、その前提として現実

[12] 磯直樹によれば、資本が界概念なしに存在し得ないという位置付けは、特にブルデューの『ディスタンクシオン』以降の特徴として見出される[磯 2008: 41]。

の誤認を意味することから、特定の界においては、それが現実をあらわす自明な秩序として措定される。これによって、象徴資本は経済資本という側面と、その転換可能性が隠蔽される。界における行為者の闘争とは、この正統性をめぐる象徴闘争であり、それらを内面化した人々がそれぞれの資本をもって争うのである。すなわち社会秩序の正統化はプロパガンダや象徴的な押し付けによって意図的に方向づけられた行為から産出されるものではなく、行為者が客観的構造に対して、知覚した諸構造を適用するといった反省的な実践の結果である[同上: 212]。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

さらに本論文では、ブルデューによる対象の認識に関する理論的な位置付けを概観する。なぜならば、資本概念において、インフォーマントの誤認を認識するのは、観察者のパースペクティヴであり、この客観性がどのような論理によって担保されるのかを明示化する必要があるからだ。

まず、ブルデューによる認識論の基盤となるのは、世界を対象化する主体の対象化という観察者の反省性を要求する見方である[磯 2020: 377]。ロイック・ヴァカンによるとブルデューは、社会学的な視点を不明瞭にする可能性として、三つのバイアスを示しているという[Bourdieu & Wacquant 1992]。一つ目は、観察者個人の社会的出自とその配置（階級、ジェンダー、エスニシティー）である。これは、再帰的社会学において広く述べられている再帰性の対象を分析者個人に帰する解釈であり、多くの場合、観察者の自己批判によって制御されるようなバイアスである。二つ目は、学際的な領域のミクロコスモスの中で、観察者が占める位置に関連したバイアスである。特に社会学者の視点は、他の文化的生産者と同様に、彼らが競合する特定の人々からの距離と差異によって、全てを関係論的に定義されるフィールドにおける彼らの状況に負っている。社会科学者は、さらに権力の場において被支配的な極の近くに位置しており、したがって、全ての象徴生産に関わる人々にのしかかる引力と反発の影響下にある。三つ目は、世界を実際的に解決すべき具体的な問題としてではなく、むしろ解釈すべき一連の意味として捉える主知主義のバイアスである。これは、観察者の社会的出自や配置よりもさらに根深い問題であり、実践の論理における具体的な差異を完全に見逃す可能性がある。つまり、体系的な批判を主題とする際に、「観察者が世界を考えるという事実に刻まれた、思考するために世界から退避するという前提」を怠ってしまえば、実践の論理が理論的

論理の中に解体されてしまう危険がある[Bourdieu & Wacquant 1992: 39-40]。

三つ目に示されたバイアスは、とりわけ「実践の論理」と「理論的論理」という区分に見られるブルデューの再帰性に関する理論的な特徴が表れている。ではその特徴とは具体的に何を意味するのか。そして、この対象化する主体の対象化という反省性から、大相撲の事例を捉えた場合に、どのような問いが生じるのか。

反省性を条件とするブルデューの認識論は、現象学的な主観主義の否定を前提としながら、構造主義的な客観主義の限界を把握することで、逆説的に実践の理論を発見するといったプロセスとしても解釈することができる。これはブルデュー自身による反省性の実践であり、フィールドの具体的事象と理論的な考察を往還することで発見される認識論的な不一致を意味している。その上で、ブルデューはまず、対象社会の実践知に対する客観的な把握を可能にする構造主義のアプローチを認識の第一段階として仮定する。その際に、ブルデューは、モースの贈与論に対するレヴィ＝ストロースの批判を参照しながら、構造主義の特徴を提示している。このレヴィ＝ストロースによる批判とは、贈与論において、モースが取り上げたマオリ族のハウの概念や、贈与における道徳的義務の説明が、「民族学者が原住民をもちだして自らをごまかす（それほど稀ではない）例の一つ」[レヴィ＝ストロース 1988: 30]とする指摘である。構造主義はインフォーマントによる土着の理論から、それらを包摂する無意識的な思考へと視点を移すことで、主体を前提とする認識論と立場を異にする。そしてレヴィ＝ストロースは、「原住民の概念作用をひき出したあとで、それにたいして客観的な批判を加えてもういちど煮つめなければならず、これによってはじめて下に隠れた実在に到達することができる」[同上: 31]として、フィールドの実践的な知識を用いたモースによる考察を否定している。ブルデューは、こうした構造主義に代表される客観主義と呼ばれる知識に関して、社会世界の実践的または暗黙的な土着の知識を構造化する作用が、一次知識との第一の断絶を前提とすることを指摘する[Bourdieu 2013: 3]。これによって、行為者の主観的な贈与と、外部から見た贈与という 2 つの対立的な見方が形成され、後者は贈与の客観的な真理と位置付けられることで、経験世界における交換の「公式」の定義として提示される。それに対してブルデューは、観察者が可逆的に構成するこのような客体化された公式が、贈与を不可逆的に実行する行為者の現実を無視することになると述べる[同上: 5]。つまり、与える側にとっての贈与の意味は、受容者からの返礼があって初めて認識されるものであり、それは贈与と対抗贈与の個別の事例における認識の差異を意味している。贈与交換の場合、受け取り側の返礼のタイミングがあまりにも早ければ、送り手側には、贈与の拒否として認識される可能性がある。行為者のパースペクティヴに則ると、一方

的な贈与の時点では、返礼による交換がなされるかどうかはまだ確定的な事実ではない。こうした行為者の局所的な認識に対して、ブルデューは、「贈与交換の働きが、交換の客観的な「メカニズム」の現実における（個人的あるいは集合的な）誤認を前提とする」[同上: 5]と指摘している。すなわち、行為者の主観に基づくと、彼らは贈与と対抗贈与の関係を不可逆的にしか知り得ないことから、観察者の認識する贈与交換というシステムを誤認していることになる。これを言い換えると、贈与交換の客観的モデルの問題は、こうした現実の交換に作用する時間の働きを十分に捉えることができない点だと考えられる。ブルデューにとって、「時間の廃止は行為者による戦略の廃止」[同上: 6]であり、贈与交換の可逆的な解釈は、行為者による象徴的な相互行為の意味内容を捨象してしまうのである。この前提から、ブルデューは、行為者の戦略と時間を対象化することが、「客観主義的な知識の限界（科学的知識の必然的な瞬間）を把握し、科学的知識の形態に刻み込まれた実践の論理と、理論的論理を明らかにするために必要な第二の切断」[同上: 3]として定義しながら、自らの認識論の独自性を提示している。

この場合、贈与交換における実践の論理とは、不可逆的な時間の中で実行される行為者の戦略的営為を意味する。主知主義のバイアスが取り逃すのは個別の交換に作用する時間間隔の差異であり、この働きによって行為者の実践は交換関係を隠蔽する象徴労働として捉えられる。つまりブルデューの認識論において、行為者の戦略を対象化することは、交換の個別性を特定の構造の中に見出すことで、ハビトゥスに基づく実践の生成能力を提示するものであり、贈与そのものの多義性を認めるものではない。したがって、行為者のパースペクティヴにおける贈与の実践とは、時間間隔が生み出す交換の誤認や公然の秘密であると決定付けられている。このような行為者の時間と戦略の対象化に際して、ブルデューの分析的枠組みでは、交換概念に回収されないような贈与概念の可能性は初めから考慮されていない。すなわち、ブルデューが示唆する贈与交換のシステムでは送り手による贈与という主観的な意志が自明視されているが、実際にその行為が贈与であるか否かという行為者の送り手としての認識自体が問われるような状況が存在する可能性も想定される。筆者は、主知主義が見逃すとされる実践の論理の個別性が結果として、現実との不一致を問題とする理論的論理を補強する役割に還元されているのではないかと考える。その上で、本論文では、大相撲の世界を参照した場合に、必ずしも交換概念に還元されない贈与の可能性を指摘することを試みる。特に、相撲部屋を支援するタニマチと、番付の下位に位置する力士との交流を含めた事例から、形式的な枠組みの中に、いかにして行為者のパースペクティヴを内包することができるのかを検討する。

以上のように本項では、行為者の慣習的行動に関する先行研究に焦点を当てながら、それらとの比較において、ブルデューのハビトゥス概念を含めた実践理論の特徴を概観した。以下では、それぞれの要点をまとめながら、本論文における理論的な視座を提示する。

まず、1.2.1 で取り上げたモースの身体技法論は、身体を一義的な道具として捉えることで、身体実践が、特定の習慣としてのハビトゥスを持つことを指摘した。これは個人による実践が、社会的な側面によって規定されることを示し、それらを全体的な枠組みにおいて再定義する必要性が提示された。モースの理論的な貢献は、身体が文化的なコンテクストに埋め込まれた存在であることを明示化した点にある。他方で、モースの中心的な関心は行為の形式化にあり、そのハビトゥスの生成過程を主題として扱うことはなかった。

次に 1.2.2 においては、学習に関する認知プロセスを検討しながら、まずポラニーの暗黙知の議論を参照した。暗黙知において、事物の知覚は対象の諸細目の情報に基づくが、それらは非言語的な知識として暗黙的に知覚されるものだとされた。そして、行為主体の外部に位置する事物の知覚そのものが、行為者の習慣と恣意性に依拠することが指摘された。すなわち、行為者による内在化のプロセスとは、外部要素を身体の内的感覚に包摂し、自己の身体を拡張する実践であると考察された。さらに、メルロ＝ポンティは実践における習慣の獲得が、客観的空間と身体的空間の統合であるとした。ここには、ポラニーが言及した行為者の「解釈の努力」と類比的な、能動的主体の役割が必要であるとされた。それによって、客観的な対象や行為者の意図が、実存との結びつきによって捉えられることを主張した。こうした習慣概念に見出される知覚の在り方は、行為者の社会的地位や環境要因を含み入れた考察が必要となることから、生田による「わざ」の習得に関する認知プロセスを参照した。ここで「わざ」言語に基づく比喩表現の曖昧さが、師匠との信頼関係に基づきながら、学習者の知識との比較によって能動的な探索を促すことが指摘されたと言える。これは、相撲部屋における擬制的な親族関係を前提とした集団生活と稽古の様子と類比的な事例であり、反復を要求する習慣の学習における重要な局面が示された。それと同時に、日常的な実践が、一定の実践の反復として措定されることで見逃される実践の詳細について、アフォーダンス理論を参照しながらハビトゥスに基づく戦略概念の限界を示した。環境が与える情報を行為者は動きの中から知覚することで、反復的な実践の中に、微細な動作の差異が見出される。これによって、相撲の稽古のような定式化された実践の行為の有効性が提示されるとともに、機械的とされる習慣に基づいた規約やルールが産出する新たな実践の様相が確認された

と言える。

1.2.3 では、ブルデューのハビトゥス概念の理論的特徴を概観した。実践の主客を問題とする前提に基づいて、ロイック・ヴァカンは、メルロ＝ポンティの想定するスポーツ実践の客体が、常に行為者に内面化または身体化された客体として描かれることを批判した。これはモースが示した身体と社会の再生産に関する問いを再び提起すると同時に、社会化された身体という一方的な視点ではなく、むしろ、そうした身体が社会を構造化する実践の在り方を問う必要性を示したとも言える。これがブルデューによるハビトゥス概念と界、資本概念の理論的な位置付けである。ここでは、行為者の実践が産出される原理を、構造化する構造であり構造化された構造、というハビトゥスの体系的図式として提示した。モースが言及しなかった実践の主体的側面は、これによって「即興性」という形式で示される。そして、ブルデューはハビトゥスと反復を要求する習慣を区別することで、前者による実践の生成能力を示した上で、習慣という言葉に含まれる慣れや慣行といった要素とハビトゥスの差異を明らかにした。他方で、本論文においては、1.2.2 で言及したように、習慣に依拠したコード化の作業によって明示化されたルールが、新たな実践を産出するポテンシャルを持つ可能性を指摘したことで、ハビトゥス概念の理論的な限界を提示した。

また 1.2.4 で言及したブルデューの資本概念と界概念は、特定の世界の生活様式に見出される一定の性向に対する構造化された闘争の場を示していた。これは資本の分布から行為者の地位を措定し、権力の客観的諸関係を示すことで、社会の再生産を理論化したものといえる。資本が闘争のゲームにおける切り札として作用することで、行為者は、自らの資本を蓄積するための実践に努める。ただし、大相撲の世界における力士の実践は、身体の所有性や、身体資本の拡張という行為の不確定性が存在する。資本概念への還元は、こうした現実との不一致を想起させる。また、この闘争の原理は、正統性を争う行為者の誤認と承認に基づく象徴資本の働きによって構造化される。そして、この誤認と承認を見出したブルデューの客観的な認識は、構造主義と主観主義の二重の認識論的な切断による分析的視点に依拠していることを明らかにした。本論文では、こうした観察者の特権的な視点に対して、観察による客観的な視点の中に、行為者の内在的な視点を組み入れるような理論的枠組みの可能性を同時に模索することに言及した。

以上が、本項の本研究における理論的な枠組みの概要である。その上で、本論文が提起するブルデューの実践理論に対する問いは、主に次の二点である。一つ目は、ブルデューの戦略概念における行為の新規性に対する問いである。これは、すでに指摘したように、ハビトゥス概念と習慣の区別によって捨象されたゲームの規範やルールが生成す

る実践の有様を内包した分析の可能性を指している。これはブルデューの戦略概念が、実践の説明概念として、現実の行為選択の機微を十分に捉え切ることができない点を述べている。本論文において、筆者は、こうした実践の生成原理に対する峻別が、ハビトゥス概念の理論的な限界を示していることを指摘し、ゲームの規約と実践の関係から、新たな行為選択の産出原理を提示する。

二つ目は、力士の身体における資本概念への還元に対する問いと、客観的構造への還元に対する現実の記述の可能性である。これは、相撲という身体実践の特徴や、インフォーマントのパースペクティヴに対する資本概念や客観的構造に基づく分析との差異を批判的に検討することを目的とした問いである。資本概念は、行為者の社会的側面を明示化する特徴を有するが、一方で力士や相撲の身体実践に特有な身体の可変性や、情動を喚起する動物的な側面を描写することができない。関取という番付上位の存在を目指す下位力士たちは、日々の実践の中で自らの身体を徐々に改変し、相撲の勝利を求めて、貪欲に稽古に向かっている。その過程には、彼らの身体的または精神的な苦悩や葛藤が存在する。こうした力士たちの現実はいかにして記述することができるのか。そして、彼らの身体感覚を通して、相撲の実践における多様な側面を理論的に解釈することの可能性を検討し考察する。

以上の二つの問いを踏まえた上で、本論文では、筆者の調査対象である T 部屋を中心とした大相撲の世界における具体的な事例を参照しながら、それぞれの問いを考察し、検討する。本章では、さらにブルデューによる実践理論とスポーツ実践の関わりについて言及する。ここでは、ブルデューの社会学的な問題関心が、スポーツを対象とした研究の中でどのように援用されてきたのかを概観する。相撲と他のスポーツの共通点は、ゲームの参加者が勝敗を争う競技実践という側面と、身体の動的かつ即興的な相互行為の連続という点が挙げられる。そうした場合に、互いの順位を争う主体間の闘争や、卓越したプレーヤーの身体実践には、ここまで述べてきたようなブルデューの実践理論との親和性が見出される。したがって、次項では、先に提示した二つの論点を念頭に置きつつ、ブルデューの戦略概念を援用した実践パフォーマンス研究におけるそれぞれの理論的特徴を参照し、それらを大相撲との比較に付すことで、本論文の位置付けと、その中心的な課題に対する独自性を提示する。

1.2.5　実践パフォーマンス研究

本項では、まずブルデュー自身によるスポーツ実践に関する論考から取り上げる。ブルデューは、スポーツを対象とする社会学的な分析について、主に二つの視点を挙げて

いる[ブルデュー 1996]。

一つ目は、対象とする競技実践について、総体としてのスポーツ空間の中に占める位置を把握する視点である[同上: 273][13]。これは、ある特定の競技の特性が、テニスや卓球のようなボールを介在した非接触的な身体実践なのか、あるいは、ラグビーやサッカーのようにボールを介在しつつ、身体的な接触を持つ競技なのか、それとも、レスリングや柔道のように組み打ちの実践であるのか、といった様々な競技の中で、どのようなタイプの実践として位置付けられるのかという客観的な把握の必要性を意味している。そしてブルデューは、この基本的な分類に基づいて、行為者の社会的地位とスポーツの対応関係を、単に直接的に結び付けるのではなく、むしろ、それぞれの空間と構造の関係から規定されるものとして理解するべきだと指摘する[ブルデュー 1996: 275]。そのため、行為者の地位とその変化は同時にスポーツ実践の変容として表れる傾向にある。したがって、分析者は、スポーツ空間という客観的な構造を構築し、その構造に立脚した視点を確立することで、競技実践の内実の変化を認識することが可能となる。

二つ目は、スポーツの空間が、内に閉ざされたものではなく、外部とのつながりによって形成される側面を対象化する視点である[同上: 277]。これは、特定の競技の世界を、相対的に自律した界として認識することの否定ではなく、界における様々な諸力が、消費や需要といった外部要因の影響下にあることを意味している。スポーツ実践の変容とは、内部完結的な要素だけでは十分に説明され得ない。このような視点は、対象のスポーツを構造的な論理の中に位置付けると同時に、それに還元されない経験的な実践の有様を記述するための 1 つの方法であり、先に述べた客観的モデルと、現実の実践の対立的な図式に関するブルデューの問題意識を背景としている。ここでは、スポーツ実践の歴史的変化が、行為者の経験的実践によって構築され、またその行為者とは、そのスポーツの性向を備えた存在であるという、客観的モデルの生成のループが提示されている。この場合の構造とは、ブルデューによるこれまでの主張と一貫して、「歴史のある特定の瞬間に把握される歴史的闘争の産出物が客体化されたもの以外の何ものでもない」[同上: 280]と定義され、これによって提示された実践のモデルが供給するスポーツ空間は、その性向を備えた行為者の需要を産出する。そうした両者の関係について、ブルデューは、「スポーツ実践の差異的分布とは、相同的な二つの空間、可能な実践の空間すなわち供給と、実践への性向の空間すなわち需要との、関係づけの結果として出て来る

[13] この場合の「スポーツ空間」とは、ブルデューの界概念を意味する「スポーツ界」と同列な解釈が可能であると筆者は考える。

もの」[同上: 281]として結論付けている。つまりブルデューは、他のスポーツとの比較によるスポーツ空間を構築した後に、社会的な需要との結び付きに着目して、そのスポーツ実践を社会空間の中に、再度、位置付けることを要求するのである。

ブルデューは、スポーツに対するこうした理論的関心を持っていたが、ブルデュー自身は具体的な競技を対象とした研究は行っておらず、この理論的枠組みは、その後、他のスポーツ社会学者たちによって受容されていった[磯 2011: 77]。

スポーツ社会学者のロイック・ヴァカンは、アメリカの黒人ゲットーのボクシングジムを対象とする研究において、スポーツ実践の界と、そのスポーツに従事する行為者の需要をもたらす社会世界の相互関係を前提とするブルデューの議論を援用している[ヴァカン 2013]。ウッドローンのボクシングジムでフィールド調査を行ったヴァカンは、ジムという場所が、危険の潜むストリートに対して、その外部から守られた社交の場となっていることを指摘し、両者の関係が、「共生しながらそれに対抗するという関係において、またその関係を通じて、自己を定義している」[同上: 80-81]と述べる。このジムの機能とは、近隣地区の貧困と犯罪、白人や警察から黒人に向けられる眼差しに対する人々の「避難所」としての性質であり、またそうした危険と圧力との「緩衝材」としての作用を意味している。ヴァカンは、ストリートとジムを共生と対抗という両義的な関係として捉えることで、ボクシングという実践の場が、客観的構造によって規定されるモデルへの還元を免れている。ボクサーの身体を形成するジムは、その行為の意味を、ボクシングに特有の男性的な名誉、あるいは闘争的な価値観に変換させて、行為者の「日常生活を脱凡庸化する媒介」[同上: 20]としての役割を担っている。したがって、ヴァカンのこれらの研究は、ボクシングジムの界が、ストリートに対して相対的な自律性を保つ一方で、その需要が、ゲットーの危うさや暴力の潜在性と深く結び付いている側面を描き出している。

この点について、本論文の対象とする大相撲の特徴と比較した場合、特定の地域性と、相撲部屋という界の連続的な結び付きには、根本的な状況の相違が見出される。例えば、ボクシングジムの参与者は、トレーニングが終われば、各々が家族の待つ自宅へと帰っていく。そこには彼らの生活や仕事、食事と寝床があり、ジムという空間はその世界の中に位置付けられた彼らの緩衝空間とされる。他方で、相撲部屋は力士の生活の場であり、稽古の場でもある。ここにはジムと家のような空間的または時間的な区別があるわけではなく、食事を含めた日常実践の全てが生活/稽古を意味する[14]。大相撲の特徴は、

[14] 個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

相撲部屋という住み込みを基本とする実践共同体の制度であり、この生活様式が独特な内部秩序を形成していると言える。

石岡丈昇は、このような集団の協働性に着目しながら、フィリピンにおけるボクシングジムと社会的貧困の関係を考察している[石岡 2007; 2012]。石岡はマニラ首都圏のボクシングジムで調査を行い、ボクサーという職業と、貧困世帯出身者が密接に結びついた世界の内的秩序を明らかにした。そこではまず、フィリピンのボクサーたちが他の職を持っていないことが示される。なぜならば、ボクサーになるような人間が就ける職業がフィリピンにはないからである。そのために、彼らはボクシングジムという限定的な空間での生活を余儀無くされる。ここでは、ボクシングジムが、ヴァカンの考察と類比的な、スクオッターとの「緩衝空間」として提示され、彼らはボクシングで生活するために、その内部に独自の価値体系を形成する。石岡は、ボクサーたちが生活の安定化を図る戦略として、所帯構成の組み替えや、所帯員をジムに就労させる実践を挙げる。そして、現役を引退して帰村した元ボクサーたちも、生活が困窮した際には、ジムを再訪して、そこでボクシングキャリアに基づく職務を得るのだという[石岡 2012: 283-292]。このような内部秩序とその戦略について石岡は、マニラのボクシングジムの空間が、単に社会的地位の引き上げを志向する場ではなく、生活を安定させて「無事」でいるための空間であると論じている[石岡 2007: 91,93-98]。ジムは、スクオッターの圧倒的な貧困の中で、人々が安定した生活を送るための場所であると同時に、若者たちに夢や希望を与える場所でもある。また石岡は、先に挙げたブルデューのスポーツ社会学における理論的関心が、スポーツ界固有の力学をそれ自体再構成しながら、社会空間に位置付けるという作業であると指摘した上で、これらの方法を「二重のフレーミング論」と呼んでいる[石岡 2012: 29]。石岡の示したフィリピンのボクシングジムの事例は、この二重のフレーミングを通じて、自律的な界の下位にあたる闘争の有様を明らかにしたと言える。つまり、石岡の分析は卓越化のための闘争の場という界の定義に対して、貧困という社会の現実を示しながら、ジムの空間が、仕事を求めて他のジムへと人が移動するように、むしろ貧困を通して拡張される過程を提示したと言える[15]。

この事例からは、フィリピンの貧困層から世界的なスター選手となったマニー・パッキャオに触発された地元の若者たちが、こぞってボクシングを始める状況と、今日の大相撲の需要との類似性が見出される。フィリピンの若者たちにとって、ボクシングとは、

---

[15] これは、ブルデューの界概念が、とりわけ自律性の高い行為者を闘争の主な対象としてきたといった批判[cf. Bennett 2005]に対して、総じて資本を持たない貧困層が全体を占める空間と、内外に向かう発展の形態を対象化したという点において示唆的な考察である。

学歴も職歴も関係なく、己の拳のみで成り上がれるチャンスを提供するスポーツとして認識されている。一方で、大相撲の世界への参入も同様に、身長と体重、年齢の最低限の参加資格を満たせば、誰しもが、力士として関取を目指す闘争に参与することができる。ただし、どちらの事例の場合も、そのほとんどの行為者が、その後の過酷な現実に直面するわけであり、一見すると、誰にでもチャンスがあるというフェアネスな状況は、むしろ競技の象徴闘争を強化する作用として働いている。

このように、ある特定のスポーツ実践を身に付けることで、現状からの脱却を目指すモデルとして、磯直樹は、パリ郊外（F 地区）における柔道場を中心とした調査を行っている[磯 2013]。そこで磯は、柔道場での活動がゲットーとも称される F 地区の劣悪な環境から、子供たちが将来的に脱するための実践の場となっていることを指摘する。磯は、フィールドワーク中に二度にわたる襲撃事件を経験し、そこから F 地区の住民たちの暴力に対する意識が、境界と帰属意識に対応していることを発見する。その上で、磯は F 地区における暴力の行使を、境界を認識するハビトゥスの原理として措定する。そして、柔道を実践する子供たちは、反暴力を掲げる柔道を通じて、そのハビトゥスを変化させることで、F 地区の境界を相対化し、暴力の行使を免れるのだと指摘する[同上: 69, 71-74]。ここでは、柔道場という空間が、外部社会に対して、対抗的に作用する実践の場として提示され、それがゲットーのハビトゥスとの差異を生み出すことで、行為者のディスポジションを変容させるプロセスとして示される。

ここまでに提示したスポーツ実践に関する諸研究は、ブルデューの示した二重のフレーミング論を、それぞれのフィールドに援用する形式で、実践が産出される場を社会空間の中に位置付ける試みであったと言える。対して、大相撲の場合には、他のスポーツ実践と比較して特殊な位置付けが想定される。それは、農耕儀礼としての歴史的な背景や、宮中行事、勧進相撲などの様々な文脈から発展した大相撲の融通無碍な性質にある。したがって、明治期以降の近代化と、競技スポーツの流入に着目することで、現在のスポーツ界における大相撲の立ち位置が明示化されると考えられる。その上で、本論文が主題とするブルデューの実践理論に対する問いとは、行為者による行為選択の新規性と、資本概念の還元に関する問題である。そこでさらに行為の産出という側面に焦点を当てた場合に、スポーツ実践に対してブルデューの戦略概念を援用した論考を参照する。そして再びヴァカンによるボクシングジムの身体実践の考察に触れながら、具体的な競技スポーツに対するハビトゥス概念の有効性や理論的な限界を批判的に検討する。

ヴァカンの考察において、ウッドローンのボクシングジムの空間とは、典型的な男性的空間であり、ボクシングそのものが、「相手が気を失うほど叩きのめす」[ヴァカン

2013: 74]という攻撃的な実践であることが示されている。他方で、ジムにおけるスパーリングの実践の記述を通して、それが暗黙的あるいは集合的に統御され性向づけられた「高度にコード化されたボクシング的な暴力」[同上: 117]であると指摘し、それがコーチやパートナーによる協働的な実践によって達成されることを示している。これは、単にボクシングという実践の形成過程が提示されたわけではなく、ハビトゥスの体系が産出されるボクシングジムの象徴権力の働きを明らかにしている。ボクサーたちは、スパーリングの実践を積み重ねることで、ボクシングの「目」を獲得していく。それと同時に、相手の攻撃による痛みは、感情のコントロールを要求するため、彼らは自らの感情を相手に悟られないための「表出のコントロール」[同上: 137]を身に付けていくのである。

このスパーリングの実践を相撲の稽古に当てはめた場合に、それは「申し合いの稽古」に相当する [16]。つまり実践形式の練習とは、その形式的枠組みが決まっているだけで、実践の内容は、その瞬間における産物でしかない。もちろん基本となる動きや競技の正攻法は存在するが、そこから展開される動作の選択は、ただの過去の反復ではなくなる。このことが、ゲームのアナロジーに基づくハビトゥス概念の理論的特徴と一致することで、スパーリングの実践は、その考察の格好の対象となる。しかしながら、本章ですでに指摘したように、この限定的な実践の対象化によって、必然的に、反復的な実践の中に含まれる機微が捨象されてしまう。相撲では、「立ち合い」の実践に見られるような、形式的な動作から瞬発的な動作へと移行する実践が、勝負の結果を左右することがある。すなわちヴァカンによる一連の考察は、本論文が問題とする行為産出に関わる他の可能性を取り逃している。

他方で、倉島哲は、日常生活やスポーツにおいて、人間が何かしらの技術を身に付けるという観点から、ブルデューの実践理論が、身体技法における「技」の有効性を表象できない点を指摘している[倉島 2002; 2015]。倉島は、ブルデューが示した他のスポーツ実践との比較によって構築されるスポーツ空間について、そのスポーツの特徴が、結果的に構造主義の基盤である客観的構造の中に還元されてしまうことに言及しながら、同時にスポーツの技の有効性が弁別的な価値観でしか捉えられないことを批判する[倉島 2015: 47]。技の有効性とは、日常の生活からスポーツに至るまでのそれぞれの文

---

[16] 申し合いの稽古とは、相撲の実践形式の稽古を意味する。この稽古は、勝ち残った力士が次の対戦相手を指名する。そのため、周囲の力士は自身が指名を受けるために、前に出て自らの存在をアピールする。このやりとりは、相撲における稽古の特徴的な様子として見受けられる。

脈に則した可変的かつ適切な実践を意味しており、この適切さとは、何を有効とするのかという特定の見方によって定義が異なることになる。したがって、倉島は変化を伴う捉え難い有効性の表象を、マルセル・モースの身体技法論の現代的読解と自身のフィールドである武術教室における具体的な身体実践を通じて明らかにすることを試みる。倉島によると、モースの身体技法論は単に行為の形式を相対化したのではなく、行為の有効性を表す方法論を提示しているのだという。例えば、モースの提唱した「威光模倣」は一般的に、技法の指導者と学習者の社会的な権力関係において成立する学習であると考えられているが、実際はそれだけでは不十分であり、「特定の行為の成功」、すなわち技の有効性が学習者に認められることが、威光模倣の必須条件だという指摘である[同上: 115-116]。学習者が技の成功を目の当たりにすることで、その有効性が初めて承認され、意識的な模倣が行われる。これはブルデューのハビトゥス概念が、客観的構造の身体化というプロセスによって方向付けられた前反省的な行為の産出図式とは異なる[17]。その上で、倉島は武術教室における参与観察から、社会関係に還元されない技の有効性が、行為者同士の相互身体的な判断に委ねられることを指摘し、武術教室のS先生と学習者の模倣関係が、S先生の実践の中に学習者の身体的な理解が認められた時に成立することを提示している[同上: 139-144]。つまり、ここで学習者に要求されるのは、ゲームの枠組みに基づく実践感覚ではなく、身体に枠組みを適応させるための実践感覚である。その中で、S先生は、技術の習得を「線」が「わかる」ことだと説明する。すなわち、身体における「線」というイメージが身体感覚に転換されたときに、初めて技法を体得したといえるのである。倉島は、この身体感覚と動作の有効性の変化は、S先生とその会員らによる働きかけの産物であり、それは今後も変化を続けるものだと指摘する[倉島 2002: 143,146,160-163; 2015: 193-197]。

このように倉島が指摘したブルデューの実践理論の限界とは、ハビトゥス概念が一貫して客観的な差異の体系を提示するものであり、個別具体的な実践の内実を意味するもの、すなわち技の有効性に言及することができない、という特徴である。他方で、倉島が提示した身体実践とはゲームのようなルールや、勝ち負けという客観的な枠組みによ

---

[17] ただし、その実践が有効であるか否かの判断基準や、指導者の威光そのものが、彼らの社会的関係によって最初から規定されているのではないかという反論が想定される。それに対して倉島は、身体技法論におけるモースによる呪術行為の考察を参照しながら、「モースによれば呪術行為とは、ただの気休めであるが、されど、気休めとして疑いようもなく有効な行為であり、この点で社会的な思い込みとは区別されるべき」[倉島 2015: 119]だと指摘する。

って表象される有効性ではなく、日常生活や武術の練習の中で、ある技術を身に付けた行為者の世界が変容することで表象される有効性を意味している[18]。この点について倉島は次のように述べている。

> 実に、勝つための基準をルールなどの客観的構造に求めてこれを固定してしまうのではなく、自分の身体的ディテールに求めてこれをたえず更新してゆくことこそ、練習の本質であるといえるだろう。そのため、勝ち負けを判定するための客観的構造—推手のルール・散打試合のルール・S 流の構造における会員の位置など—に照らして捉えられる範囲の技の有効性しか表象しなかったなら、練習の練習たるゆえんが見えなくなってしまう。[倉島 2015: 240]

この記述は、練習や稽古といった実践の特徴と、試合形式の身体実践との状況的な差異を的確に表している。前者の視点に立てば、結果主義に還元されない身体の微細な変化を捉えることが可能となる。では、ここで批判的に検討されるルールなどの客観的構造と行為者の実践に関する相互関係はどのように考察されるのか。この場合、「客観的構造」という用語によって、一見するとブルデューの実践理論が、その批判的対象の枠組みに相当するかのように見えるが、ハビトゥス概念の核心とは、機械的な習慣や明示的かつコード化された規則との区別であり、実践の生成母体としての性質である。つまり、ブルデューがハビトゥス概念の前提としたゲームの枠組みとは、明示的なルールによる規定ではなく、その世界における客観的構造の総体としての規則性であり、両者の原理は明確に異なるものとして想定されている。したがって、倉島による分析においてもブルデューの実践理論においても、規約やルールが行為者に働きかける作用、すなわち規約そのもののポテンシャルが認められることもなければ、分析の対象とされることもない。一方で筆者は、大相撲のフィールドで参与観察を続ける中で、このような規約の働きが力士の実践に対して重要な役割を担っているのではないかと考えた。これは身体的な差異（またはそれに伴う認識的な差異）を前提とした行為者が、規約を内面化することで多様な実践を産出するとされるブルデューの想定した原理とは、全く異なる新たな行為選択の可能性を意味する。本論文では、このような規約と実践を対称的に捉える視点から、主に第 4 章における立ち合いの実践に関する考察で、ブルデューの実践理

---

[18] これは倉島自身も指摘するように、名目的に同じ技を習得したとしても、身体感覚は個別的であるが故に、技の習得による実質的な身体変化を同定することはできない[倉島 2015: 4-5]。

論を批判的に検討することを試みる。

ここまで示してきたように、ブルデューの実践理論が援用されたスポーツ実践の考察は、ハビトゥス概念の前反省的な行為選択が、試合や実戦形式の練習に対して適用されることでその有用性が確認されてきた。一方で、倉島が提示したような身体感覚を養うための練習や、反復的な稽古における意識的な模倣行為に対しては、その理論的な限界が指摘されたと言える。これは行為者が、自らの身体をモニタリングしながら反芻する行為者自身の反省性を内包した身体実践の有様を指している。ただし、特定のスポーツの練習や稽古が行われる場を 1 つの界として捉えた場合に、行為者の身体形成の過程はハビトゥスに基づく構造化の作用として考察される。例えば、ブライアン・ランデは、米軍の士官学校における参与観察から、集団的な訓練を通じて獲得される軍隊のメンバーシップの有様を提示している[Lande 2007]。ランデは、軍隊における呼吸法の獲得プロセスに着目し、ブルデューによる象徴資本概念を援用しながら、士官候補生たちが軍隊における「集合的歴史的産物」を自らの身体に組み込むことの必要性を論じている。彼らは、ランニングや射撃といった実践的な感覚、あるいは他者との連帯を求める軍隊の正統な秩序によって、戦略的に機能する独特な呼吸法を獲得するのだという[同上: 99-107]。

ランデの事例のように、身体形成の空間を集合的な協働実践の場として認識することは、すでにヴァカンや石岡の事例で触れたが、そこで強調されるのは、行為者たちが無自覚的に承認する象徴構造の有様である。その中で、行為者が従う内部的な秩序は、この界の相対的な自律性によって特徴付けられる。すると反復を伴う稽古や習慣を含めた実践も同様に、行為者による象徴労働の一部に回収されてしまう可能性がある。しかしながら、倉島が提示した身体感覚の変容を根拠とした有効性の表象や、モースが示した三重の視点、行為者間の社会関係だけに囚われない実践の考察は、その内実が必ずしも客観的構造の原理に還元されないことを指摘してきたと言える。したがって、ここでは象徴構造に基づく同調的かつ協働的な実践と、その具体的な内実の実践を区別し、両者を異なる位相として認識する必要性が見出されたと言える。そして、この「実践」の区別は同時に、「秩序」の区別を要求する。それは内部的として対象化された相互行為秩序のより具体的な峻別の必要性を意味している。なぜならば、行為者の身体形成の場は、スポーツ実践の同調的な秩序だけではなく、行為者同士の複雑なネットワークが構築されているからである。この前提を踏まえると、行為者の誤認と承認に基づく象徴構造の枠組みから、具体的なスポーツ実践における行為者間の秩序と、その相互行為を包摂する行為者間の信頼関係や共有されるモラルの有様を探求することで、稽古や練習といっ

た身体形成の場から、身体形成という目的以外の様々な要素を見出すことができると筆者は考える。

この点について、ニック・クロスリーは、マンチェスターのフィットネスクラブにおける参与観察の事例を通して、行為者の身体形成における再帰的な態度と、集合的な空間を形成する行為者同士の複雑な相互行為を考察している[Crossley 2004]。クロスリーは、ブルデューのハビトゥス概念が、前反省的に働く行為選択の原理という文脈において、行為者による理性的な判断や再帰的な振る舞いに基づくエージェンシーを過小に評価していることを批判する[Crossley 2001: 117]。その上で、クロスリーは、フィットネスクラブにおいて、身体形成やメンテナンスの対象として客体化された身体が、サーキットトレーニングの実践を通して、行為者に身体化されるプロセスを示している。ここでは、その場における独特な身体技法を習得する上で、トレーニングの参加者たちが、運動の技術を構造化するような、ある種の志向性を特定してクラスに同調しなければならないとされる。これはランデらが指摘したハビトゥスの構造化のプロセスであるが、さらにクロスリーは、参加者同士によるトレーニング以外の多種多様な交流（パーティーや趣味の共有）から構築されるネットワークが形成する道徳的なルールや、社会的な規範が、同時に彼らの身体実践の場に対しても影響を与えることを指摘した[Crossley 2004: 38; 53-57; 61; 65-66]。

行為者間で共有される連帯やモラルの形成には、具体的なトレーニングの技術的な同調だけではなく、それ以外の様々な相互行為から成立する派閥などの強固なネットワークの形成が大きな役割を担っている。つまりトレーニングの場が、行為者たちの身体形成の場であるという解釈は、その空間の一側面を表しているに過ぎない。クロスリーは社会学的な視点からそれを提示したが、ここには、行為者たちの様々な実践の目的や、身体に関する生物学的または心理学的な解釈の余剰が潜在している。

このような主張は、筆者が前項で示した本論文における二つ目の課題を前提としている。すなわち、身体を「形成」する、あるいは身体を「投資」するといった見方は、一概に行為者の身体を文化資本とみなすブルデューによる戦略概念の枠組みに留まっていると言える。例えば、ブライアン・ターナーとスティーブン・ウェインライトは、バレエダンサーのハビトゥスと身体資本の特徴を考察し、ダンサーの怪我や老化という出来事を通して、バレエの習慣や身体性、パフォーマンスとアイデンティティの密接な関係を論じている[Turner & Wainwright 2003]。そこでターナーらは、ブルデューのハビトゥス概念を参照しながら、ダンサーの身体とは、蓄積された労働における身体的資本であると措定する。この資本は、高齢化によって減少する物理的資本であるために、社

会的希少性という特徴を持っている。その中で、ダンサーとして名声を得た人物は、引退時にその知名度を活用して、テレビタレントなどに転身することで、象徴資本を維持する傾向にあるという。ここからわかることは、バレエのハビトゥスが、美しさや若さ、運動能力を要する身体を産出するような特徴を持つ心的傾向のシステムだという点である。ターナーらは、この習慣が生み出す規律が、必然的に怪我を誘発するために、ダンサーの怪我は社会的に構築されるのだと指摘する[同上: 273-274, 284-285]。

ここでは、バレエダンサーの身体は、若さを表象するバレエのハビトゥスによって、それに伴う怪我や加齢のリスクから、社会的に希少性を帯びた物理的資本として解釈される。そして、それらの労働の蓄積が、将来的に象徴資本への転換を可能にするために、ダンサーの身体には資本としての価値が認められるのである。ターナーらの分析は、身体の怪我や年齢的な衰えを物理的資本として対象化した点で示唆的な論考であるが、資本に還元された身体は、社会的なゲームの切り札に過ぎない。本論文の課題の 1 つである資本概念と身体の齟齬とは、量的思考に基づくゲームのアナロジーでは捉えられない身体の経験領域の対象化を意味している。

例えば、アスリートにとって食事の目的が、スポーツというゲームの優位性を高めるための栄養補給のみだとすれば、当事者がその瞬間に享受する食事の味わいや安らぎは副次的な要素に縮減されてしまう。また、稽古やトレーニングの実践は、同時にアスリートや力士の情動を喚起するものであり、身体形成という客観的な視点だけではその全体像を的確に捉えることができない。そして、力士の病気や怪我は、身体資本の損失や減少といった等価的な基準で認識できるものではなく、その内実には、痛みや葛藤を含めた固有の論理が働いている。その上で、筆者は大相撲の具体的な事例、特に T 部屋を中心としたタニマチとの交流や、力士の稽古実践の中から、クロスリーが示したような集合的な実践や、相撲の多様な側面に着目することで、行為者の社会的側面を表象する資本概念に還元し得ない力士の身体的特徴や、複合的主体性に基づく相撲の実践を明らかにすることを試みる。

本章では、ブルデューの実践理論とそれを援用した先行研究を概観した。前項で示した本論文における二つの課題は、本項で参照した実践パフォーマンス研究においても、未だに議論の余地が残されていると考える。その上で、本論文の意図するところは、大相撲の世界を通してこれらの問いに答えることで、ブルデューによる客観主義的な認識から捨象されてしまった社会的行為者の経験世界を再び対象化し、実践に関する理論的な枠組みを再考するための手がかりを提示することである。

1.3　調査概要

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

1.4　調査地の概要

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

1.5　論文構成

本論文では、大相撲における権力構造と力士の戦略実践に関する考察を行う。本論文は全8章からなる。第1章の序論では、本論文の目的と実践理論に関する先行研究を概観し、本論文の課題を提示した。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

第3章では大相撲の近代スポーツ化に伴う興行形態の変遷について検討する。そのために、相撲の歴史的背景を概観し、相撲の近代化における議論を参照する。そこで、伝統の再創造という議論を取り上げながら、伝統/近代の二項対立図式への還元とその問題について具体的な事例を通して検討する。

第4章では相撲の制度的変化に焦点を当てる近代化に関する議論が、相撲の実践を制度変化の対象として扱う側面に着目し、批判的検討を行う。具体的には、相撲の「立ち合い」という規約/実践を取り上げる。そして人類学における対称性の思考に基づく規約/実践論を参照しながら、フィールドの事例を通した行為者の新たな行為選択の可能性を提示する。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

第7章では各章における考察から、複数の行為者によるパースペクティヴの差異に注目

する。その上で、力士の身体を通して見られる視点の相違を分析する。さらに下位力士の番付闘争とは異なる実践の有様を記述し、力士の社会的役割を考察する。

以上の分析を通して、第 8 章では、大相撲における権力構造と力士の戦略実践について、序論で示したブルデューの実践理論に対する二つの問いを基にした結論を提示する。

第 2 章　大相撲の現在

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

2.1　本場所という舞台

平成 26（2014）年 9 月、筆者は両国国技館の本場所を観戦した[19]。それ以前に何度か両国近辺を訪れたことはあったが、国技館で本場所を見るのはこの日が初めてだった。当日は 9 月場所の 13 日目で、横綱の白鵬と鶴竜、そして新入幕の逸ノ城が優勝争いを繰り広げていた。正午前、電車を乗り継いで、両国の駅に降りると、高架ホームの目線の高さに国技館の屋根が見えた。階段を降りると改札口の手前に、化粧回しをつけた幕内優勝力士のカラー写真が収まった 3 メートルほどの優勝額が飾られている。駅前は、これから会場に向かう多くの人で賑わっている様子だった。

両国は相撲の街である。JR 両国駅の南にある回向院は、かつて勧進相撲が行われていた所以から初代国技館が設置されていた。両国周辺には多くの相撲部屋が居を構えており、街では時折、自転車に乗った着物姿の力士をよく見かける。目の前を小さな旗を持ったツアーガイドと、中高年の団体が通り過ぎた。一行を見送ってから、その後に続いて歩いていくと、国技館の外壁に並んだ色鮮やかな四股名の入ったのぼりが現れる。国技館を右手に見ながら歩道を歩き、正面の入り口へと向かう。その手前で、2 人の警備員が道路を塞いでいた。そこには、力士専用の出入り口として使用されている門があった。着物姿に付き人を従えた幕内力士らはここで車やタクシーから降りて、足の裏を地面にすらしながら、のしのしと国技館の支度部屋へと入っていく。彼らの入り姿を一目見ようと集まる野次馬をかき分けて、

---

[19] 公益財団法人日本相撲協会が主催する大相撲の本場所は、年間 6 場所、15 日間にわたって行われる興行である。筆者が最初に観戦したのが、平成 24（2012）年 3 月の大阪場所である。

正面の入り口に到着した。そこでは年寄の親方が椅子に座って、一般客のチケットもぎりを行っている。こうして往年の名力士が来場客を出迎えるのは、相撲協会のファンサービスの一環なのだろう。入り口で今日の取組表をもらい、国技館の大きな正面玄関から会場に入る。広々としたエントランスをまっすぐ進むと、その奥にガラス張りのトロフィーの展示スペースが設置されている。そこには各国の優勝記念杯とともに、テレビでよく見かける大きな銀色の天皇賜杯が輝きを放っていた。すぐ隣にはエレベーターがあるが、その前には柵が立てられている。このエレベーターは天皇以外、誰も使うことができない。他方、通路は人でごった返している。脇にはたくさんの売店が並び、相撲グッズや弁当、ビールなどが売られている。国技館の地下に焼き鳥工場があることから、焼き鳥弁当は両国の名物である。正面の通路から左に抜けると、20 軒の相撲茶屋が軒を連ねている。正式名称は「相撲案内所」といい、お土産代やサービス料が加算されたチケットを事前に買うと、茶屋が利用できる仕組みになっている。各案内所には、たっつけ袴姿の男性がいて、彼らが観客のいる升席に酒や弁当を運ぶ。

筆者が通路をうろついていると、取組を終えたと思われる三段目の力士に遭遇した。廊下の隅で贔屓の客らしい年配の男性と何やら顔を突き合わせて話し込んでいた。すると遠くの方から、大きな人だかりがこちらに移動してくるのが見えた。その中心には、作業着のような紺色の相撲協会のユニフォームを着用した大柄の中年男性がいた。彼は現役を引退したばかりの元小結の時天空だ。筆者は、時天空の身体の大きさを目の当たりにして、先ほど見かけた三段目の力士との明らかな違いに驚いた。そこで、この体格は所与のものなのか、あるいは稽古を重ねることで手に入れることができるのか、何をしたらあの身体を形成することができるのか、といった疑問が湧いてきた。元幕内力士の身体の厚みに圧倒されていると、場内から小さな歓声が通路に漏れ聞こえてきた。取組で何かが起きたようだった。こうしている間にも、土俵上では滞りなく、淡々と下位力士の取組が行われている。時間はちょうど正午を迎えていた。

両国国技館は、すり鉢状の造りになっていて、最も低い位置にある土俵は会場の地下に相当する。四方は東西南北で区切られており、荷物を背負った外国人客が眉間にシワを寄せて、手元のチケットと場内図を交互に見ている。この時間の入りは、まだこれからといった様子で、升席にも空席が目立っている。筆者は 2 階の椅子席のチケットを持っていた。国技館の地下と 1 階部分は溜席と升席になっているため、このチケットでは、正面エントランスのフロアから直接、場内に入ることができない。しかし、今のように会場の客が少なければ、係員の許可を得て、升席のある 1 階部分に入ることができる。通路から場内に入った瞬間に、空気が一変する感覚を味わえるのは、本場所の中でも両国国技館だけの特別な体験だと

いえる。なぜなら国技館には完璧な舞台装置が備わっているからだ。場内全体を暖色の照明が照らす中で、中央の土俵に白色のスポットライトが当たっている。赤いカーペットが敷かれた升席には、大体 4 つの座布団が用意されてそれぞれが鉄パイプで区切られている。これらは前後に 20 センチほどの段差があり、中央の最も低い位置にある土俵を取り囲んでいる。土俵は 60 センチほど嵩上げされており、観客に見えやすいような工夫が施されている。土俵の上には大きな吊り屋根が設置されていて、東西南北に青、白、赤、黒の房が垂れ下がっている。土俵の下には、審判役の紋付袴姿の年寄衆があぐらをかいて座っている。土俵上には、正装した行司が軍配を片手に持って取組を捌いている。「ハッキヨイ」、「ノコッタ」と大きな声を出しながら、動きの止まった両力士に積極的な動作を促す。取組が終わると、ほうきを持った呼び出しが、土俵の外に出た砂を土俵のなかに掃き入れる。扇子を手にした別の呼び出しが、土俵中央で、次の取組を行う力士の四股名を高らかに呼び上げる。場内には行司によるアナウンスが響き渡り、四股名と出身地、所属部屋が紹介される。一連の動作は淀みなく、淡々と実行される。土俵の下には、ストップウォッチを持った親方がいて、時間の調整を行なっている。土俵上の力士は、塵手水や四股踏みをして、仕切りの所作を一つずつこなしていく。

どこかの客席から男の声で、力士の四股名を叫ぶ声が聞こえた。声援は人がまばらな場内に鋭く反響した。仕切りを終えた力士の頭と頭がぶつかって、「ゴン」という鈍い音が升席の近くまで聞こえてきた。筆者は、なぜ頭で当たるのか、それをすることによって相撲に勝てるのだろうかと考えながら、取組を眺めていた。すると、身体の小さい方の力士が土俵の外に吹き飛ばされ、一瞬、土俵の向こう側に消えた。押し出された力士は、人のいない溜席の奥の方まで弾き飛ばされていた。これを見た瞬間、筆者は急に恐怖を感じた。力士と観客の間には土俵以外にフィールドを隔てる明確な境界がなかった。相撲は常に力士が観客の中に飛び込む可能性を孕んでいる。筆者はこれが本場所という興行の日常的な風景だと気がついた。これは相撲の世界のあたりまえの光景に触れて、初めて恐れを感じた瞬間だったといえる。

14 時を過ぎると、場内のほとんどの席は客で埋まり始めるとともに、登場する力士の体格が徐々に大きくなっていくのがわかる。1 階から独立した国技館の 2 階部分は、すべてが椅子席になっている。椅子席は升席と違って、チケットが個人単位で販売されているため、少人数の外国人観光客の姿も多く見受けられる [20]。座席前の通路をビールと弁当の売り子

---

[20] 升席のチケットは基本的に 4 人単位で販売されるため、国技館のチケットを個人単位で手に入れるには、例外を除き 2 階の椅子席を選択することになる。

が絶え間なく行き交う。升席に比べて土俵からの距離を感じるが、天井が近いことで、そこに飾られた歴代の幕内最高優勝力士の写真がよく見える。16 時になると、横綱の白鵬と鶴竜、日馬富士が土俵入りを披露した。白い綱を身体に纏った 3 人の横綱が露払いの先導で土俵に向かう。観客たちは横綱の所作の一挙手一投足を静かに見守っている。時折、「日本一」という掛け声がかかり、白鵬による不知火型のせりあがるタイミングで、大きな拍手が送られていた。横綱が四股を踏むと、会場からは「ヨイショ」という掛け声がかかる。彼らは万雷の拍手の中、花道へと下がっていく。横綱とは注連縄を身体に纏うことが許された特別な存在のようだ。

本場所の最後には、横綱による「千秋楽結びの一番」が待っている。横綱が土俵に上がると、会場の盛り上がりがピークとなる。この取組では最も多くの懸賞が掛けられていたようで、懸賞旗を持った呼び出しが土俵の周りをぐるぐると回り続けていた。この日の大一番は、新入幕でありながら優勝争いに加わっていた逸ノ城と横綱の鶴竜の取組であった。時間一杯待ったなしの状況で、逸ノ城が鶴竜に突っかけたが、呼吸が合わずにやり直しとなる。2 回目の立ち合いで、逸ノ城はいきなり左に変化した。鶴竜は虚を突かれてそのまま引き落としをくらった。横綱が負けて場内には大量の座布団が舞った。異様な雰囲気の中で弓取式が行われ、この日の取組が終了した。時刻はちょうど 18 時の 3 分前であった。

大相撲の興行と国技館の場内は、すべてが完璧に設計されている。照明、装飾、座席、土俵、時間、そして力士の異形の身体が独特の世界を形成している。かつてジョルジュ・バランディエが、ローマのサン・ピエトロ寺院を、「崇敬と畏怖の念を誘い出すための舞台装置」[バランディエ 1982: 26]といったように、この空間は、伝統というイデオロギーを具体化する仕掛けの一部であり、すべてが創り込まれている。薄暗い照明によって操作された場内は、観客の時間感覚を鈍らせ異空間へと誘う。他方で、土俵上の取組は、不確実性を伴う相撲を緻密な時間管理によって調整し、「自然」な流れを創り出している。15 日間の興行は、滞りなく、必ず 18 時に一日の行程を終了する。そうした舞台の仕掛けは、伝統を創造しつつ近代的な興行体制を維持しながら、観客との共犯関係による公然の秘密として常に隠蔽されている。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

2.3　下位力士たちとの出会い

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

2.4　力士の番付と闘争

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

第 3 章　大相撲と近代スポーツ

本章では、現在の大相撲における興行形態がどのように成立したのかを考察する。そのために、まず相撲の歴史的背景を概観する。そして、大相撲の近代化に関する議論を参照しながら、明治期以降における相撲の近代スポーツ化の過程を検討する。その中で、伝統の創造という側面に着目しつつ、相撲における伝統/近代システムの分析的枠組みについて、具体的な事例を挙げながらその妥当性を検討する。

3.1　相撲の歴史的背景

本節では、日本における相撲の歴史的背景を概観する。現在の大相撲に関しての起源は、日本神話の時代まで遡ることになる。日本最古の史書である『古事記』(712 年)には、建御名方神（タケミナカタノカミ）が建御雷神（タケミカヅチノカミ）に、出雲の小浜で「力比べ」をして破れたという記述が残されている。これは「神話伝説」としての天つ神（中央）による国つ神（地方）の平定に関する神話である。このときの力比べの方法とは、互いに手を取って強く引くというものであったという[長谷川 1993: 16-18; 山口 1987: 106]。

この他に相撲の原型をうかがわせる記述として頻繁に引用されるのが、『日本書紀』(720 年）にある野見宿禰（ノミノスクネ）と当麻蹴速（タイマケハヤ）の「争力（力比べ）」である。第 11 代垂仁天皇は、即位 7 年（紀元前 23 年とされる）に当時力自慢として有名な「強力の士」であった当麻蹴速と、それに匹敵する強者であるとされた出雲の野見宿禰を対戦させた。闘いの内容は、それぞれが、足をあげて蹴り合うようなものであり、最終的に野見宿禰が当麻蹴速の脇骨を蹴り折り、ついでに腰を踏み砕いて殺してしまったという。この闘いに勝利した野見宿禰は、現在でも「相撲の神様」として祀られており、東京都墨田区亀

沢にある宿禰神社では、年 3 回の東京場所ごとに日本相撲協会関係者らが出席して例祭が行われている[新田 1994: 23-25; 長谷川 1993: 24-27]。

ここから相撲が社会の中でより特定の役割を担う存在として、「神事」の意味合いを持つようになる。それは相撲が「ト占」として、農耕儀礼の中に組み込まれていく過程であり、とりわけ水の神の神事が、古くから相撲と密接に関わりあっていたと考えられる[新田 1994: 44-45]。これは、相撲固有の空間が田の用水や池のほとりであったことが、水神信仰と結び付いたと推察される[山口 1987: 107]。また、五穀豊穣への祈願を込めた儀礼は、毎年、農事の節目にあたる時期に行われる。そこでは年占の一種として、相撲や綱引きなどの競技によって勝敗を争い、その結果から作物の出来を占うこともあった[柳田 1963: 255-256, 261]。こうした年占の神事には主に 2 つの種類があり、1 つは対立する集団が勝敗を競い合い、勝った側のその年の作柄が良いとするもの、もう 1 つは競争的な特徴が無く、個々の作物の出来を占うものである[同上: 262-263]。対立的な集団同士が勝敗を争う場合には、片方がわざと勝負に負けることで、豊作を祈願する儀礼的な実践が存在する。例えば、人間が田の精霊との相撲を演じて、精霊に勝利を与えることで、その年の豊穣を願うものなどがある[山口 1987: 111-112]。このように、精霊と言う自然としての他者を対象化し、豊穣に対する予祝を得るというのが、これらの年占の基本的な構造であり、「相撲」はこの技芸として採用されることで、「神事」としての性格を纏ったと考えられる[新田 1994: 45]。

8 世紀になると、「相撲節」として朝廷における天覧相撲が始まる。一般的に最も古い記録の天覧相撲とされるのは『続日本紀』に記された聖武天皇の相撲観戦(734 年)である[土屋 2017: 21]。この朝廷行事としての相撲節の源流は、主に農耕儀礼と服属儀礼という二つの側面がある[新田 1994: 72]。服属儀礼とは、当麻蹴速と野見宿禰の「力比べ」や、建御名方神と建御雷神の「国譲り」の 2 つの神話に見られる「土地の悪しき精霊を制し、その力を持って天皇に奉仕する」という共通のモチーフである[同上: 73-74]。このような中央集権型の国家的行事に対して、儀礼的あるいは神話的な文脈を持つ相撲という技芸を導入することによって、相撲節は朝廷による支配体制を表象する役割を担ったと言える。この相撲節は平安時代まで 400 年ほど続けられたが、武士の台頭と朝廷の権力低下によって廃絶した[飯田 2004: 57; 土屋 2017: 21]。

相撲節が廃絶した後、相撲人たちは相撲節の故実様式を通じた専門的な相撲集団を形成し、寺社に雇われるなどしながら祭礼における奉納相撲に携わるようになった[下谷内 2011: 387]。この専門的な相撲集団の登場によって、人々が観覧する競技へと成長した相

撲は、その後、寺社や仏像、橋の建立や修復のための資金調達を目的とした勧進相撲へとつながっていったと考えられる[土屋 2017: 26-27]。

こうした勧進相撲のマーケットの拡大に伴い、相撲人の形態も多様化し、中世から近世への移行期には、武士たちによる相撲取りの召し抱えが盛んになった。勧進相撲などの不定期な興行に対して、能力を認められた相撲人たちは大名に抱えられることで、生活の基盤を形成していたと言える[新田 1994: 182-183]。

江戸幕府の成立後も勧進相撲は全国各地で催されていたが、江戸初期には「かぶき者」と称する力自慢の浪人などによって形成された集団が勧進相撲に携わるようになり、トラブルが頻発したことから、幕府は「勧進相撲禁止令」を発令した[土屋 2017: 30]。そこから、大名抱えの相撲取りを「正統」とする立場をとった江戸幕府によって長らく発令されていた「勧進相撲禁止令」は、その後の相撲を娯楽とする世論の高まりとともに廃止され、条件を付しての「許可統制」へと方針が転換された[新田 1994: 189-190]。

この頃になると大名抱えの相撲取りは藩の財政危機などによってリストラや足軽への編成替えとなっていた[同上: 193]。これらの事情から大名抱えの相撲取りの多くが、興行組織としての勧進相撲に迎合する形となった。このように、18 世紀前半の勧進相撲は、定例興行の組織体制を整えながら、三都を中心とした相撲取りの生活のための手段として、また都市の住民に提供される娯楽として世間に定着してゆくことになる[同上: 190-191,197]。

本節では、非近代社会における相撲の歴史的背景を概観した。現在の大相撲興行は、主に江戸期に発展した定例興行を基盤とする興行集団であると言える。相撲は、農耕儀礼としての側面や奉納相撲といった芸能的要素、勧進相撲に見られる競技性を伴った興行的性格などの様々な価値形態と歴史的変遷を経た上で現在へと通じている。この通時的な視点からは、相撲という実践の絶えざる変化と動的な様相が見出される。したがって、昨今の大相撲に対する「国技」や「日本文化」などの近代的枠組みに基づく認識としてのいわゆる固定的な伝統概念や文化概念を用いた無反省的な表象には看過できない問題が存在する。次節では、明治期以降の大相撲の変遷と近代スポーツとの関わりによる制度的な変化の過程に着目する。

3.2　創られた伝統と近代スポーツの流入

本節では、特に明治期以降の近代化の潮流に着目し、大相撲の興行形態が、近代国家の支配体制との関わりによって形成されてきた歴史的過程を概観する。そして、近代スポーツの流入と相撲の関わりとそれに伴う制度的変化を考察することで、現在の大相撲がどのよう

な興行として成り立っているのかを検討する。では、現在の相撲興行を主宰する日本相撲協会は、大相撲をどういった興行として位置付けているのか。それを確認する上で、ここでは、日本相撲協会の公式 HP に掲載された文章を引用する [21]。

「生きた江戸は体感できる」

・江戸時代から変わらぬ姿

大相撲は、長い歴史の中で次第にルール化され、洗練され、様式化されてスポーツとしての形態を整え、我が国固有の伝統文化となったのである。

土俵入り、番付表、化粧廻し、髷、着物、相撲の取組。江戸時代と変わらぬ姿を、すぐそこで見ることができる大相撲。

日本の文化に深く根ざし、いつも人々の生活とともにあった相撲。

相撲には歴史・文化・神事・競技など様々な側面があり、それぞれ奥深い要素を持っています。テレビでは味わえない～戦国時代より登場した行司、江戸時代より続いている土俵入り、化粧廻し～など、長年続いてきた文化を、会場で是非ご体感ください！

この記述からは、大相撲のスポーツ化という側面と、それが伝統文化になったという表象が見られる。つまり、相撲興行は制度的近代化という側面を認めつつ、江戸時代と外観の変わらないとされるアクターらを引き合いに出しながら、それが伝統文化としての価値を持つものであると述べられている。この大まかな説明は、近代化における日本のスポーツ受容に関する特徴の一部を表している。ではそうした潮流は、具体的にどのように展開されたのか。ここではまず、スポーツ社会学を中心とした先行研究を参照しながら、近代スポーツの流入と相撲との関わりを考察する。

ここで述べる近代スポーツとは、特定の団体あるいは組織によって体系化され、統一された競技ルールを規定し、競技者同士の公平性が客観的基準によって担保された競技実践の

---

[21] 以下の URL で公開されている。（最終閲覧日: 2020 年 4 月 2 日），
http://www.sumo.or.jp/IrohaKnowledge/sumo_history/

ことを指す。これは近代資本主義における西洋の個人概念に基づく自由競争の精神を前提とする実践である。自由民権運動を経て、国家の近代化を目指した明治期の人々にとって、西洋近代社会の道徳的価値観を有する近代スポーツは、自由と平等を志向する市民社会の理想を体現した競技実践であったと言える。こうした「脱亜入欧」の社会的な風潮は、従来の慣習に基づく大相撲興行の存続に関わる危機的な状況をもたらした。風見明によると、そのきっかけは、明治 4（1871）年に最初に布達された東京府の「裸禁止令」である。これは飛脚や大工などふんどし姿で仕事をする人々に対して、外国人に見られることを恥とし、国の体面を汚すものだとする理由から派生した禁止令であった。この流れから、当時の世論によって、相撲における力士の裸体が、同様に野蛮な見世物であるとされ、「相撲無用論」が展開された[風見 2002: 3-7]。これが次第に、相撲禁止論へとエスカレートしたことで、東京相撲は批判的な風潮を回避するために、力士らによる消防別手組を結成する。その理由は、当時の一般的な消火方法が、家屋を破壊することで延焼を防ぐものであったことから、腕力に自信のある力士が活躍する絶好の機会として、消防組を組織したのである。結果的に、相撲禁止の風潮は一定のおさまりを見せたことで、東京相撲は最大の危機を乗り越えた。その後、東京相撲は、相撲に武芸としての価値を見出した軍部の後ろ盾などによって、天覧相撲を次々と開催し、政治的なロビー活動によって、興行の体制を維持しながら着々と政界との人脈を広げていくことに成功する[新田 1994: 283-286]。そうした時期において、当時の東京相撲には相撲を国技とする意図を持った政治的な野心があった。このときに、大相撲は相撲の「正統」な歴史を受け継ぐ興行集団であるとする「国家のお墨付き」[胎中 2019: 11]を得ようとしていたのである。明治 42（1909）年には相撲興行を開催する常設会場として「国技館」が建設された。この国技館設立に尽力したのが、常設館委員会の委員長を務めていた板垣退助である。実際に「国技館」という命名は東京相撲側の提案であり、最終的に委員会がこれを了承する形で決定された[風見 2002: 99-102][22]。

この一連の流れでは、相撲を国家的な承認を得た興行とする意図が見事に達成されたといえる。また、こうした相撲と近代国家の密接な結びつきは、明治維新以降の裸禁止令に伴う「相撲は野蛮である」という価値観を覆すための、天覧相撲を含めたパターン化された戦略的営為であったことは付け加えておきたい。すなわち、大相撲が「国技」になり得たのは、近代的な権威に基づく国家的支配体制への迎合によるものだといえる。これがむしろ、当時の時代背景における欧化政策に対する世論の「国粋」的な風潮と合致した。日清・日露戦争

[22] 委員会では、「武育館」、「尚武館」など様々な名称案が提出されていた[風見 2002: 100]。

によるナショナリズムの高揚に伴い、相撲は軍部による「国策」の一翼を担うことになったのである。

その後、大正 12（1923）年に発生した関東大震災と火災により、国技館が 2 度焼失するなどして、東京相撲は経済的な危機を迎えていた[新田 1994: 281]。そうしたなか、大正 14（1925）年には、東京相撲と大阪相撲の合併調印が行われ、財団法人大日本相撲協会の設立を経て、昭和 2（1927)年から東京・大阪合同の本場所が開始された[同上: 282-283]。そして、昭和 12（1937）年以降は、日中戦争による国威発揚の風潮を背に、双葉山人気を筆頭とした空前の相撲ブームといった現象が起きたのである[高津 2010: 152-153; 胎中 2019: 12]。

このように、主に明治期から昭和初期かけて行われた大相撲の近代化には、主に 2 つの潮流が確認される。1 つ目は、明治維新直後の「脱亜入欧」の機運による存続の危機に対応した伝統性の国家的保証である。もう 1 つは、ナショナリズムの高揚に伴う国粋的役割の一端を担うことによる伝統性の強調である。これらの点から、相撲の近代化論に関する先行研究においては、大相撲の近代化に伴う「伝統の再創造」という側面が見出されてきた[トンプソン 1990]。では実際に、大相撲においては、どのような近代化と伝統の創造がなされてきたのか。

最初に、スポーツの近代化という定義について、アレン・グットマンは、①世俗化、②機会の均等化、③役割の専門化、④合理化、⑤官僚化、⑥数量化、⑦記録の追求という 7 つの要素を提示した[Guttmann 1978]。合理化の働きを具体的に述べると、競技フィールドの設定や競技規則の明文化などが挙げられる。相撲における競技の境界とは土俵である。相撲において土俵が出現したのは、だいたい 17 世紀後半と考えられている[トンプソン 1990: 74]。勧進相撲の頃には、力士と見物人に明確な境界はなかった[23]。これによって、力士と観客がぶつかるなどし、喧嘩やトラブルが絶えなかったため、幕府は相撲禁止令をたびたび発布するようになった[土屋 2017: 30]。そこで考案されたのが、俵を地面に並べて囲いをつくるといった、現在における土俵の原型である。この形式が江戸時代にかけて標準化され、13 尺の二重土俵が形式化された。現在の土俵は、この二重土俵から、昭和 6（1931）年における制度変更によって設定された 15 尺の一重の土俵である[新田 2016: 246-249]。

大相撲における競技規則の明文化が初めて確認された事例は、昭和 28（1953）年の 5 月場所における、「髷を掴むことを含めた 5 つの禁じ手」が支度部屋に張り出された事例であ

---

[23] 当時は相撲を行う場所としての「方屋」があった。ただし、新田によると、これが土俵に発展したという明確な根拠は確認できない[新田 2016: 82-83]。

る。また、ルールの明文化の事例としては、相撲協会が提示した昭和 30（1955）年の「昭和三十年度公認相撲規則」などが挙げられる[トンプソン 1990: 76]。

このように現在の大相撲は、競技としての合理化の観点から、明文化された競技規則や土俵という空間が形成されてきたものである。その中でも、とりわけ相撲の近代スポーツ化を特徴付けたのは、明治 42（1909）年に導入された個人優勝制度である[トンプソン 2010: 225]。それまでは東西優勝制度といった団体表彰が存在していたが、個の能力を競い合うような制度の導入は、相撲の勝負観と見方を大きく変えた。

まず、この優勝制度は、相撲協会ではなく、新聞社（時事新報社）による表彰制度であった[風見 2002: 208]。当時の新聞社は、相撲における勝負成績への関心の高まりとともに、相撲の千秋楽における星取表を掲載していた[トンプソン 2010: 226]。この個人成績への関心の形成が、個人優勝という制度の意義を高めることになり、大正 15（1926）年に相撲協会は正式に個人優勝制度を設立した[同上: 226]。それは同時に、相撲の勝負規則を変更する契機となった。以前の大相撲では、勝ちと負け意外に、勝ち負けのつかない「預り」や「引分」という判定が存在していたが、個人の成績を競う際に、これらの制度が曖昧さの原因となることから、優勝制度の導入に合わせて廃止されたのである[同上: 225-226]。

ここまでは、大相撲の近代化における制度的変化に関する具体的な事例を提示した。その他にも、昭和 3（1928）年の NHK によるラジオ中継の導入に伴う制限時間の設定など様々な事例があるが、それは次章で詳しく言及する。では、近代化の特徴がこうした合理化や記録の追求であるとして、相撲の伝統的側面はどのように担保されていたのか。言い換えると、大相撲は近代スポーツの論理を取り入れながら、どのように「伝統」を構造化していたのか。すなわち大相撲は、伝統を創造することによって、「国技」という地位を確保してきたのである。

まず、明治期以降に制度化された事例として、横綱制度の設立が挙げられる。現在の大相撲では、幕内力士の最高位とされている横綱という地位が最初に番付表に記載されたのは、明治 23（1890）年であり、その後、明治 42（1909）年に最高位力士の地位として明文化された[新田 1994: 236]。それまで横綱は「地位」ではなく、土俵入りの際に「横綱」を腰に締めて土俵入りを行う「資格」であった。当時の最高位は大関で、資格として吉田司家から「横綱免許」が与えられるという形式が採用されていた[トンプソン 2010: 227-228][24]。さ

---

[24] 土屋喜敬によると、横綱制度の背景には吉田司家と五条家による相撲の家元を巡る争いがあったという。野見宿禰の末裔にあたる五条家が、上方を中心に相撲の家として地位を確立しようとする動きに対して、行司の祖の継承者を主張する吉田司家が対抗し、家の権威を示す横綱免許と横綱土俵入りの興行人気が相まって、横綱としての地位が定着したと考え

らに、現在の行司の素袍を着て烏帽子を被る服装は、明治期に入ってから導入されたものである。江戸時代における東京相撲の行司は、裃を着用して烏帽子は被っていなかった[風見 2002: 123; 根間 2011: 94]。

このような伝統の創造は、相撲を他の競技スポーツから差異化し、独自の価値を持つ興行集団という認識を世間に広めたといえる。実際に、筆者が初めて国技館を訪れた際にはこの独特な形式や装飾に感動を覚えたことは、第２章で言及している。では、このように伝統的とされる諸制度における作為性とは何か。この意味での伝統について、エリック・ホブズボウムによる定義を参照する[ホブズボウム 2016]。そこでは、「伝統」というものは、いわゆる伝統社会における「慣習」（カスタム）と区別されるものだという。ホブズボウムは「伝統」の特徴を次のように述べている。

> 新たに創り出されたものも含めて、「伝統」の対象や特徴はその恒常性にある。真実であろうが創り出されたものであろうが、伝統によって引き合いに出される過去は反復という決まった（通常、形式化された）慣行（プラクティス）を課すものである。[同上: 11]

すなわち、ここでは伝統なるものは、所作や作法のようにあらかじめ行為を規定する形式化された儀礼的行為を意味する。他方で、「慣習」とは、革新や変化を許容しつつ、そうした「望まれる変化」[同上: 11]に対して、先例を与えながらも最適な解決策を導くものであるとされる。慣習ではなく、このような「伝統」をシステムに代入する方法を採用した大相撲は、それによって、仮構の世界を成立させ、観客に印象的な効果を与える仕掛けを形成した。他方で、この反復を促す構造が、現実の出来事との齟齬を引き起こすことがある。

例えば、近年では、平成 30（2018）年 4 月に鶴舞で行われた巡業の際、土俵上で挨拶をしていた市長が、蜘蛛膜下出血によって倒れる出来事があった。このときに、客席にいた看護師の女性が救護をするために土俵に上がり、それを手助けしようとして、別の 2 人の女性が土俵に上がった。直後に、「女性は土俵から降りてください」という若手行司のアナウンスが入った。その際に、土俵上にいた女性に対して、土俵から降りるように促す仕草をする協会員もいたという [25]。

られる[土屋 2017: 156-164]。

[25] 産経ニュース, [関西の議論] 土俵は女人禁制、緊急時も思わず伝統重視・・・相撲協会が問われる社会とずれた教条主義, 2018 年 4 月 23 日 11 時 00 分, (最終閲覧日: 2020 年 4 月 5 日), https://www.sankei.com/west/news/180423/wst1804230002-n3.html

この出来事は、女人禁制という伝統システムの無反省な反復が、結果的に人命救助という最優先の実践を否定した事例である。女性の行動は、穢れの発生という側面からも、人々が穢れに集い、離散して払うという実践として容認されるべき行為のはずであった。しかし、ここでは、そうした慣習的実践は、制度化された伝統システムによって否定されてしまった。

他にも伝統の創造は、様々な秩序を生み出す装置として機能する。これは、横綱制度の設立がもたらした身分序列の格差についても同様のことが言える。この格差とは、番付制度を用いた力士の給与や賞与の待遇面における差異のことを指しており、とりわけ十両と幕下には大きな格差が生じている点である[26]。これは伝統的側面を強調する興行の目的から、横綱を頂点とする権力構造を採用することで生じる弊害の 1 つだと指摘することも可能である。この格差を是正するにあたって、例えば、大相撲を体重別の競技にしたらどうなるだろうか。おそらく各階級に権力が分散され、給与の大幅な格差も改善される可能性が高い。一方で、各階級に幾人ものチャンピオンが誕生することで、力士の最高位を意味する横綱という文化的側面を担う地位が解体されてしまう。大相撲という興行は、半ば神格化された横綱を頂点に据えた権力構造がなければ、その意味をほとんど失ってしまうのである。この創られた伝統によって、大相撲は維持されていると同時に、相撲を生業とする力士は、それに適応して生き抜く術を身につけるのである。このように、伝統の再創造という仕組みは、大相撲の様々な場面を描き出す。力士や親方あるいは相撲の観客たちは、その仮構の現実を生きている。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

大相撲における伝統の創造が、ナショナリズムの観点から促進されたことは既に述べたとおりであるが、第二次世界大戦中にも同様に、相撲の攻める姿勢が戦争の突撃前進のメタファーとなったことで、大相撲は軍部のプロパガンダに加担することになった[西村 2016: 15]。そもそも大相撲は、日清・日露戦争から、その後の日中戦争勃発後も、軍部との結びつきにおいて、国家的な承認を背景とした興行運営を展開していた。その 1 つに、主に昭和 5（1930）年代後半から昭和 18（1943）年まで行われた「皇軍慰問」の事例が挙げられる。これは、中国における日本軍の駐屯地や占領地に力士たちが訪問する「満鮮巡業」と呼ばれる大相撲の海外遠征である[胎中 2019: 190]。中国大陸の各地を訪問する巡業は、戦地にお

---

[26] 幕下以下の力士にはいわゆる基本給と呼ばれるような給与体系が存在しない。十両に昇進すると、約 103 万円の月額給与が支給される。他にもインセンティブを含めた様々な手当てや賞与の格差が存在する。

ける軍人の慰問を目的としていたことから、この巡業に収益化の意図はなく、むしろ軍部への協力を示す奉仕活動の一環であることがわかる。

その後、昭和 20（1945）年 8 月に日本政府がポツダム宣言を受諾し、無条件降伏が決定されると、GHQ による民主化政策の一環として、武道の禁止と同時に、民主社会に適合的な近代スポーツの奨励が開始された。この政策によって、武道の統括団体として政府の統制下にあった大日本武徳会は解散の憂き目にあい、さらに学校教育における武道（剣道、柔道、薙刀、弓道）の全面的な禁止も決定された[井上 2004: 179-180]。一方で、GHQ は大相撲に関して、昭和 20（1945）年 11 月の本場所の開催を許可するとともに、アメリカ軍に向けた慰問相撲まで要請をしてきたという[胎中 2019: 234]。大相撲は、軍部と密接な関係にあったにも関わらず、GHQ は相撲を民衆的な娯楽として受け入れたのである。これを契機に、相撲協会は、土俵の拡大や仕切りの制限時間の短縮を含めた規則の改正などによって本場所の様式を刷新し、「相撲はスポーツである」との主張に方向を転換した [27]。

第二次世界大戦後の大相撲における近代スポーツ化の流れは、さらにアマチュア相撲の発展や、メディアによるパターン化された力士の身体表象などから、その要因を考察することができる。昭和 39（1964）年には、東日本学生相撲連盟の OB たちが中心となり、アマチュア相撲の統括団体として日本相撲連盟が発足した [28]。同年には国民体育大会が再開したこともあり、同団体は、国体の相撲競技や全国各地で開催される大会を主催するようになる[井上 2011: 239-240]。このアマチュア相撲団体の中核をなしたのが学生相撲の存在であった。もともと大相撲のような職業力士の人材確保は、巡業による地方の素人相撲との交流などによって、地方から中央への進出というルートが存在していた。しかし、アマチュアスポーツとして発展した学生相撲の隆盛によって、戦後以降、大相撲の世界においても、学生相撲出身の力士が主な人材として活躍することになる。競技化された相撲を学んだ学生出身力士らによるプロ化の流れは、少なからず大相撲のスポーツ化を促進したと言える。

---

[27] 当時の理事長である藤島秀光は、相撲が 1200 年前から既に立派なスポーツであり、完全に競技であったとする見解を述べている[胎中 2019: 235]。

[28] 大相撲＝プロ相撲に対するアマチュア相撲を意識した最初の組織は、明治 42（1909）年ごろに「文士押川春浪を中心に江見水蔭らによって結成された天狗倶楽部」[池田 1977: 132]であるとされる。このアマチュア相撲という位置づけは、以前から全国各地で行われていた農耕儀礼に伴う奉納相撲における素人相撲とは異なる文脈として理解されている。また学生相撲の始まりは、明治 33（1900）年に嘉納治五郎が提案した学生体育における相撲の導入であるとされる。学生相撲は主に文士相撲出身者が指導し、天狗倶楽部の結成年に、初めて学生相撲の大会が開催された。

現在の大相撲では、アマチュアの大会で一定の成績を収めた新弟子は、幕下付出という飛び級の地位が与えられる仕組みになっている。つまり、アマチュアである彼らの技術的なレベルは、三段目以下の力士を凌駕するものと認識されているのである。このような相撲の能力を示す番付を用いた特別措置は、大相撲における実力主義による自由競争の原理を強化する施策であると言える。

さらに昭和 28（1953）年から開始された NHK による本場所のテレビ中継によって、大相撲は映像として全国のテレビ視聴者に親しまれるようになった。その中で、NHK は視聴者の期待する相撲や力士像を伝えるために様々な特集による番組制作を行なった。川野佐江子は、NHK による相撲のドキュメンタリー番組を中心にして、大相撲の力士たちの現代社会における表象の特徴を考察している[川野 2014]。川野は、番組のテーマを 6 つのパターンとして、①力士の素顔、②力士の人生、③未来の力士、④日本固有の伝統としての相撲、⑤競技としての相撲、⑥社会現象としての相撲と分類している[同上: 80]。その中で、②力士の人生をテーマにした番組では、主に若手力士に着目して、現代における「普通」の若者という側面が強調される。その上で、彼らが日々の稽古を繰り返し、愚直な努力によって、強靭な身体を獲得する過程を追っていく。視聴者は、固定化された力士の身体性を期待し、この強靭な身体が、「努力」や「克己」の結果によって獲得される「アスリートの身体」として描き出される[同上: 81]。アスリートとして描写される力士の身体は、さらに⑤のテーマにおいて、科学的根拠を持って説明される。ここでは、肥満体型で運動競技において、一見すると非合理的な身体を持つとされる力士に対して、彼らの運動能力を最新の映像処理技術や計測機器を用いての検証が行われる。そして、四股やてっぽうなどの相撲の伝統的な動作を工学的に検証することで、それらが強い足腰を作り上げる上で、合理的な動作であることを結論として提示する[川野 2014: 81]。このように力士や相撲の伝統的側面に対して、科学的な根拠を用いてその合理性を説明する形式の番組は、「相撲は近代的なスポーツである」という見方の表象として作用している。こうしたメディアによるイメージの形成は、一見対立的に見える近代スポーツの論理と、大相撲の実践を結びつける役割を担ったと言える。これは相撲の古典的な稽古実践の合理性を認めるだけではなく、相撲の世界に近代的なトレーニングを導入するきっかけを与えた。

例えば、横綱の千代の富士は自らの脱臼癖を克服するために、肩周りの筋力を重点的に強化する筋力トレーニングを積極的に取り入れることで、強靭な肉体を作り上げた。また横綱の白鵬は、相撲の稽古とは別に、トレーニングジムでウェイトトレーニングを行い、食事前にはビタミンやマグネシウムを補うサプリメントを摂取する。自己の身体を分析し、管理する近代的なアプローチは、現在の大相撲の世界においても日常の風景として違和感なく受

け入れられている。

本節では、近代以前の相撲史を概観し、明治期以降の近代化と相撲の関わりを考察した。ここでは、欧化政策による相撲の存続危機から、一転してナショナリズムの一翼を担うことで人気を博した大相撲の隆盛を記述した。日本における近代スポーツの受容は、和魂洋才の体裁をとりながら、「伝統化」と「近代スポーツ化」の相互変化が認められてきた。特に前者の流れは、国粋主義的な機運と結び付くことによって、伝統の創造が促されたことで、伝統概念に対する不変の様式という特徴が付帯されたと言える。さらに戦後のメディアによる大相撲の慣習的実践の合理性を強調する捉え方は、伝統/近代の対立的な見方を前提とし、科学的な知見から前者に評価を与える図式から、後者の優位性（非対称性）が暗に示されている。同様に、相撲の世界における科学的なトレーニングに対する一部の反発は、むしろこの合理性の承認によって成立している。いずれにせよ、伝統/近代の二項対立への還元と両者の非対称性は、メディアによる話題作りの装置として機能している。後者が前者の非合理性を主張するような場合には、悪しき慣習として、たちまち世間による批判の対象とされる。つまり、大相撲に関する様々な出来事やトラブルは、両者の非対称な関係が問題の根底にあると捉えることは可能である。次節では、このような二項対立の図式にモデル化された大相撲の事例を参照しながら、現実の出来事との齟齬に着目してそれらの問題を検討する。

3.3　伝統と近代の対立構造

近代以降の大相撲は、興行の存続のために様々な戦略をとることで、融通無碍な性質を獲得してきた。この特徴は、大相撲を武道の一部として見るのか、あるいは競技スポーツとして認識するのか、といった特定の見方の受容と否定を繰り返しながら、大相撲が絶えざる変化を続けてきたことを意味する。その過程で発明された伝統は、その根拠を相撲故実の正統なる秩序に求めたことで、新たに創出された秩序にも関わらず、国粋主義の風潮も相まって不変的な意味合いを伴う正統性を獲得した。この不変の伝統の発明は、結果的に無反省的な反復を要求する秩序として、現実の出来事との齟齬を生む装置となってしまった。この仕掛けが前近代の旧習と近代という区別を自明のものとしたことで、大相撲における伝統/近代の二項対立の図式は、その後もメディアによる出来事の「問題化」の源泉とされてきた。つまり、近代化論において、大相撲の伝統的側面と近代的側面が、互いに異なる価値を持つものとして識別されるのと同様に、メディアが相撲の伝統的側面と、近代社会の価値観を全く異なるものとして提示し、後者の指標から前者を評価するといった流れが形成されている。その一例として挙げられるのが、近年のモンゴル人力士の暴力行為に関わる一連の出来事

である。

これは、平成 29（2017）年に起きた横綱、日馬富士の貴ノ岩に対する傷害事件に端を発した、被害者の師匠にあたる貴乃花親方と、相撲協会の間で繰り広げられた事後処理をめぐる一連のトラブルである。相撲協会に対して、内部告発を行った貴乃花親方は、最終的に年寄の退職を選択し、貴乃花部屋が消滅することで事態は決着を迎えた。週刊誌を中心とした一部のメディアは、暴力を主題とするこれらの騒動を、「旧態依然の相撲協会」と「改革派の貴乃花親方」という主客の対立構造として描き出した。しかし、本節では相撲協会と貴乃花親方の対立を相反する伝統/近代といった図式への還元ではなく、特定の出来事に対する双方の認識と解釈の差異として提示し検討する。これは相撲協会が定めた規約と貴乃花親方の言動の噛み合わなさに着目することで、規約と現実の間に生じる齟齬を明らかにすると同時に、争点の変化を追うことで、これらの出来事が伝統と近代の二項対立へのすり替えに過ぎないことを批判的に検討することを目的としている。

ここで取り上げるのは、平成 29（2017）年 10 月 26 日未明に発生した横綱日馬富士による傷害事件から、平成 30（2018）年 10 月 1 日の貴乃花親方退職までの一連の出来事である。なぜ貴乃花親方は退職することになったのか。そしてこれらの出来事に対する双方の認識にはどのような齟齬が生じていたのか。そこで約 1 年にわたる両者のやり取りを、ここでは大きく 3 つの期間（①平成 29（2017）年 10 月 26 日～平成 30（2018）年 1 月 4 日、②平成（2018）年 3 月 9 日～8 月 31 日、③平成（2018）年 9 月 25 日～10 月 1 日）に区切り考察を進める。

① 平成（2017）年 10 月 26 日～平成（2018）年 1 月 4 日

平成（2017）年 10 月 26 日未明、横綱、日馬富士が幕下力士、貴ノ岩を暴行する事件が発生した。以下は、事件当時の詳細について、相撲協会の危機管理委員会の調査による認定事実の抜粋である。

> 秋巡業中に鳥取県内で行われた食事会に白鵬、鶴竜ら関係者 13 人が出席していた(25 日)。その 2 次会の場で、白鵬が貴ノ岩(貴乃花部屋所属の幕内力士、モンゴル出身)と照ノ富士に日頃の言動について注意した。そして白鵬は鶴竜に対しても 2 人への指導が不十分であると説教した。白鵬の説教が一段落したと考えた貴ノ岩がスマートフォンをいじっているところを見た日馬富士が「大横綱が話をしている時に何で携帯をいじっているんだ」と注意した。貴ノ岩は「すみません」と謝ったが、日馬富士は貴ノ岩が謝罪せずににらみつけるような表情をしたと感じ、素手で貴ノ岩の頭

部や顔面を叩いた。日馬富士はシャンパンのボトルを振り上げたが、手が滑って落とした。続いてカラオケのリモコンで貴ノ岩の頭部を数回殴打した(なお、日馬富士の素手による殴打は十数回とみられるが、ビール瓶による殴打や、馬乗りになったりアイスピックを持ち出したりしたという事実は認められなかった)。翌日、貴ノ岩は日馬富士に謝罪し、両者は握手を交わした。そして貴ノ岩は貴乃花親方に対して、自身の怪我を「酔っ払って転んだ」と報告し、鳥取市内の病院で頭部裂傷の縫合などの治療を受けた。その後、貴乃花親方は暴行の事実を知り、協会には報告せず、29 日に鳥取県警に被害届を提出した[29]。

相撲協会が事件の存在を初めて知ったのは、11 月 1 日の鳥取県警からの連絡であった。この暴行事件後、貴乃花親方は自身と貴ノ岩に対する相撲協会の聴取を拒絶し続けていた。つまり、親方自身が最後まで沈黙を貫いたことによって、危機管理委員会の調査報告書には、事件発生直後の親方の行動と本人の心情が記載されることはなかった[30]。平成 30（2018）年 1 月 4 日、日本相撲協会は臨時評議委員会を開き、巡業部長であった貴乃花親方が、秋巡業中に起きた日馬富士の暴力事件の報告を怠ったとして、理事解任決議を全会一致で承認し、2 階級降格処分が決定した[31]。これまで相撲協会の理事が解任された前例はなく、今回の決定はまさしく異例の処分であったことがわかる。理事解任の手続きとして、公益財団法人である日本相撲協会の定款には、以下のような規定が記されている[32]。

---

[29] 日刊スポーツ, 日馬富士関の暴行事件全貌/危機管理委の報告詳細, 2017 年 12 月 21 日, 0 時 05 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 7 日),
https://www.nikkansports.com/battle/sumo/news/201712200000729.html

[30] 危機管理委員会の調査報告は 2017 年 12 月 20 日に公表された。事件の被害者である貴ノ岩への聴取は、その前日に行われたため、当事者の証言としてその報告に含むことができた。

[31] 日刊スポーツ, 貴乃花親方「分かりました」理事解任全会一致で承認, 2018 年 1 月 4 日 13 時 09 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 7 日),
https://www.nikkansports.com/battle/sumo/news/201801040000335.html

[32] 以下の URL で公開されている。(最終閲覧日: 2018 年 10 月 7 日),
http://www.sumo.or.jp/pdf/kyokai/zaimu/h2703teikan.pdf

第 5 章　評議会

（権限）

第 18 条　評議員会は、次の事項について決議する。

（1）　理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任

（2）　理事及び監事の報酬等の額

（3）　評議員に対する報酬の支給の基準

（4）　貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認

（5）　定款の変更

（6）　残余財産の処分

（7）　基本財産の処分又は除外の承認

（8）　その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

評議員会は、外部有識者 4 人と親方出身 3 人の計 7 人で構成され、理事解任の権限を持つ。また評議員会は、理事会の決議に基づいて、理事長が招集する決まりとなっており（第 20 条）、12 月 28 日の臨時理事会における降格処分の決議から、1 月 4 日の臨時評議会の開催、という手続きには不当な点は見当たらない。さらに、理事解任に関する条項は以下のように記されている。

（役員及び会計監査人の解任）

第 32 条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

今回の貴乃花親方は、①協会への報告義務を怠り、②被害者で弟子の貴ノ岩や自身に対する危機管理委員会の聴取要請に非協力的だったとして、第 32 条(1)に該当する処分の対象となった。そして、11 月 1 日の時点で鳥取県警から相撲協会に連絡が入り、3 日の協会による聞き取りには「よくわからない」と応じた点は①に該当する [33]。さらにその後、貴乃花

---

[33] 日経電子版, 当初は「転んだ」と報告 暴行被害の貴ノ岩, 2017 年 11 月 16 日 09 時 33 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 7 日), https://www.nikkei.com/article/DGXMZO23538900W7A111C1CC0000/

親方は危機管理委員会による再三の聴取要請を拒否(②に該当)し、 貴ノ岩が聴取に応じたのは 1 ヶ月以上が経過した 12 月 19 日のことであった。貴乃花親方は協会側の聴取の要請を、「警察の捜査が優先」という理由で拒否していた。相撲協会によると、親方は協会側が捜査に全面協力する意向を示していることから、「自分もそれに従う」との趣旨で、貴ノ岩の聴取には応じられないとの返事がきたという。その直後、協会は鳥取県警に確認を取ると、「捜査への支障はない」との反応だった[34]。つまり貴乃花親方は「協会の聴取 ＝ 警察の捜査の妨げ」と考え、「協会の聴取を拒否すること ＝ 捜査への全面協力」と主張していたが、協会側は「親方が協会の聴取に応じることが捜査への協力である」という立場を表明し続けていた。

② 平成 30（2018）年 3 月 9 日～8 月 31 日

平成 30（2018）年 3 月 9 日、貴乃花親方は、相撲協会に対する「告発状」を内閣府公益認定等委員会に提出した[35]。貴乃花部屋所属の幕内力士貴ノ岩に対する元横綱日馬富士の暴行事件に絡んだ告発状の内容は、主に①協会が適切な事実関係の解明を行わなかったという点、②貴乃花親方の今年 1 月の理事解任には正当な理由がなかったという点が主張されていた[36]。しかし、3 月 28 日に貴乃花親方は突如として、告発状の取り下げを行った。その理由は、大阪場所中の 3 月 18 日に自身の弟子である力士の貴公俊が、付き人を殴ったことが発覚したためであった[37]。

本件に対する協会側の制裁は、3 月 29 日の理事会で決定された 2 階級降格処分という形で示された。すでに 1 月の時点で、理事を解任されていた貴乃花親方は、2 階級下の「役員待遇委員」となっていた。また、その後の理事選に落選したことで 3 月 28 日の時点では慣例により、さらに 1 階級下の「委員」となっていた。つまり、29 日の処分によって、貴乃花親方はさらに 2 階級下の「年寄(平年寄)」となり、親方の階級の中で、最も低い地位に転

---

[34] 朝日新聞デジタル,「警察の捜査が優先」貴ノ岩への聴取、貴乃花親方拒否, 2017 年 11 月 21 日, 19 時 55 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 7 日), https://www.asahi.com/articles/ASKCP4DKHKCPUTQP00R.html

[35] 公益認定等委員会は公益法人の認定等を判断するため、認定法に基づき内閣府に設置された機関である。

[36] 告発状の全文は不明であるが、一時期貴乃花部屋の HP 上で告発内容が報告されていた。現在 HP は閉鎖され閲覧ができなくなっている。

[37] 18 日(本場所 8 日目)の暴行発覚の翌日から貴公俊は休場し、翌場所の出場停止処分を受けた。

落したのである。このように貴乃花親方は1月から合計で5階級降格したことになった[38]。

この3月28日の降格処分に関して、貴乃花親方は「真摯に処分を受け止め、鍛錬に励む」と談話を発表しており、処分の理由が、弟子の暴行事件における自身の監督責任と、場所中の職務怠慢とされていることを認識していた[39]。実際に、この降格処分と告発内容の真偽は、直接的な関係があるわけでは無いが、親方は告発状という切り札を、弟子の暴行事件の落とし前(告発状の取り下げ)として撤回することになった。

一方で、告発内容の真偽をめぐっては、その後も他の親方衆から内容の開示を求める声が上がっていた。これを受けて5月の年寄総会では、告発状が各親方に配布され、貴乃花親方に対する質疑が行われた。年寄会会長の入間川親方(元関脇、栃司)は、告発内容と事実が違っていることを出席者から指摘された貴乃花親方の様子について、「異なっているのであれば(自身の認識を)真摯に検討する、改善するという話をしていた」と明かした[40]。

その後、相撲協会は、「事件を公にしないまま処理しようとしていた」とする告発状の指摘に対して、「警察の捜査が始まっていて協会も協力を了承していたため不可能」と説明した。さらにこの告発状が、インターネット上の記事を根拠としていることを含めて、事実無根の理由に基づくものとする見解を8月7日に同親方に通達した[41]。これに対して、貴乃花親方からは同月31日に「代理人弁護士に話したことに基づき、代理人弁護士が作成したものであり、話した内容に関しては間違いありません」との見解書が協会に送付された。協会側は、返答の趣旨が判然としないとして、9月27日の年寄総会で説明を求めることにした[42]。

---

[38] 日経電子版, 貴乃花親方は2階級降格 相撲協会が処分, 2018年3月29日16時10分, (最終閲覧日: 2018年10月7日), https://www.nikkei.com/article/DGXMZO28741630Z20C18A3000000/

[39] 毎日新聞, 貴乃花親方を2階級降格処分, 2018年3月29日16時06分, (最終閲覧日: 2018年10月7日), https://mainichi.jp/ articles/20180329/k00/00e/050/342000c

[40] SANSPO.COM, 貴乃花親方告発で質疑応答 年寄総会、傷害事件巡り, 2018年5月2日21時09 分, (最終閲覧日: 2018年10月7日), https://www.sanspo.com/sports/news/20180502/sum18050221090009-n1.html

[41] 日本相撲協会の危機管理委員会は、相撲協会が不祥事の予防や発生した場合の適切な対応などを目的として2012年に設置された。2016年から委員長は高野利雄外部理事(元名古屋高検検事長）が務めている。

[42] 日経電子版, 相撲協会、10月1日に貴乃花部屋の力士移籍を審議, 2018年9月26日23時06分, (最終閲覧日: 2018年10月7日), https://www.nikkei.com/article/DGXLSSXK30945_W8A920C1000000/

このように日本相撲協会の見解と、それに対する貴乃花親方の返答は、全く噛み合っていない。相撲協会側は、告発状の内容が事実に基づかないとする根拠を提示し、貴乃花親方は自分が弁護士に話した内容に虚偽はない、という誓いを立てる。双方の主張が交わることもなく、結果的に貴乃花親方は、告発状の内容が事実に基づくとする根拠を提示する機会を自ら失ってしまった。

③ 平成 30（2018）年 9 月 25 日～10 月 1 日

年寄総会の 2 日前にあたる平成 30（2018）年 9 月 25 日、貴乃花親方は東京都内で記者会見を開いた。その内容は、親方が協会に退職届を提出したというものだった。親方は引退の理由として、昨年の 11 月に発覚した元横綱日馬富士の傷害事件を巡る協会の運営に疑義があるとして内閣府に提出した告発状について、内容が事実無根であったことを認めるよう、協会から強要されたと主張した。その詳細について貴乃花親方は会見の場で次のように述べている。

> 「本年 3 月 9 日、私は貴ノ岩への傷害事件に関する日本相撲協会の対応などについて真実を隠さず、追求したいという気持ちで、内閣府公益認定等委員会に告発状を提出いたしました。その後、私の弟子の不行き届きもあり、3 月 28 日付で告発状を取り下げましたが、告発状の内容には、何ら真実に反する点はありませんでした。その後、私は先般受けました降格処分を真摯に受け止め、一兵卒としてゼロからスタートさせていただき、部屋に所属する力士に対する指導・監督及び審判としての業務に粛々と従事してまいりました。しかし、本年 8 月 7 日、日本相撲協会より、協会が依頼された外部の弁護士の見解を踏まえたとする書面が届きました。その書面では告発状は事実無根な理由に基づいてなされたもの、と結論づけられておりました。これに対して私は書面で告発状の内容は事実無根ではないことをご説明してまいりましたが、その後、告発状の内容が事実無根な理由に基づいてなされたものであることを認めないと、親方を廃業せざるを得ない、という有形無形の要請を受け続けてまいりました。さらに今般、日本相撲協会理事会において、全ての親方は一門のいずれかに所属しなければならず、一門に所属しない親方は部屋を持つことができない。そういう決定がなされたとのことですが、同時に私はいずれかの一門に入る条件として、告発の内容は事実無根な理由に基づいてなされたものであると認めるようにとの要請を受け続けておりました。しかしながら内閣府公益認定等委員会に提出した告発状は、事実無根な理由に基づくものではございません。真実を曲げて告発は事実無根だ

と認めることは私にはできません。一方でこのままでは、私はどの一門にも属することはできません。これでは貴乃花部屋に所属する力士たちは、相撲を続けることが困難になり、安心して鍛錬精進することができません。このような状況において、断腸の思いではございますが、貴乃花部屋の所属しております力士、床山 及び世話人は全員継承者である千賀ノ浦部屋に所属先を変更させていただき、私貴乃花光司は年寄を引退させていただくことが最善の道であると、苦渋の決断をするに至った次第です」[43]

このように貴乃花親方の主張は、①日本相撲協会が告発状の内容を事実無根であると結論づけた、②その告発の内容が事実無根であると認めるよう協会から圧力を受けたという 2 点を挙げている。貴乃花親方にとって一門に所属することは、告発状の内容が事実に基づかないものであると認めることになる。他方で、一門に所属しなければ親方を続けることができなくなり、貴乃花部屋の力士や成員が行き場を失ってしまう。この 2 つの選択の前で、貴乃花親方が下した決断は、自らが廃業し、部屋に所属する弟子たちの受け入れ先を確保することであった。貴乃花親方の会見後、すぐさまマスコミの取材に応じた日本相撲協会の芝田山広報部長は、「告発状が事実無根だと認めるよう有形無形の圧力を受けた」という貴乃花親方の主張に対して「そのような事実は一切ない」と反論した。また、相撲協会が一門に所属しない親方は部屋を持てないと決めたことについて、「一門に所属して一緒にやろうと何度も説得した。告発状が事実無根であると認めなければ一門に入れないと圧力をかけた事実はない」と話した[44]。日本相撲協会はこの日に提出された貴乃花親方の退職届と力士らの所属変更願について、書類の形式上の不備があるとして受理しなかった。さらに、貴乃花親方から転属先に指名された千賀ノ浦部屋の千賀ノ浦親方は、その弟子たちを受け入れるという意向を示したが、貴乃花親方から要請があったのは 25 日の昼ごろで、23 日に終了した秋場所中の相談については、「一切なかった」と明かした[45]。もともと千賀ノ浦親方は、貴

---

[43] 以下の URL で公開されている。(最終閲覧日: 2018 年 10 月 8 日),
https://www.youtube.com/watch?v=OvUmQcuxYds

[44] 朝日新聞デジタル, 「圧力かけてない」相撲協会が反論 貴乃花親方退職問題, 2018 年 9 月 25 日 21 時 24 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 8 日),
https://www.asahi.com/articles/ASL9T6T82L9TUTQP02T.html

[45] SANSPO.COM, 千賀ノ浦親方、貴部屋を受け入れの意向 力士たちには「戸惑いも」, 2018 年 9 月 26 日 11 時 48 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 8 日),
https://www.sanspo.com/sports/news/20180926/sum18092611480015- n1.html

乃花部屋の部屋付き親方(当時は常盤山親方)であったことから、今回は貴乃花部屋の継承者として、貴乃花親方の指名を受ける形となった。

翌 26 日、日本相撲協会は、貴乃花親方が師匠を務める貴乃花部屋の力士らの千賀ノ浦部屋移籍を審議するため、10 月 1 日に臨時の理事会を開く方針を明らかにした [46]。これを受けて 27 日、貴乃花親方の代理人を務める石原修弁護士が、貴乃花親方の退職手続きを進めるための書類を日本相撲協会に再提出するも、芝田山広報部長は再度、書類の不備を指摘して再提出を求めた。不備があるとされたのは弟子の移籍に必要な所属先変更願で、貴乃花親方の署名、押印した書類のコピーに、弟子の受け入れに応じた千賀ノ浦親方 (元小結隆三杉) が署名、押印した文書が提出された。芝田山親方は、両親方の直筆署名と押印がある書類の提出を求め、「貴乃花親方は『弟子が、弟子が』というのであれば、弟子を移籍させるための手続きを取ってほしい」と述べた [47]。

最初に提出された書類に形式上の不備があると判断された場合に、協会側が訂正箇所を指摘し、正しいフォーマットを伝えるのが一般的な手続きである。しかし、再び提出された書類にも同様に形式上の不備が認められたということは、そこで正しい形式が示されなかったのか、それが明確に存在しないのか、あるいは貴乃花側のミスのいずれかが原因とみなされる。また、相撲協会は最初に提出された貴乃花親方の退職届が、「退職届」ではなく、「引退届」と明記されていたことを不受理の理由に挙げていたが、これに対して貴乃花親方の代理人弁護士が、「引退」を「退職」と読み替えて欲しいという上申書を提出したことも明らかになった。この「引退」という表現は、日本相撲協会寄附行為施行細則の第 60 条の条文における「引退」に則した形式で使用されたと考えられる。以下は第 60 条の抜粋である。

第六十条

年寄死亡後継承者なきもの、または年寄にして除名処分を受けたものに属する力士は、本人の意見を徴し、その転属すべき師匠である年寄を決定し、理事会で承認する。

---

[46] 日経電子版, 相撲協会、10 月 1 日に貴乃花部屋の力士移籍を審議, 2018 年 9 月 26 日 23 時 06 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 8 日), https://www.nikkei.com/article/DGXLSSXK30945_W8A920C1000000/

[47] 産経ニュース, 貴乃花親方の再提出書類にまた不備、芝田山広報部長「きちっと手続きを」, 2018 年 9 月 27 日 21 時 49 分, (最終閲覧日: 2018 年 10 月 8 日), https://www.sankei.com/sports/news/180927/spo1809270031-n1.html

年寄が前項の転属を受けようとする場合も、前項に準ずる。 師匠である年寄が、死亡または引退し、その名跡を襲名・継承するものがあった場合は、その所属力士は、当然襲名・継承者に随従するものとする。[48]

師匠が不在となる力士の転属は、理事会の承認を必要とする。つまり、手続きは所属先変更願の受理、理事会の審議、移籍の承認という順序となる。しかし、今回は所属先変更願の受理に先行した形で、10 月 1 日の臨時理事会が 26 日に決定、29 日に退職届と所属先変更願を受理、承認という流れになった。最終的に、貴乃花親方の退職と所属力士の千賀ノ浦部屋への移籍は、臨時理事会で承認され、貴乃花親方の廃業が決定した。

この一連の出来事は、貴乃花親方と日本相撲協会のそれぞれの異なる主張によって引き起こされている。前述したように貴乃花親方の記者会見における主張は、①「日本相撲協会が告発状の内容を事実無根だと結論づけた」、②「協会がその告発の内容が事実無根であると認めるよう圧力をかけてきたこと」である。貴乃花親方の視点に立つと、日本相撲協会が告発状の内容を虚偽だとするという「事実」と、それを否定する協会側の「圧力」が存在している。一方で協会側は、①告発状が事実無根の理由に基づくものとする見解を親方に渡しているという「事実」を示していながら、②「圧力」は無いものと否定している。このように双方の見解において、おおよその一致が見られる認識とは、(A)「日本相撲協会は貴乃花親方の告発状が、事実無根の理由に基づくものであるとの見解を示した」という部分である。つまり、両者の見解の相違とは、これを「事実」として認めるような「要請(圧力)」が存在するのか否かである。

では、告発状の内容は具体的に何を示していたのか。その 1 つは、横綱日馬富士による暴行事件について、「協会は事件を公にしないまま処理しようとした」という主張である。ここには、親方と協会における「公」の範囲に齟齬が生じている。先に暴行を知った親方は、協会に知らせずに、警察に通報し、協会の聴取に応じなかった。協会からすれば、協会側が事態を把握する前に、事件はすでに公のもの（警察を交えたもの）として扱われており、両者の対話すら成立していなかった。さらに、告発状には、貴乃花親方に対する最初の降格処分について、「正当な理由がない」という主張が盛り込まれていた。この場合、親方と協会の「正当性」の意味に焦点が当てられているが、親方の根拠は、「自らの実践は正当である」という自己言及の形でしか認められないと同時に、協会の示す正当性は、定款によって規定

---

[48] 財団法人 日本相撲協会寄附行為施行細則,
http://www.geocities.jp/mmts_sumo/saisoku.htm

された条件付きの正当性に過ぎない。両者のこうした噛み合わなさとは、むしろ規約と実践が双方の前提を無効にする相互関係によって結び付けられる。

結果的に、貴乃花親方の会見時における主張は、個別の事案に関する意見の相違から、出来事についての「事実」や「圧力」の有無、という抽象的な二者択一の問いに変化していた。そうした存在の有無を争うことは、両者の対立が終盤にかけて、より不毛な議論へと変化していることが示唆される。例えば、貴乃花親方が、日本相撲協会が告発状の内容を否定した行為(A)自体を自身への「圧力(=要請を受け続けたこと)」だと解釈しているならば、自身の告発状にも協会に対する同様の「圧力」が存在することを認めなければならない。反対に協会側は、自らの(貴乃花親方に対する)行為に圧力が存在しないとするならば、貴乃花親方の告発をわざわざ否定する理由を説明できなくなる。つまり両者の対立とは、相撲の世界における伝統/近代的思考の対立などではない。存在の「有無」を争う二者択一の問いは、最初から交わることがないのである。このように、両者の意見交換は終始、「事実無根」などといった他の可能性を認めない強い主張によって展開されていた。協会側は何度か貴乃花親方の主張との結節点を見出そうとしたが、その真意を最後まで理解することができなかった。双方の意見が交わることはなかったが、[表 3.1]のように互いの意思表示を通じてそれぞれの対応には動的な相互変化が認められる。ここには、旧習を維持する相撲協会と改革派の貴乃花親方という対立関係は存在しない。この事例で可能な解釈とは、両者のやりとりについて譲歩を目的としない戦略的営為の一環として捉えることである。

[表 3.1]　2017 年 10 月 26 日～2018 年 10 月 1 日までの主な出来事

平成 29（2017）年 10 月 26 日未明 鳥取巡業中に横綱日馬富士が貴ノ岩を暴行(貴ノ岩は翌日の巡業にも参加)
10 月 29 日 貴乃花親方が鳥取県警に被害届を提出
11 月 1 日　鳥取県警が相撲協会に問い合わせる
11 月 3 日　危機管理部長の鏡山親方が巡業部長の貴乃花親方にヒアリングするも「わからない」と返答
11 月 5 日～ 9 日 貴ノ岩が福岡市内の病院に入院
11 月 12 日 九州場所初日、貴ノ岩は休場
11 月 13 日 日馬富士の暴行がメディアに発覚、貴ノ岩が相撲協会に診断書を提出
11 月 14 日 日馬富士が暴行の事実を認め休場

11 月 19 日 八角理事長が事件後初めて謝罪を表明
11 月 26 日 九州場所千秋楽
11 月 29 日 日馬富士引退
11 月 30 日 危機管理委員会が中間報告を発表
12 月 3 日　冬巡業開始、貴ノ岩不参加に協会は診断書の提出を求めるも貴乃花親方は無視
12 月 11 日 鳥取県警が日馬富士を貴ノ岩に対する傷害容疑で地検に書類送検
12 月 20 日 臨時理事会において伊勢ケ浜親方が理事を辞任、臨時横綱審議委員会
12 月 28 日 臨時理事会で貴乃花親方の 2 階級降格処分を決議
平成 30（2018）年 1 月 4 日 臨時評議委員会を開催、貴乃花親方の理事解任が全会一致で承認
3 月 9 日　貴乃花親方が内閣府公益認定等委員会に告発状を提出
3 月 11 日　大阪場所初日、貴乃花親方の無断欠勤が始まる
3 月 18 日　貴乃花部屋所属の十両力士貴公俊が付き人を暴行
3 月 28 日　貴乃花親方が告発状を取り下げる。臨時年寄総会で謝罪
3 月 29 日　理事会で貴乃花親方の降格処分が下される(「委員」から「年寄」へ 2 階級降格)
5 月 2 日　年寄総会で貴乃花親方に対して告発状についての質疑応答が行われる
6 月 22 日　貴乃花親方の離脱により貴乃花一門が消滅
7 月 26 日　理事会が一門への所属の義務化を決定
8 月 7 日　相撲協会が告発状の内容を事実無根の理由に基づくとする報告書を貴乃花親方に渡す
8 月 31 日　貴乃花親方が相撲協会に見解書を提出
9 月 25 日　貴乃花親方が退職届と貴乃花部屋の力士らの所属先変更願を日本相撲協会に提出。記者会見を開き協会を批判。
同日　日本相撲協会は貴乃花親方の記者会見の内容に反論。提出書類の不備を指摘し再提出を求める。
9 月 26 日　日本相撲協会は 10 月 1 日に臨時理事会を開くことを決定する。
9 月 27 日　貴乃花親方側が書類を再提出するも再び不備が認められ協会側は再々提出を求める。
同日　定例の年寄総会が開かれる(貴乃花は欠席)。
9 月 29 日　貴乃花親方側が書類を再々提出。協会の求める正式書類であることが認め

られる。

10 月 1 日　臨時理事会が開かれ、貴乃花親方の年寄引退と、貴乃花部屋の力士らの千賀ノ浦部屋への移籍が承認される。

3.4　八百長行為の問題

本節では、大相撲の八百長行為について考察する。前節において、相撲の伝統と近代についての対立的な見方の問題を取り上げた。そこでは、メディアによる現実の対立図式への還元によって、問題の焦点がすり替えられてきた点を指摘した。これは、伝統/近代のみならず、行為者同士の競技実践の形式においても同様のことが言える。それは両者の対立を前提とし、競争関係が強調されることで、行為選択の自律性と主体性に関わるゲーム空間の不確定性を含めた他者性が捨象されてしまう点である。八百長とは、勝負事にわざと負けて相手に勝ちを譲る行為のことを言う。転じて、競技の勝敗を争う両者が、実践を事前に示し合わせることで、勝ち負けを操作することを意味している。

大相撲の世界では、相撲の取組における八百長疑惑がたびたび指摘されてきた。なぜ相撲の八百長は疑われ、それが往々にして繰り返されるのか。そして力士間の示し合わせの実践は、どのように実行されるのか。また八百長の事例を通して、相撲の相互行為の在り方をどのように理解することができるのか。

ここではまず、平成 23（2011）年に起きた八百長問題を取り上げながら、相撲の八百長に関する過去の事例を参照し、八百長が世論や相撲協会にどのように捉えられ、扱われてきたのかを考察する。そして、勝ち負けを演じる八百長の儀礼的側面に着目し、現在の大相撲における八百長の働きについて、ガチンコ相撲との比較を通じた検討を試みる。次に示すのは、近年の関取らによる八百長相撲の事例である。

平成 23（2011）年 2 月、14 人の力士らによる八百長行為が発覚した。そのきっかけは、平成 22（2010）年の野球賭博問題の際に押収された、力士の携帯メールの復元データであった。ここには力士たちの生々しいやりとりが残されていた[49]。

[事例 3.1]　八百長メール

・平成 22（2010）年 4 月 16 日（金）　午前 4 時 39 分

---

[49] 時事ドットコムニュース，大相撲八百長問題 主なメールのやりとり，(最終閲覧日: 2020 年 7 月 30 日)， https://www.jiji.com/jc/v2?id=sumo_yao_02

春日錦→清瀬海
「お疲れ様！！この前は有り難う、光龍に 1 つ貸しているので後 20 で利権を譲りますがどうですか？」

・同日午後 9 時 42 分
春日錦→清瀬海
「了解です！！ではまた」

・5 月 7 日（金）午後 8 時 27 分
恵那司→春日錦
「霜（霜鳳）は厳しいみたいです〜誰か十両とあたったら光龍にこけさせて移行させないといけないですね〜」

・5 月 10 日（月）午後 5 時 7 分
清瀬海→春日錦
「立ち合いは強く当たって流れでお願いします」

・同日午後 5 時 8 分　春日錦→清瀬海
「了解致しました！！では流れで少しは踏ん張るよ」（春日錦が清瀬海に敗れる）（原文のまま）

これは当時、警視庁によって公開されたメール内容の一部である。文面からは、東十両 9 枚目の春日錦と、東十両 10 枚目の清瀬海による八百長と見られるやりとりが確認できる。両者の対戦は、5 月場所 3 日目の 5 月 11 日に組まれたことから、その前日の 5 月 10 日の午後に連絡を取り合っていた。そこで取組の内容を示し合わせることによって、不確実性を伴う相撲という勝負事は、当事者によってコントロールされた予定調和の実践へと変換されたのである。これにより日本相撲協会は信頼回復に努めるとして、3 月場所を中止し、さらに 5 月場所は、観客から入場料を徴収しない無料公開の技量審査場所という異例の形式で実施した。

今回の出来事にかかわらず、相撲の世界における八百長行為は、以前から一部の力士や相撲ファンの間では暗黙の了解として認知されていた。それは私たちがしばしば用いる「ガチンコ力士」という用語が、逆説的に八百長力士の存在を暗に指し示していることを意味する。

例えば、第 58 代横綱千代の富士が八百長の常習力士であったことは、相撲の世界では有名な逸話である[50]。しかしながら、千代の富士が八百長に関与したという明確な証拠は存在しないとされている。こうした八百長の捉え難い実態を含めて、本節ではまず、過去の八百長の事例を参照しながら、相撲の勝敗を操作する実践が、世間や相撲協会からどのように認識されてきたのかを考察する。

大相撲の八百長行為は、明治期の取組から疑惑の対象とされてきた。例えば、明治 43(1910)年の春場所において、千秋楽に行われた横綱、常陸山と大関、太刀山の無敗同士の取組がその疑惑の 1 つである。両者は立ち上がると、すぐに四つに組み、太刀山が形だけの下手投げを見せただけで水入りになり、水入り後は、太刀山が同じような下手投げを見せるだけに止まり、結局引き分けとなった[風見 2002: 132-133]。明治期の相撲では、勝敗のつかない「引き分け」を狙った八百長行為が横行していたという。これは、「人情相撲」や「抱え相撲」などと呼ばれ、人気力士の面目を保つことや、力を出し合った末の引き分けをよしとする、などといった理由を根拠としていた。ここで、太刀山が引き分けたのは、同じ友綱部屋の国見山のために引き分け相撲をとってくれた常陸山への恩返しのため、といわれていた[新田 2016: 158]。

他方で、明治期にもこうした八百長とみられる取組には、世間からの批判の声が集まっていた。それは、力士の互助的な関係を「卑怯」とみなす倫理観が形成されていたことを意味する。相撲の近代化に伴う個人成績への注目や、勝敗の価値観が変化したことによって、それらを無効化する八百長行為は、「不正」な実践とみなされた。西村秀樹は、大相撲における倫理的態度の変化について、興行の祝祭性から厳粛化の流れという側面を提示した[西村 2016]。まず、明治期における大相撲の観客の中には、土俵に上がって、力士に飛びついたり、しがみついたりといった行為が見かけられていた。ひどい場合には、酒を飲んで大声で叫び、力士に向かって、ビール瓶を投げつけるような出来事もあったというが、時にはそれが、新聞記事などによって、「相撲気分」として容認される雰囲気が醸成されていた。こうしたモラルの曖昧さを背景とした祝祭的な空気は、大正末期から昭和初期にかけて、儀礼的な形式化の実践へと転換していく。前章で触れたように、この流れから、大相撲は、その後

---

[50] 千代の富士が八百長力士であるという話は、相撲関係者の間で度々話題とされてきた。元小結の板井によると、千代の富士は板井に対して、自らの連勝記録を阻止したガチンコ力士である大乃国に勝てば祝儀を与えると持ちかけて、その見返りとして千代の富士に板井の星を回していたと証言している[板井 2000]。実際に、板井と大乃国の対戦成績は 8 勝 8 敗の互角であるのに対し、千代の富士と板井の対戦成績は 16 勝 0 敗と千代の富士が大きく勝ち越している。

の第二次世界大戦における軍部との結びつきによって、国民の「敢闘精神」を鼓舞する突撃前進のメタファーとして働くことになった[同上: 10, 15]。

この儀礼化の流れとは、主に二つの制度的変化を指している。一つは、控え力士の褌袍の着用が禁止されたことや、終礼と袴着用の義務化などといった規律面における制度変化である。もう一つは、仕切りの制限時間の設置や、「引分」、「預かり」の廃止といった競技規則の制度変化である。こうした競技実践における公平性の原理を前提とした制度化の流れと、ナショナリズムに基づく精神性が結びついたときに、力士による勝負の意図的な操作は、「卑怯」な実践として、世間に認知されるようになったのである。では、このような状況に対して、相撲協会は八百長を如何に捉え、どのような対応をしてきたのか。

風見明によると、明治期の太刀山らによる八百長行為の際は、国技館建設にも尽力した板垣退助が、友綱親方を通じて、有力関取に対して契約書を結ばせたという[風見 2002: 136]。これは同時期の本場所において、引き分けの相撲が横行したことで、八百長相撲に対する世間の批判の高まりを危惧し、武士道の精神を説いた誓約を関取らに取り付けるものであった。この契約書では、「八百長の禁止を直接的には表現せず、「相撲道の弊風を矯正する」とか「土俵上の勝負は神聖に決すべく」とかの言い方で間接的に表現」[同上: 137]することで、八百長の明言を慎重に避けていることがわかる。ただ、こうした動きに対して、当時の横綱、常陸山は、「友綱が情実相撲や八百長相撲を認めるとは意外であり、取締はむしろ噂の打ち消しを図るべきである」[同上: 139]と批判した。板垣による政治的な仲裁によって、世間の批判を免れようとした友綱に対して、常陸山はそれは八百長の存在を認めたようなものだ、として非難したのである。常陸山は、八百長相撲を承知した上で、対外的には、その存在を否定するという立場をとった。これは、その後の相撲協会の立場に反映され、「八百長」は存在しないものだとする見解を与えた。これによって、大相撲は八百長行為そのものに対する問い自体を封殺してしまった。

新田一郎は、現在の相撲協会による八百長への対応について、「明治末期に「大相撲に八百長なし」という建前を自ら掲げたことが、問題を潜在させ、却って根本的な解決を難しくしてきた」[新田 2016: 160]と指摘している。この問題は、昭和 47（1972）年に相撲協会が八百長の防止を主な目的として施行した「故意による無気力相撲懲罰規定」などに見られる「無気力相撲」という表現に集約されている。この場合、故意ではない無気力相撲（片方の体調不良など）は懲罰の対象外とされるが、まさにそれを演じるのが八百長であることから、この読み替えられた規定については、その効力を疑わざるを得ない。

現在の大相撲は、「八百長」という直接的な表現を避けながら、「無気力相撲」と表現することで、「構造的な問題が精神論にすりかえられ、問題の所在が曖昧なまま」[新田 2016:

160]に扱われてきたと言える[51]。相撲協会の立場としては、八百長の存在は、武道的な精神性においても近代スポーツの論理においても否定されるべき実践であるが故に、それを公にすることは望まなかったと考えられる。また、常陸山が存在そのものを否定して、疑惑の打ち消しを主張したのも、八百長の内部的な性質における証拠の捉え難さが背景にあったと言える。しかしながら、平成 23（2011）年に発覚した八百長に関しては、メールという物的証拠が公に暴露される事態となった。これは近代社会において不正行為の決定的な根拠として認められるには十分な材料として世間に認知された。つまり、八百長相撲は、逸話や慣習に基づく「ないものではない」という柔らかい事実によって、その存在が認識されてきたのに対して、電子メールのような物的証拠が暴露されたことで、八百長の存在がより固い事実として世間に認識される結果となったのである。本場所が中止に追い込まれた前代未聞の出来事は、長年にわたる相撲協会の八百長行為に対する曖昧な対応が招いた結果であったと言える。

以上の事例を通して、ここまでは八百長に対する不正という意味づけの形成過程と相撲協会の見解を概観した。本節ではさらに、勝ち負けを演じる実践が行われる背景や、大相撲における八百長という実践の産出の原理について考察する。

平成 23（2011）年に発覚した八百長行為が批判の対象となったのは、この実践における人為的な操作が、自律した個の能力を前提とする近代スポーツの論理に反するためであった。いわゆる筋書きのないドラマを期待する人々にとって、八百長相撲はその想定を覆す重大な倫理違反であり、あらかじめ台本が用意された欺瞞の実践なのである。明治期以降の大相撲は、優勝制度や部屋別総当たり制などの導入によって、力士間の競争的側面を促進する傾向にあった。さらに興行の醍醐味として、ビデオ判定を含めた公平な環境の整備によって管理された、「ガチンコ」の相撲による即興的な駆け引きが観客に提示されてきた背景がある。そこでは勝敗を争う上で、競技者間の同調的な要素が排除されなければならない。結果として、予定調和の「八百長」は不確実性に依拠した「ガチンコ」とは異なる実践として区別され、前者は不正な行為として対象化されたのである。競技者同士が相対するゲームの図式は、主客の明確な区別を前提とする。両者が対立的な関係にあるからこそ、示し合わせの

---

[51] 2011 年の八百長相撲が発覚した際の会見で、放駒理事長は終始、八百長という用語は使わずに「無気力相撲」と表現していた。「八百長と無気力相撲は同じか」と記者に問われた理事長は、「私の認識はある意味イコールだと思っている」として釈明した。
日本経済新聞, 放駒理事長 「過去に一切なかった」強調 八百長、「無気力相撲」と表現, 2011 年 2 月 3 日付, (最終閲覧日: 2020 年 5 月 25 日),
https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG0205E_S1A200C1CC1000/

実践は勝負規則の原則から除外される。したがって、共通のルールを定め、力士間の競争を目的とした近代スポーツの原理を前提とした場合、八百長は否定され、ガチンコはその競技性によって肯定される。反対に、八百長が肯定的に捉えられる場合、それは力士たちの慣習的な実践としての側面が強調される。これは八百長が実質的に、内部で調整される当事者間の互助的な取引という性格を持つためである。

このように八百長を論じる際には、相撲をどのような文脈で解釈するのかという問いに直面する。それについてはすでに述べたように、現在の大相撲が様々な歴史的背景を持つことから、常に相対的な視点から出来事を把握する態度が必要となる。ここでは、八百長という実践に対する様々な解釈の在り方と同時に、それがどのような要因または状況から産出されるのか、という実践と不確実性の観点からの考察を試みる。そこでまずは、近代以前の社会における相撲の儀礼的行為を参照しながら、ゲームにおける競技実践と儀礼的行為の差異を確認する。

非近代社会における相撲の民俗的な特徴とは、第 1 節で触れたように、五穀豊穣を占う農耕儀礼としての側面である。これは年占の一環として行われ、相撲の勝ち負けの結果によって、その年の豊凶を占うものである。年占の実践は大きく分けて 2 種類の方法が存在し、1 つは競技の勝敗を偶然性に委ねるもの、もう 1 つは事前に勝敗が決められた演劇的なものである。後者の年占における相撲の事例として、愛媛県の大山祇神社の「一人相撲」の実践が挙げられる。これは旧暦の 5 月 5 日に、鎌倉時代から続くとされている五穀豊穣を祈願する御田植祭の後に行われる儀礼である。端午の節句に実施されるこの相撲の詳細について、客野澄博は次のように報告している。

> 御田植祭が終わると、境内の土俵に一人の力士と、古式装束の行司が現われる。稲の精霊（神）と力士が勝敗を争い豊凶を占う。三番勝負で、一番目は土俵上で力士が踏んばるが、精霊に倒される。二番目は力を尽くして力士が精霊を押し出して一勝一敗。三番目は力士が土俵際で懸命にこらえるが押し出される。二勝一敗で精霊の勝ち。行司が今年の豊作を告げて軍配は神に上がる。力士名は「一力山（いちりきざん）」と称し、三十年来、島内に住む藤原荒市（ふじわらあらいち）氏（七四歳）が勤め、行司は藤原百千（ふじわらももち）氏（七八歳）。一力山は、姿の見えない精霊を相手に、押し、突き、四つ相撲とユーモラスに土俵を勤め、派手に転んで観衆を湧かす。県指定無形文化財。[客野 1984: 289-290]

大山祇神社の「一人相撲」の場合、力士の相手は稲の精霊であり、終始拮抗した取組を演じながら最終的には敗れる、というシナリオによって豊作を祈願する。力士と精霊の間には恣意的な関係が結ばれ、力士側は形式的に負けるが、豊作という結果によって結局は全員が

勝者の立場になるのである。このように行為的主体による予定調和の演技は、ゲームの形式をとりながら、行為者と自然現象の連続的な結合を担保し、彼らの世界または局所的な空間に秩序を導入する実践として機能する。ここで想定されるゲーム空間とは、日常の生活世界であり、行為者の儀礼的行為は、この空間における自然現象の不確実性に対応するための習慣とされる。クロード・レヴィ＝ストロースは、ゲームと儀礼の相違を離接的な実践と連接的な実践に区別されるとした[レヴィ＝ストロース 2008: 40]。例えば、フォックス・インディアンの跡継ぎの儀式で行われる運動競技や技のゲームでは、死者を厄介払いしてあの世へ送り出すために、生者が扮する死者が必ずゲームに勝利するような儀礼が行われる。死者が生者の世界に留まって生者に復讐をしないように、死者が生者に勝利する構図を演じることで、死者を騙すのである[同上: 38-40]。ゲームの離接性とは、競技開始時に対峙する競技者やチームが、同じ規則に従うという相称性を前提とした上で、ゲーム終了時に両者の間に勝者/敗者の差別を作り出すことである。すなわち、ゲームにおいて競技者の差異は、「意図的に発する出来事であれ、運に属する出来事であれ、才能にもとづく出来事であれ、いずれにしても出来事の偶然性から不可避的に生じる」[同上: 41]のである。

対して、儀礼は「非相称性があらかじめ設定されるか要請され、それから「演技」が出来事を用いて参加者全員を勝者の側に入れてしまう」[同上: 41]という特徴を持っている。儀礼の場合は、生者と死者、力士と精霊のような存在の異なる他者を競技のなかに位置付けて、それらを結びつけることを目的とする。儀礼における競技相手は、主に擬人化された操作の対象そのものである。そのため儀礼的実践の対象は、人為的操作の困難な他者としての自然を前提とすることで、行為者は操作性そのものを主体的に演じるのである。

一方で、大相撲の八百長行為は、行為的主体と対象の意図的な共犯関係によって成立する。八百長は、儀礼のような対象に対する一方的な働きかけではなく、双方が行為的主体として作用する実践である。つまり、八百長の目的とは、ゲームという秩序に他者を包摂して競争を演じることではなく、2人の演者が、よりマクロな対象との結びつきを想定し、それが生み出す不確実な状況に対応するための実践なのである。このマクロな対象とは、大相撲の番付制度を意味する。番付制度は、相撲の勝負成績を反映した力士の階級制度の1つである。力士の給与や賞与の多くは番付の地位によって決定され、本場所の取組も番付に則って編成される。八百長の目的の1つは、勝敗を操作して自らの番付を調整することである。番付は、勝ち越しで上昇、負け越しで下降、というシンプルな規則に従って決定される。しかし、この制度は、地位の変動と編成について、その詳細に関する不確定な要素を有している。来場所の番付について、ある程度の予測を立てることは可能であるが、複数の力士が入り乱れる順位の全てを正確に当てることは困難を極めるのである。この番付の不確実性は、それを

基に作成される取組編成についても同じことが言える。刻一刻と変わる力士たちの取組結果に応じて構成される本割には、一種の偶然性が伴っている。八百長は、こうした番付が生成する偶然性と不確実性に対応するための実践として機能している。

しかしながら、もし八百長の目的が番付の調整だけであるならば、実質的な地位の降格が存在しない横綱の千代の富士が八百長を行う理由はないはずである。もちろん白星を買うという取引が八百長の本義ではあるが、横綱はそもそも実力のある力士といえる。そのため、八百長をせずにガチンコで勝利することは十分に可能である。そうした実力と地位を備える力士がなぜ八百長力士という疑惑の対象となるのか。そして番付の調整以外の八百長行為の特徴とは何か。

まず、地位のある力士にとって勝ち星の買収は、ガチンコに比べてコストのかからない行為とみなされる。自らの豊富な資金力を背景に対価を支払い、尚且つ怪我のリスクを避けることができる。これは八百長力士が、相撲の勝敗を記録などの数字として扱うような量的思考に基づく姿勢を表している。これを言い換えると、彼らはガチンコの偶然性に価値を見出さない。相撲の勝ち負けをただ数字として操作することで、ガチンコというリスクを回避するのである。では、現在の大相撲における八百長には具体的にどのような方法があるのか。

中島隆信によると、力士の八百長行為には、主に二つの方法がある。一つ目は、金銭の授受による取引である。ここでは、八百長を持ちかける側を[力士 1]、受ける側を[力士 2]とする。金銭による八百長が成立する条件としては、まず、[力士 1]が[力士 2]に対して、相撲で勝つ確率が低く、負けたときの不利益が大きい場合である。そしてそれが、[力士 2]にとって、負けのデメリットが少ない場合に成立する。例えば、十両の[力士 1]が、次の取組に負ければ無給の幕下へ転落する状況で、対戦する[力士 2]が、すでに勝ち越しを決めている場合は、両者の利益が最大になることで八百長が成立しやすくなる[中島 2008: 113-114]。二つ目は、星の交換である。これは互いのキャリアにおける将来の反対取引である。まず[力士 1]が、今後のキャリアを含めて、目の前の取組を重要な相撲と考えている場合に相手に持ちかける。それに対して、[力士 2]は、ここで星を貸すことのメリットを自らの将来の取引として反芻する。いずれ力が衰えた時に、ここで貸した星が、自らを助けるかも知れないと思えば、取引は成立する[同上: 116-118]。

金銭の授受と星の交換による八百長は、[事例 3.1]における春日錦と清瀬海のやりとりにも見受けられる。春日錦は清瀬海に対して、自らが光龍に貸した星を 20（おそらく 20 万円）で売ることを提案している。八百長力士にとって取組で争われる勝敗は、白星と黒星を両者に振り分けるただの記号である。そして、これらのやりとりには、八百長の番付調整以外の要素も見出される。それは八百長による取引が、単に二者関係による星の貸し借りでは

なく、力士間の身分序列を反映した、第三者を含めた複雑なネットワークを形成している側面である。

[事例 3.1]を見ると、関取の春日錦と清瀬海らのやりとりの中に、恵那司という三段目の力士の介入が確認できる。本来、関取の十両力士と、三段目の力士の地位には大きな隔たりがある。相撲の世界において、月給が 100 万円を超える上位力士と、実質的に無給の下位力士は対照的な存在であり、両者は対戦する可能性もなければ、互いの取組成績が双方に直接的な影響を与えることもない。しかし、春日錦と清瀬海の取引のように、自らの貸した星を他人にまわすなどといった複雑な交換が行われることで、そうした取引を管理し、星のやりとりを調整する人間が必要となる。そこで直接的な利害関係にない三段目の恵那司が、仲介役として八百長に関与していたのである。他の八百長力士と同様に、処分を受け引退した恵那司は、公表した謝罪文において、「非常に不本意ではありましたが、番付上位の関取に逆らう事も出来ず、無気力相撲の伝達役を引き受けることになってしまいました」とし、「私の立場では、番付上位の関取からの依頼をどうしても断る事が出来なかった」と釈明している[52]。

恵那司のように八百長を仲介する力士は「中盆」と呼ばれる。中盆は複雑化する八百長の交渉を管理し、スムーズな取引を成立させることで報酬を受け取る。このように八百長のシステムは、それを仲介する第三者も同様に、同業である力士が担う仕組みとなっていることがわかる。中盆という力士の存在は、八百長が一貫して、相撲を生業とする力士たちによって実行される仲間内の実践であることを示している。八百長という実践の捉え難さとは、すでに指摘した内部の互助的な特徴に付け加えて、この複雑化する取引の成立に関わる偶然性や不確実性に基づく性質にあると言える。これは、八百長がただ番付を調整するためだけの実践ではなく、中盆を含めた複雑な交換のネットワークを生成する作用があることを意味している。この点は、八百長の取組の操作性のみに着目すると見逃されてしまう側面である。八百長は、不確実性に基づく番付の調整と、交換関係の維持という二重の目的を持って実行されるのである。

八百長力士にとって相撲は、操作の対象であると同時に、この取引がもたらす交換関係を維持するための量的なゲームである。対して、八百長行為を拒むガチンコ力士たちの実践とはどのようなものなのか。

柏原全孝は、相撲の八百長における内部完結的な性質に着目しながら、ガチンコについて、

---

[52] スポニチ Sponichi Annex, 関取の依頼断れなかった・・・恵那司が謝罪文公表, 2011 年 4 月 1 日 21 時 09 分, (最終閲覧日: 2020 年 9 月 10 日), https://www.sponichi.co.jp/sports/news/2011/04/01/kiji/K20110401000545810.html

「ただ称揚するのではなく、その賭博性を擁護することによって称揚すべきである」[柏原 2013: 14]と指摘する。柏原は、檜垣立哉の賭博論を参照しながら、ガチンコ力士の勝負感覚が、「計算不可能な絶対的で固有の価値の一勝を目指す」[同上: 12]態度にあるという。これは八百長力士が、相撲の勝ち星を記録の数字として扱う量的思考に基づく姿勢とは一線を画すものである。ガチンコ力士は、相撲の不確実性と偶然性に自らを賭けることを選択する。これはただ闇雲に相撲を取ることを意味しない。賭けるという行為には、予想行為という「未来を思考する言明が含まれている」[檜垣 2008: 50]のである。予想とは、未来の予測不可能性を前提とし、過去を反芻することで、未来の成り行きを導き出すことである。賭博的な態度とは、この不確実性に自らを投げ入れることであり、現在という時間的制約の中で、行為を選択する能動的な姿勢を表している。

一方、八百長とガチンコに共通する点は、どちらも不確実で制御困難な他者を前提とした戦略的な実践だという点である。誤解を恐れずに言えば、八百長行為も広い意味においてはなおも賭博的である。八百長は相撲の不確実性を手中に収めることで、番付や交換のネットワークという複雑化する他者性に対処する[53]。他方で、両者の相違とは、勝負に「勝つ」という意志の有無である。ガチンコ力士は、稽古を通じて相撲の研究を重ねながら自らの身体を作り上げ、本場所の際には、目の前の取組の戦略を立て、最善の準備をする。そこで八百長行為を選択する力士は、ガチンコの闘いを回避することで、相撲の世界を生き抜くという矛盾を抱えることになる。

本節では、大相撲における八百長の変遷と仕組みを概観しながら、その互助的な性質を考察した。そこで八百長の儀礼的実践としての側面に着目しつつ、八百長が番付制度のもたらす偶然性に対応する実践として働くことを確認した。また、白星の交換によって生成されるネットワークが複雑化することで、八百長そのものが、それらの関係を維持するための実践として機能することも指摘した。その上で、八百長やガチンコの実践が、番付や相撲の生成する不確実性に対応して働くような、戦略的な実践であることを指摘した。ただし、それぞれの実践は、行為者の勝つことへの意志の有無によって差異化した。これは予定調和の八百長力士に対して、ガチンコ力士が、より不確定な動的実践に賭けるような、高度の賭博的性質を持つことを示している。相撲で勝つことへの意志とは、行為者の自律的な側面を強調しているように見えるが、相撲における即興的な行為選択は、他者を含めたゲームの偶然性の

---

[53] 檜垣は賭博に関する人為的なコントロールの不可能性について、競馬における八百長の困難さを例に挙げている。そこで競馬の操作性とは、「人間相互の他者問題であるというよりも、自然としての他者の問題」[檜垣 2008: 48]であると指摘する。

中で決定される。つまりガチンコ力士の実践は、自らも他者として対象化されることで、行為選択の主客が曖昧になる特徴がある。相手力士の操作不可能性は、翻って自らの行為選択の複数性を暗示している。これは行為者に常に内在する異なる選択肢の潜在性を意味している。行為者の選択は自律性と偶然性の産物として立ち現れる。

以上の点を踏まえて、次章では、大相撲における立ち合いの実践を取り上げながら、力士の戦略的な行為の有様を考察する。そこでは、明文化された規約と実践の相互関係に着目する。これは大相撲の近代化論に関する先行研究において、相撲の実践が「適応・変化を促す条件づけの構造」[新田 2016: 2]の対象として扱われてきた経緯を前提としている。これは伝統/近代における非対称な見方と同様に、実践と規約の関係性における非対称な視点を意味している。本節で示唆したように、実践が規約の生成する不確実性に対応するように、規約は実践の多様性によって変化する動的な関係に基づいている。第 4 章では、このような論点も踏まえながら、規約と実践を対称的に捉えることを目的として、力士の立ち合いの実践を取り上げる。そして本節において、八百長やガチンコの実践と番付制度をはじめとした不確実性な対象との関わりに言及したように、力士の駆け引きの実践が産出される仕組みを検討する。

本章ではまず、日本における相撲の近代以前の歴史的背景を概観した。そこから相撲の近代化論を検討することで、相撲の近代スポーツ化に伴う制度的変化の特徴や、伝統の再創造によるシステムの問題に言及した。そしてメディアが利用する大相撲の伝統/近代の二項対立図式の問題を取り上げた。そこで、この図式が具体的な事例に還元されることで、問題の争点が曖昧にされる点を検討した。最後には、八百長行為の実践における性質を考察し、力士間の内部秩序やガチンコ相撲の論理を確認した。次章では、大相撲の立ち合いの実践に着目し、これまで制度変化の対象とされてきた力士の実践を対称的な視点から捉え直す可能性を提示する。これは同時に、実践に対して明示的な規約の働きを捨象したピエール・ブルデューの実践理論に対する新たな行為選択の可能性を提示する意図も内包している。

第 4 章　相撲の規約と力士の身体的実践

本章では、前章の課題とした大相撲における規約/実践の関係に着目する。ここでは、相撲の実践を制度的変化の対象に還元することなく、両者を対称的な視点から捉え直すことを目的とする。これは相撲における近代化論の視点と序論で提示した行為の新規性に対する問いを前提としている。そこで本章では、大相撲の「立ち合い」の事例を参照しながら、

相撲における規約/実践の相互関係を検討する。

4.1　相撲の立ち合い

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

4.2　立ち合いにおける問題

大相撲における「立ち合い」とは、仕切りのあと、両力士の呼吸が合って立ち上がり、勝負を開始するまでの動作のことを指す[金指 2002: 202]。力士は土俵中央に引かれた「仕切り線」を境にして、腰を割って両掌を下ろす動作が原則とされている[54]。大相撲の世界において、立ち合いは相撲の勝敗の 7 割を決めるといわれるほど重要な実践として位置づけられている[長山 2016: 47]。なぜならば、立ち合いで相手よりも優位な体勢を得られれば、その勢いを用いて一気に対戦者を土俵の外へ押し出すことや、得意な差し手を用いて相撲の主導権を握ることが出来るからである。そのため力士は立ち合いにおいて、相手よりも速く、鋭く、重く攻めるための身体技法の習得を目指している。力士たちは日頃の稽古の中で、「立ち合いの稽古」と称して、立ち上がる際の初期動作を何度も繰り返す。このように立ち合いという「実践」は、相撲における重要な身体技法であり、この「出足」の精度を高めることで、相手との力量の差異を生みだす。そしてこうした立ち合いの実践が、相撲の結果と直接的に結びつく行為として解釈されている。

一方で、相撲競技の開始を意味する立ち合いという「規則」は、審判あるいは競技者以外のものによる合図によって実行される規約ではない。これはサッカーのキックオフのように、主審のホイッスルを起点として競技者のプレーが認められる規則とは異なり、競技者自身が競技開始の起点となる規約である。ただし、この規約について言及する前に、相撲の取組を裁く行司の立ち合いにおける役割を説明する必要がある。根間弘海によると、立ち合いに際する行司の役目とは、力士のはやる気持ちを生かしながら、両力士が公平に立合うよう

---

[54] これは、日本相撲協会寄付行為施行細則付属規定における「相撲規則(昭和 30 年 5 月 8 日施行)」の「勝負規定第 5 条」に規定されている。勝負規定には「両手」は「両掌」と表記されているため、本章ではこの表記を採用する。

にさせることである[根間 2011: 82]。そのために行司が実行することとは、力士の仕切りに合わせて、仕切り線の近くで構えながら、手をつかない力士に対して声を掛けることである。とりわけ行司の現在の時間一杯の構えは、各行司が自分で工夫して軍配の返し方や足の位置などを決め、力士の邪魔にならないようにしている[根間 2011: 83]。つまり、立ち合いにおいて審判の役割に近い行司による実践の契機となる規約的な合図は存在しない。立ち合いは、行司による主体的なゲーム空間の管理と、実践への積極的な介入によって遂行されるものではなく、むしろ競技者である両力士の相互関係に依存している。

このように、相撲の競技者の公平性は、審判の明確な合図によって調停されるわけではない。その代わりに、この立ち合いという実践は、両力士の「呼吸の合致」を前提とする規約によって競技的公平性を担保する。これは第三者による調停ではなく、立ち合いという秩序における根拠の必然性が、競技者間の「呼吸」に基づいていることを示している。すなわち、立ち合いはどちらか一方の「呼吸」ではなく、両者の「呼吸」が一致するような「阿吽の呼吸」が求められる実践である。阿吽の呼吸とは、立ち合いの瞬間に、互いの呼吸や気持ちがぴったり合うことを意味する[金指 2002: 5]。

実際に相撲の立ち合いにおいて、両力士の挙動に対して、目視による確認が可能な時間的差異が生じた場合は、「両者の呼吸が合わなかった」として、行司や土俵下に控える審判によって仕切り直しが宣告される。また、どちらか一方の力士が「呼吸が合わない」と判断した場合、力士が「待った」を宣告し、もう一度、仕切り直すことも状況によって認められている。

立ち合いは、相撲の勝敗を左右するものではあるが、相手と呼吸を合わせなければ成立しない。一見すると、ここには矛盾した目的が同時に存在している。一つは、立ち合いという実践自体が、相撲の勝負において重要な局面として位置付けられていることである。立ち合いの成功が相撲の勝利を手繰り寄せる。すなわち、立ち合いで相手に「勝つ」ことができれば、相撲の結果がついてくるのである。もう一つの目的は、立ち合いにおいて、相手を出し抜いてはならないことである。呼吸を合わせるということは、相手の呼吸で立つということでもなく、自らの呼吸が支配的になることでもない。このように立ち合いにおける「呼吸の合致」とは、立ち合いの「正しいやり方」であるがゆえに、その根拠は[事例 4.1]のように自明のものであるといえる。なぜ呼吸を合わせなければいけないのかという問いに対しては、相撲の競技的公平性が、競技者同士によって達成される立ち合いの実践に依拠するためといった根拠が挙げられる。

では、このような現行の立ち合いは、どのような過程を経て制定されたのだろうか。新田は、まず現代の相撲の技術に大きな影響を与えたのが、昭和 3（1928）年の NHK による東

京本場所のラジオ中継の開始に伴って、立ち合いの時間制限と共に実施された「仕切り線」の制定であると指摘する[新田 2016: 250]。

それまでは立ち合いに仕切り線はなく、両力士が土俵の中央付近で適当な間を空けて、立ち合う構えの姿勢をとって仕切り、手を下ろしてからお互いの「掛け声」に応じて立ち合っていた。そのため、当時（主に明治時代）の立ち合いは、お互いが距離を測るように、様子見や牽制を意図して「空声」を発しながら、牽制し合う「駆け引き」が多用された。こうした掛け声による立ち合いであれば、ほとんどの場合が、一方の声に他方が応答する形となる。つまり、このやりとりによって当時の立ち合いにおける「呼吸の合致」は多少の時間差を伴っていた[新田 2016: 252]。

仕切り線の登場には、空声を用いた「功利的」あるいは「汚い」などと言われた戦術的な立ち合いの横行が背景にあった。新田は、仕切り線の制定が、両力士の間に空間を設けることによって、「声をかけ、応じて立つ」のではなく、「タイミングを計って同時に立つ」方向へと力士を誘導し、駆け引きの余地を減殺することが意図されたのではないかと推測している[同上: 253]。

ただ、仕切り線が制度化された現行の立ち合いにおいても、両力士による戦略的な攻防は存在しており、それらは多様な実践であるといえる。これは[事例 4.3]で示したように、仕切り線からの互いの間合いをずらしたり、あるいは仕切りの所作を先行して相手を焦らせ、自らのペースに誘い込んだりする力士同士の駆け引きである。果たしてこれらの実践は「呼吸の合致」というゲームの規約に反する行為といえるのだろうか。あるいは呼吸を合わせることの必然性から、力士による駆け引きがどのように調停されるのだろうか。また、これらを言い換えると、「呼吸の合致」という比喩的な秩序と現実の実践と規約の間には、どのような相互関係が考察されうるのか。こうした疑問を踏まえて、次節では、立ち合いにおける規約と多様な実践に関する、西村秀樹の考察を検討する。

4.3 「同調」と「競争」

立ち合いの「規約」と「実践」の間には、一見すると相入れない矛盾が存在している。それは、相手との呼吸の合致と、競争という概念がそれぞれに独立した意味を持つものとして理解されているからである。このような立ち合いにおける呼吸の一致について、西村は、「同調」と「競争」という相反立しあう関係形式へと統合している「文化」としてそれらの実践を論じている。西村の分析は、伝統芸能や武道で用いられる呼吸と動作に関わる概念に基づいている。その議論では、両力士の間で行われる呼吸のぶつかり合いとは、立ち合う前の仕

切りという一連の様式（動作）を積み重ねることによって、両者の「合気」へと向かっていく実践として描かれる。この合気は一連の「呼吸」、「動き」のなかに潜在的に含まれていて、それが最後の止息（手を下ろしていつでも立てる状態）で顕在化するのである[西村 2001: 39]。

確かに、最終的には自分の呼吸で立てる力士と、それに合わせる力士という相互関係が生じる。しかし西村は、呼吸は「合わせる」だけでなく、相手の呼吸を読んで自分のリズムに引き込むことも勝負の機微として必要であるという。そこには、相手に合わせながらも自分の呼吸で立つという、日本の伝統芸能における「調和」の形式である「不即不離」に通ずる文化的性格がうかがえると指摘する[同上: 40]。

相手の呼吸に合わせるだけでは自らの呼吸が疎かになり、反対に自分のリズムを一方的に相手にぶつけていては、そこに調和は生まれない。互いの呼吸をぶつけ合い（競争）、互いのリズムを予期して呼吸を合わせること（同調）が、なんとなく合っていく（統合）プロセスを生み出し、そうしたメカニズムは、四股踏みや蹲踞、塵手水といった仕切りの決まった動作による節づけが下敷きとなっている。この様式に沿った動作は一定のリズムで同調的に節づけされていて、それを基準に力士が立ち合うまでのリズムの緩急を形成することで、競争的な側面が強調される傾向にあると言える。しかし、そうした同調と競争は、この仕切り/立ち合いの実践において、個々が自由にリズムを刻むことと、同調的な節づけに沿って要所を相手に合わすことが区別されることなく、互いに溶け込んでしまうことを意味している[同上: 43]。

ここで重要な点は、立ち合いにおいて、潜在的に他者との同調を含む、競争的かつ積極的な仕掛けの要素が、武道のように意図的に呼吸を「外す」あるいは、「虚をつく」ことによる攻撃とは異なるという点である。土俵上の力士たちは、相手を睨むなどの行為によって、正面から気合をぶつけ合い、自らの呼吸に相手を引き込み/引き込まれ、支配的/被支配的な間を作り出している。ただ一方で、[事例 4.2]の大翔丸による手つき不十分の立ち合いは、相手の呼吸を「外す」策略として機能している。手を地面に付けなければ（付いた場合よりも）、前方に踏み込む動作に向かって、素早くスムーズに力を移行することができる。言い換えれば、手つきという同調的な節づけの動作を無視することで、相手の虚をつく奇襲と見なされるのである。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

4.4　構成的規則

前述したように立ち合いの秩序とは、両力士が互いの呼吸を合わせることであり、この実践は、競技の当事者が主体的に調停するような特徴を持つ。こうした実践において、いわばその対象として参照されうるのが、立ち合いを定義する明文化された勝負規定である。これは競技者同士による競争の機会と条件の平等化を意味する規則である [55]。それは同時に近代スポーツの観点から、相撲という競技が日常的空間から区別され、全体が確定されたゲームの空間に限定された秩序を構成することを示唆している。両力士が共通の立ち合いのルールに従うことで、競技者の実践の在り方はそれらの秩序によって「規定」される。立ち合いに関する明文化された規則は、日本相撲協会寄付行為施行細則付属規定における「相撲規則(昭和 30 年 5 月 8 日施行)」の「勝負規定第 5 条」である。

> [勝負規則]
> 第 5 条　立合いは腰を割り、両掌を下ろすを原則とし、制限時間後両掌を下ろした場合は「待った」を認めない。制限時間後、故意に「待った」をした場合、両者に左の通り、制裁金を課す。
>
> 幕内以上 100,000 円
> 十枚目 50,000 円
>
> 審判長は故意による「待った」の結論を出した場合は、当日の取組終了後、理事長に報告する。理事長は、審判長の報告に基づき処罰を決定し、即日当該力士に通告する。審判規則（行司）第 8 条・第 10 条の「待った」の場合は、適用外とする。（平成 3 年 9 月場所改定）

ここには立ち合いという相撲のゲームの秩序を構成する規則が存在すると共に、これらの規則は立ち合いという実践そのものを定義している。すなわち、この規則は対象とする行為者の行為自体を構成しているのである。このように秩序のゲームを構成するルールやあ

---

[55] これは前章で提示した A. Guttmann (1978) によるスポーツの近代化における 7 つの定義に依拠している。これは(a) 世俗主義、 (b) 機会の均等化、 (c) 役割の専門家 、(d) 合理化、 (e) 官僚化、 (f) 数量化 、(g) 記録の追求における「機会の均等化」を意味する。

る種の規則体系に対して、ジョン・サールは統制的規則（regulative rules）と構成的規則（constitutive rules）という区別を提示している[サール 1986]。統制的規則とは、既存の行動形態をそれに先行して、またそれとは独立にそれを統制する規則を意味する[同上: 58][56]。一方で、構成的規則とは、それらを単に制御するだけではなく、新たな行動形態を創造したり、定義したりするものである。要するに構成的規則は、成立の如何そのものがその規則に論理的に依存する活動を構成し、また統制するものだといえる[同上: 58]。例えば、チェスの規則とはチェスをプレーする可能性自体を生み出す。すなわちチェスをすることは、ルークはチェスを構成するという意味において、そのチェスの規則に従って行動することによって、部分的に構成される（構成的規則という）ものであるとサールは指摘する[Searle 1995: 28]。そうした構成的規則とは、チェスにおけるチェックメイトの規則がチェックメイトという実践を「定義するもの」でなければならない、という同語反復的な性格を有している[サール 1986: 59]。

このように、規則自身がそれぞれの行為を定義する構成的規則と、立ち合いにおける勝負規則には構造的な親和性が認められる。なぜならば、「立ち合い」という実践自体は、それを定義する規則に先立つ行動形態ではないからである。つまり、この意味での立ち合いとは、制度の存在を前提として初めて成立する「制度的事実」であるといえる。制度的事実を明文化する際に、規則の外部に独立した存在を前提とし、それを対象化する統制的規則が、「X をせよ」または、「Y ならば X せよ」という命令文の形式をとる一方で、構成的規則は、「X を Y とみなす」または、「脈絡 C においては X を Y とみなす」という形式を持つ特徴がある[同上: 60]。

これはある行動形態（X）を制度的事実（Y）として定義する方法であり、ある行動形態に意味を与え、行動の特定化を実施する作法である。例えばこの命題に対して、立ち合いの勝負規則を当てはめると、「腰を割り、両掌を下す（X）を立ち合い（Y）とみなす」となるように、現実における身体的実践の諸行動を「規定」することで、罰則などの帰結を導入した立ち合い（Y）が確立される。では、立ち合いにおける秩序の内実を、立ち合いの「構成的規則」と、それに伴う「多様な実践」の二側面から捉えた場合に、立ち合いの規約と実践に垣間見える力士の「呼吸の合致」と競争に関わる二律背反的な対立は、どのように解釈することが可能なのか。

---

[56] 例えば「図書館の利用者は館内で飲食をしてはいけない」という規則は、その規則が食べ物や図書館の利用者の存在を規定しているわけではない。

4.5　秩序の二面性

この規約と実践の相互関係について、浜本満は、比喩的な規則から考察される秩序の二面性を提示している。浜本は特定の規約に関する知識と実践が前提とする秩序について、(1) その秩序が根拠の問いをはねつけてしまうような必然性と自明性の中に固定される側面、（2）その秩序は常に変化し、多様で偶然的な変異に開かれている側面の二面性を指摘する[浜本 2001: 383]。まず、観察者が（1）の側面に着目した場合、秩序をめぐる人々の実践は、構成的規則によってしっかりと規定されたゲームの秩序に基づくものとして、固定的なゲームの規則に還元されてしまう。他方で、(2) の側面に着目した場合、人々の実践は、状況的な計算や一貫性が見えない戦略的実践として捉えられることで、秩序は現場のケースごとに無数の再解釈が可能な境界条件や、人々にとって都合の良いイデオロギーや、ある種の虚構に過ぎないものとされてしまう[同上: 385]。

前者は現実の不確実性を無視した見方であり、多様な実践は特権化された規則によって、画一的な判定を付与される構図が生まれる。そして、その規則から「外れた」実践が誤差や未熟さといった特異なケースとして、ゲームの空間から除外される。これは同時に「呼吸の合致」というメタファーが現実の不確実性をやんわりと調停し、不特定多数の実践の詳細が覆い隠されてしまうように、現実を帰結ありきの現実へと編集してしまう可能性を孕んだ見方ともいえる。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

最初からそうであると決まっているから、そうでしかないという同語反復的な根源的無根拠性が根拠の問いそのものを封印してしまうのである[同上: 384]。

後者は多様な駆け引きを含めた戦略的実践が、むしろ自明性に基づく秩序を背景にした実践であることを無視している。戦略とはゲームのセンスのような実践的感覚であり、社会的ゲームの実践的感覚を意味する。すなわち、その場で、即興性を持って為されることとは、ゲームが要求し必要とすることを為すのである。ブルデューの言葉を借りれば、「良きプレイヤーの行為ほど、自由であると同時に拘束されているものはない」といえる[ブルデュー 1996: 102-103]。例えば第 35 代横綱の双葉山は、相撲の世界において立ち合いの「後の先」の達人であるとされる。「後の先」とは、立ち合いで相手を受けて立つように見えるが、実際には相手を制して先手を取ることを意味する[金指 2002: 114]。この実践は、「相手と呼

吸を合わせる」という秩序に基づいた、立ち合いの「規則」の細部における決定不可能性を示している一方で、それが「規則性」の場における卓越したゲームのセンスに依る「達人の技」として認識されるのである[57]。

浜本は、比喩的な秩序を規約と実践のどちらか一方の側面から捉えることの問題を提示した。ここで明らかにされた秩序の二面性は、規約と実践における基本的な対立関係であるといえる。つまり、客観的構造として対象化された規約に焦点を当てると、それと同時に、実践における行為者の自律性と主体性が隠蔽される。反対に、実践を主体的な決断の論理として想定すると、結局はその選択に付随する他者の選択、あるいは規約の存在といった諸条件を排除することはできない。

本章の冒頭に提示した、立ち合いに見られる二律背反的な意図とは、この相反する二側面が示す矛盾を意味している。そのなかで、西村が示した考察とは、「呼吸の合致」という比喩的な秩序を、立ち合いの所作における身体的動作（構成的規則）に還元することで、両力士の呼吸/動作が重なっていくプロセスであるといえる。すなわち、身体的実践が規約（構成的規則）によって規定されることで、秩序の目的（呼吸の合致）が達成されるのである。しかしながら、こうした西村の分析は、[事例 4.4]における「なぜ規約を逸脱した身体的実践が、秩序の目的を達成することがあり得るのか」、という秩序の「規則性」に基づいた実践感覚を主題化するような問い自体を封殺してしまう。なぜならば、ここでは力士の所作が「表象」としての身体技法に還元されることで、比喩的な秩序との整合が図られるためである。「不即不離」の実践においては、力士が両手を地面につかなくても、呼吸が合うというフィールドの現実は、「そうであると決まっているから、そうでしかない」という問答無用の自明性に基づく秩序の前提によって、黙殺されてしまう。そのうえで、浜本が指摘した秩序の二面性を参照すると、相撲の構成的規則と力士のあらゆる実践が、呼吸を合わせるという秩序をあてにした規約/実践であることが第一に示される。つまり、規約に規定されない実践による目的の達成とは、構成的規則からの「逸脱」であると同時に、立ち合いの秩序の

---

[57] ピエール・ブルデューは、実践の場におけるゲームの規則と規則性（régularité）の区別を示している。ブルデューはゲームという表現に付随する難点として、そこでは成文化された規則が想起されやすいことに懸念を表明する。社会的行為者は、ある一定の規則性に従いながら活動に参与する。そしてゲーム感覚とは、明示的な規範への服従ではない。つまり、裕福な家の跡取り息子は、裕福な家の跡取りでない娘と結婚するのが規則である、ということを意味しない。言い換えると、裕福な家の跡取り息子は、規則正しく裕福な家の跡取りでない娘と結婚する。これは、ゲームの必要性と論理の感覚（ゲーム感覚）によって、ゲームは調整され、ものごとは規則正しく起きるということを意味する[ブルデュー 1996: 105]。

「遵守」を意味する実践であると理解される。だがしかし、ここには依然として、相撲の規約と実践に関わる問いが残されている。それは、相撲競技における立ち合いそのものが、構成的規則であるがゆえに、こうした実践は、スポーツ競技における単純なルールからの逸脱と理解され、それがあたかも実践に対する規約の一方的な制限であるかのように、平易化された解釈に留まってしまう可能性があることである[58]。相撲の世界は、力士による多様な実践によって、その都度、規則の改変が実施されてきた経緯がある。このような持続的な変化は、規約と実践の間のどのような結びつきによって行われ、何を契機として実行されるのか。次節ではこれらの問いに基づき、相撲の立ち合いにおける規約と実践の前提とする主体性に焦点を当てた考察を提示する。

4.6　規約と実践の相互無効化

浜本が示した秩序の二面性からもわかるように、立ち合いにおける規約と実践のジレンマとは、どちらか一方の側面に目を向けると、他方の現実が矮小化されるように、互いが互いを否定し合うような対応関係を意味する。力士の多様な実践は、規約による価値判断にさらされ、秩序と規約はそうしたあらゆる実践によって再解釈を迫られる。本節ではまず、呼吸の合致を目的とする相撲の秩序に依拠した、立ち合いの規則に付随する問題から取り上げる。そして、久保が提示する規約と実践の相互無効化という主張に対して、フィールドにおける事例を参照しつつ、立ち合いにおける規約と実践の対応関係から、双方がどのような結び付きによって、二律背反的な矛盾を調停し得るのかを検討する。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

立ち合いにおける規約の変化は、明文化された規則の改正だけではない。本場所の土俵上では、日本相撲協会の審判部の裁量によって、その都度、力士の行為の修正が図られる。そのため、立ち合いの「正しいやり方」とは、常に流動的で曖昧な規約であるといえる。この流動性と曖昧さとは、規約が実践を規定する上での特徴を示している。久保明教は、浜本による規約と実践についての考察を踏まえた上で、両者の関係が、規約の「フレーム」と実践

---

[58] 久保明教は、このような近代スポーツにおける「規約による実践の否定」という言説を批判的に検討する論者の 1 人である[久保 2018]。この問題とは規則と実践の峻別によって示される両者の前提とする主体の対称性に関する問いである。

の「自己言及」に関する問題に逢着すると指摘する[久保 2018: 114][59]。

規約のフレーム問題とは、構成的規則における「(X) を (Y) とみなす」という形式によって示される全体の不確定性を意味する[同上: 111]。例えばこの命題における、立ち合いの勝負規則は、「腰を割り、両掌を下す (X) を立ち合い (Y) とみなす」という形式をとることになる。制度的事実である立ち合いは、勝負規則のなかに、「呼吸の合致」という文言がないことから、両力士が腰を割り、両掌を下ろすことが立ち合いを定義することになる。ただ、実際には[事例 4.5]のように、立ち合いを定義する (X) は「腰を割り、両手を下ろす」だけでは不十分だということが容易に見出される。近年の大相撲における立ち合いは、「両掌付き」の徹底が図られている一方で、それらは成文化された規約ではない。だが、それに伴う行司や審判の介入によって、実質的な立ち合いの方法には、明らかな変化が生じている。また、両力士が立ち合うタイミングで時間的差異が生じた場合、行司や審判が「待った」をかけることがあるように、立ち合いとは何かを意味する (X) には、他の要素が含まれうる可能性を常に孕んでいる。こうした定義付けの過程は、両力士の競技的公平性の担保を目的として、呼吸を合わせるという立ち合いの「秩序」に基づき、身体的実践を規定する作業であるといえる。つまり構成的規則は、立ち合いという実践を定義する (X) に当てはまる要素の全体を確定することができない。こうした特徴を持つ構成的規則に対しては、どのような行為を (X) とするのか、そしてどこまでの要素を (X) とするのか、という立ち合いの実践に対する規則的枠組みの不確定性が見出される。

一方で、実践の自己言及問題とは、実践を全体的に規定する命題が、実践を構成する部分でもあるために、実践が当の表現とは異なる表現を生み出す可能性を排除できないことを意味する[久保 2018: 113]。例えば、[事例 4.2]における 2 度の立ち合い不成立は、大翔丸による不十分な両掌つきが原因とされた。そしてその行為に対して、憤りを覚えた栃ノ心は、大翔丸に強烈な張り手を喰らわせたのである。この出来事で、栃ノ心が従った論理とは「両力士が立ち合いで両掌を地面につけない行為は (立ち合いの) ルールに違反している」というものだといえる。

しかし、相撲の世界では[事例 4.4]で示したような立ち合いの実践も存在する。そこでは、立ち合いの秩序である「呼吸の合致」という目的へと向かう道筋として、両力士が「両掌を地面につける」という実践が、適切な方法の 1 つとして採用されることもなければ、結び付けられることもない実践である。むしろここでは、両掌つきの厳格化が、多くの力士を困惑

---

[59] 久保は、浜本満の提示した規約・実践論と、郡司ペギオ幸夫によるフレーム・自己言及問題を接続し、「規約論的フレーム問題と実践論的自己言及問題の相互無効化」を構想する[久保 2018: 110-119]。

させる結果になっていることが指摘される。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

すると、立ち合いとは、両掌を地面につけるものなのか、あるいは、呼吸を合わせれば良いものなのか、それとも両掌をついていれば多少の呼吸のズレも調停されるのか、といういくつもの可能性が立ち現れることで、主体（立ち合い）の不確定性が示される。

このように、実践が参照する命題とは、その実践を定義する全体でありながら、複数の実践における命題の一部でもあるために、[事例 4.2]の実践の命題は、それを否定するような[事例 4.4]の実践の命題の可能性を排除することができないのである。久保は、(1) このフレームによる全体の不確定性が、実践の全体を確定する主体を無効化すると同時に、(2) フレームが前提とする条件を確定する主体が、まさにその実践の主体によって無効化されると主張する[同上: 114]。競技スポーツにおける実践は、単に客体化された規則や型によって、その可否を判断されるような受動的な対象ではない。ある命題をあてにしたプレーとは、常にルールの解釈を拡張するような可能性を持っている。

では、このような視点から相撲における「両掌はついていなくても、呼吸が合っている」という立ち合いの実践は、どのように解釈することが可能なのか。ここでは、[事例 4.2]と[事例 4.4]における立ち合いの事例を久保の提示した規約と実践の相互関係に落とし込むことで、本章で指摘する行為選択の前提条件を明確化したい。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

これまでの議論は、まず規約と身体的動作（実践）のメタフォリカルな還元による一元論的解釈に対して、規約と実践における齟齬を指摘した[60]。さらに本節では、この「齟齬」の正体が、ある実践の命題であることを提示し、それが規約の不確定性によって無効化されると同時に、規約の主語を拡大するような蓋然性を伴うことを示した。

---

[60] 規約と実践における齟齬とは、「両掌はついていないが、呼吸は合っている」という規約に反しながら秩序の目的を達成する実践を指す。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

これは秩序の二面性によって示された、根源的無根拠性に依る自明の秩序を前提とした捉え方である。そこには、再び「呼吸の合致」という比喩的な秩序のゲームにおける役割が見出される。浜本は、比喩による秩序がゲームを特徴付けるあからさまなフレーム付け、明示的な規約性や約束事によってではなく、自然性、自発性によって特徴づけられる、と指摘している[浜本 2001: 390]。

ここで着目すべき点は、そのメタファーが誰にとっての「自然性」であるのか、という点である。大相撲とは観客を要する興行である。オーディエンスがいることで、大相撲という「興行」は初めて成立する。すなわち、立ち合いの「自然性」とは、そうした観客にとっての「自然性」を包含する概念でなければならない[61]。ゲームの規約は、観客の「自然性」に基づく定義であると同時に、そうした条件を確定する主体を前提とする。つまり、ゲームとはある特定の現実を装うことであり、それによって、その「場」で起こる実践の結果が、あたかもプレイヤー個人の能力に帰属するかのような錯覚を観客に引き起こすのである。ある特定の現実とは、オーディエンスが全体として想定しうる世界を意味する。それは、多くの観客が想定する世界というよりはむしろ、1 つの興行団体が観客に提供する全体としての世界の姿であると言える。

そして興行の目的とは、こうして創られた「自然性」からの逸脱である。観客にとってありえない奇跡のプレーとは、常に競技者個人の能力によって達成されるかのように実行される。では、相撲の立ち合いにおける「呼吸の合致」という自然性に基づくメタファーとは、大相撲の世界において、何を可能にしているのか。換言すると、比喩による秩序とそれを頼りにした規約が、どのような実践を生成しているのか。次節では、このような視点から、ゲームの全体性と、その仕組みに着目することで、個に帰属するとされる結果が、むしろ永続的な外部との接続によってもたらされることを指摘する。

4.7　ゲームの仕組み

かつて、相撲観戦をした芸術家のジャン・コクトーは、その様子を「バランスの奇跡」と

---

[61] ここでいう観客にとっての「自然性」とは、例えば、スポーツ競技者に対する試合開始前の公平性の担保などである。

評したという[新田 2016: 261]。この言葉が具体的に意味するところの真偽は、不明であるとされるが、この言葉には、立ち合いにおける両力士の「同時性」が読み込まれていると推測される。同時性とは、両力士が立ち合うタイミングの一致であり、互いの勢いが相殺された状態を作り出す作用を意味する。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

もしこの状態が、立ち合いの理想の型であるとすれば、ゲームの規約は、この「同時性」を担保するものでなければならない。そうした観点から、ここでは「呼吸の一致」という秩序を「理念的な同時性」として捉えて、立ち合いの規約を「その同時性を実現するための代替の動作の指定」と区別する[62]。なぜならば、こうしたメタファーの秩序とは、根源的無根拠性に依拠するものであり、超越性を前提とするからである。この峻別は、比喩による秩序が、安易に身体的実践に還元されないことを意図している。つまり、ここでの筆者の目的は、象徴的なローカルの概念による、表面的な首尾一貫性を強調する方法を避けて、それらの起因する暗黙の仮定を明示化することにある。

こうしたゲームの仕組みについて、郡司ペギオ幸夫は、ゲームの作用因（ここでは明文化された規約）が、特定の文脈から逸脱することで、ゲームの内包と外延の不一致が発生することを主張する。その辻褄を合わせるために新たな媒介者＝外部が介入することで、一度は困難になった機械論的因果律による目的因（存在それ自体）の説明を持続させると主張する[郡司 2019: 143-145]。ゲームの作用因による文脈の逸脱とは、メタファーの秩序をあてにした現実に適用される規約が、実践との時間的なズレを起こすことを意味する。これについては、先ほどのフレームと自己言及による相互無効化が、その意味を補完するといえる。つまり、力士による実践があてにする命題が、その全体を確定する主体であり、その主体は、構成的規則における規約のフレームによる全体の不確定性によって無効化されるという関係である。

そして、ゲームの内包と外延とは、それぞれの対応関係において、内包が性質の定義であり、外延が具体例の集まりを意味する。これらの不一致とは、力士による実践と構成的規約との差異を指している。例えば、力士の立ち合いの実践において、構成的規則/内包は、「相

---

[62] この区別とは、例えば、定義上の線分は数学的に幅を持たないが、現実の世界に幅を持たない線分は存在しないように、前者を抽象概念における線分とし、後者を現実に実装された幅を持つ線分とみなすような、環境要因を内包した質的な区別を意味する。

手を見て自らが決定する能動的なルールの適用」と言える。一方で、実践/外延は、「強制された受動的なルールの適用」であると言える[同上: 151-152]。

このとき、ゲームの作用因（明文化された規約）と、メタファーによる秩序を区別せず、一元論的に扱う場合、能動/受動にかかわらず、両者の選択する身体的動作に差異は生じないことになる。しかし、現実の相撲においては、「両掌を地面につく」などといった規約/実践が、ゲームの作用因として導入される。すると、相手と自らの動きに、時間的な差異が生じることで、「先に仕掛けた相手を見て、それに気づかずに、自分の動作を決める」という実践が実現されてしまう。つまり、行為者のパースペクティヴにおいて、動く手前の相手を見て能動的に仕掛けたはずが、動いた後の相手を見たことによって、その事実に気がつかずに、その後の自らの動作の決定が変わってしまうのである。ここにゲームの内包と外延の不一致が現れる。これは行為者の行為選択が、主体的な自律的側面として認識されながらも、明示的な規約や、ゲームの空間、対峙する行為者のもたらす偶然性と不確実性の産物であることを示している。ではここで、相撲の立ち合いにおける両者の不一致についての具体的な事例を取り上げる。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

このように、ゲームの作用因による文脈の逸脱は、本来であれば一致する前提の競技者同士のルール適用に対して、実質的な差異が生じる出来事である。そして、この状況を調停する外部とは、それらを調整し、目的因としての「呼吸の合致」を成立するような可能性を持った存在である。すなわち、ゲームの作用因としての「両掌をつくことの規約」の不備を補うような、主語の変更による新たなルールが「外部」から再構成される、というゲームの規約の変化を意味する。競技者個人に帰属するとされる実践とは、全体を確定したゲーム空間に依拠するというよりも、むしろ、このような外部性を含むゲームの不確実性との接続によって形成され、維持されているのである。

ゲームとは、オーディエンスにとっての自然性に基づく秩序（ここでは目的因）が、作用因における具体の規約によって代替されている。この自然性＝具体の規約から逸脱する実践が、自らが作った巧妙な仕掛けによって、自らの前提とする自然法則を揺るがすものとして機能する。作用因の逸脱によって可能となったのは、力士同士による駆け引きの実践である。「両掌をつくこと」のずれが与える時間的または空間的な隙間が、相撲の取組に対して、

オーディエンスの「常識」を覆すような効果を与える。つまり、ここで生成される立ち合いの創意工夫によって、例えば、小さくて軽い力士が自身より重くて大きな力士に勝利を収めるような展開を実現可能にする。

両掌をつくことの規約は、立ち合いの競技的公平性を担保する規則に見えることで、観客の期待するゲームを構成する。しかし、[事例 4.4]における竜電と明生の取組のような、立ち合いのタイミングと、両掌つきの希薄な結びつきが暴露された瞬間に、両掌つきの規約は、その妥当性が審議の対象となり、新たなルールの登場を招くことになりかねない。具体の規約にはこうしたフレーム問題が付随する。そして立ち合いにおける比喩的な秩序とは、実質的な同時性を表すとともに、その詳細を隠蔽する役割を担っている。

ゲームの作用因が引き起こす両力士の時間的差異が、実践と構成的規則の「齟齬」であり、それが駆け引きを誘発する。そのような力士の駆け引きの実践に関して、次節では以下の二つの課題に対して考察を示すことを試みる。一つは、力士による駆け引きが、具体的にどのような手法として観察されるのか、もう一つは、そうした個別の駆け引きに着目したとき、番付の闘争を通した力士の秩序と、多様な実践の間からは、どのような関係が見出せるのか、である。ここで留意すべき点は、力士の「実力」の定義である。なぜならば、「実力とは何か」という問いに対する応答は、先に述べた規約のフレームと、実践の自己言及による相互無効化によって、不確定に流動するためである。むしろ、ここで重要なのは、番付を基準とした上位と下位の力士の駆け引きには、どのような戦略的な相違を見出すことができるのか、そしてその差異は何の働きに起因するのか、という点である。つまり、相撲の世界において、力士があてにする実践の命題とは、何の作用によってその広がりを持つのか、という視点からの考察を意味する。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

「両掌をつかなくてもタイミングが合う立ち合い」とは、駆け引きにおける偶然の一致なのか、といった疑問が挙げられる。そこで次節では、フィールドの事例を中心に、力士による駆け引きが、それぞれの「番付」によって、異なる手法を用いた実践として立ち現れる様子から記述する。

4.8　力士による駆け引きの実践

力士たちは土俵上で、様々な駆け引きを行っている。昭和 57（1982）年 3 月の春場所千秋楽、イギリスの動物行動学者であるデズモンド・モリスは初めて日本を訪れて、大相撲を観戦していた。彼は隣にいた日本人の観客から、取組の勝ち負けの予想を聞かれ、土俵上の所作から力士のボディ・ランゲージを読み取った。彼は 2 人の力士が呼吸を合わせている間、ボディ・ランゲージに現れる自信と不安をチェックすることで、勝敗の 8 割を的中させた。しかし、その確率は上位の力士が登場するにつれて徐々に下降し、最終的には 5 割程度まで落ち込んでしまった。実力のある力士たちは、ポーカーの達人と同じように、自らの本心をうまく隠して、所作の中でうっかり感情を漏らすような真似はしなかったのである。モリスによると、その様子はとても鮮やかなもので、どちらの力士も自分の方が勝てるという信号を送り合っていたという[モリス 2001: 235-237]。

力士の階級と駆け引きの実践の間には、実質的な相関関係が見出される。それは番付の下位に位置する力士と、上位の力士との間における駆け引きの作法の違いを意味する。そして、彼らの周辺環境とその状況は、全くといって良いほどの相違点があることに着目する。またここでは、序の口から三段目の力士を全体における下位の力士と位置付ける。

本節では、ここまで述べてきた立ち合いにおける規約と実践の有様が、具体的にどのような方法を用いて実践しているのかを明らかにする。立ち合い前の所作とは、力士の番付によってその形式が異なる。幕下以下の力士による一連の動作とは、呼び出しによって四股名を呼び上げられ、土俵に上がるところから始まる。両者は土俵の東西の対角に立ち、軽くお辞儀をしてから四股を踏む。土俵際で塵浄水を打った後、土俵の中央でお互いが向かい合って、再び四股を踏む。そして腰を下ろして互いに一度だけ仕切ると、あとは待ったなしの立合いによって取組が始まる。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

4.9　本場所の観客と力士の実践

パフォーマンスとは、オーディエンスを伴う実践である。大相撲は、入門したての新弟子から、横綱に至るまで、あらゆる力士が土俵という舞台の上で相撲を取っている。観客は、興行集団によって創り込まれた仮構の世界を受容する一方で、その条件を確定する主体を前提とした秩序は、力士の実践に伴う主体の不確定性に晒される。さらに多様な観客の流動性は、舞台における力士の実践があてにする命題の増幅を可能にする。つまり、パフォーマティブな駆け引きとは、観客の存在と比例する。本節ではその具体的な事例を挙げながら、

相撲の世界における興行のオーディエンスと、力士の実践の関係を考察する。

日本相撲協会が主催する大相撲の本場所は、1年に6回開催される15日間の興行である。毎日、午前8時に開場し、番付外の新弟子が行う「前相撲」という取組が、8時25分頃から開始される。それが終わると、8時35分頃から、「序の口」、「序二段」、「三段目」、「幕下」の取組が立て続けに行われていく。そして、14時15分頃から十両の土俵入りが行われ、ここから関取の取組が開始される。16時からの横綱土俵入りの後、中入りと呼ばれる10分程度の休憩を挟んで、幕内の取組が始まる。そして17時50分頃に横綱の「結びの一番」と呼ばれる最後の取組が実施される。本場所は、全ての相撲が18時までに終了するように、時間的な微調整を加えながら進行される。進行時間の調整は、主に土俵下に控える審判によって行われる[63]。この調整とは、各番付の取組に割り振られた「仕切り」の制限時間の管理を意味している。つまり、相撲の本場所は8時から18時まで、力士の相撲が滞りなく行われる舞台であるため、観客が時間的な予測を立てやすい興行であるといえる。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

このように大相撲は、横綱による「結びの一番」に近づくにつれて、場内の雰囲気が刻一刻と変化していく。観客の推移は、番付の地位に比例する。そして、ここに力士の駆け引きの実践に対するアプローチの変容が考察される。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

それぞれの実践の在り方は、観客や装飾を含めた周囲のアクターらの存在によってその広がりを持つのである。言い換えると、力士の実践における命題の主体とは、そうした観客との相互関係において、規約のフレームを拡張、あるいは縮小する可能性を持っている。

---

[63] 5人1組で構成される審判は、正方形の土俵の土台の各辺に1人ずつ配置されている（向正面には2人）。そのうちの1人がストップウォッチを用いて、時間調整の役割を担っている。

本章では、主に「立ち合い」の秩序における力士の実践と規約の関係を考察した。そこでは、単にメタファーの秩序の合理性を説明するのではなく、比喩による秩序が現実の世界において、何を可能にしているのかという暗黙の仮定を明示化することを目的とした。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

実践と規約の前提となる主体の相互無効化を確認し、ゲームの作用因がもたらす行為者同士の時間差（内包と外延の不一致）の仕組みを示した。そうした実践における主体の流動性は、相撲という興行を支えるオーディエンスの変移との相関に基づく解釈が可能であることを提示した。ここでは、人類学における対称的思考からみた規約/実践論による検討を通して、力士の実践が単に制度的変化の対象ではなく、両者の前提とする主体による相互無効化の関係として捉え直すことを提示した。これは、ブルデューによる実践理論から捨象された明示的な規約のポテンシャルを指しており、行為者に作用する新たな行為選択の可能性を示している。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

そこでは、ブルデューの資本概念を参照しながら、大相撲の世界における社会的な側面を明らかにすることを試みる。

第 5 章　相撲部屋の世界

本章では、現在の大相撲における部屋制度に着目し、相撲部屋という世界の内部秩序を明らかにすることを目的とする。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ここではまず、相撲における番付制度と身分序列について検討する。

5.1　番付と身分序列

番付とは、「本場所ごとに発表される力士の最新ランキング」[土屋 2017: 173]である。このランキングとは、力士の地位を意味しており、「横綱」、「大関」、「関脇」、「小結」といった名称によって階級が区別されている。この地位は、本場所の成績によって決まる。勝ち越せば上がり、負け越せば下がる、というはっきりとした順位付けが番付の特徴である[中島 2008: 29]。

そして、力士の地位を表す番付を一枚の紙にまとめたものは「番付表」と呼ばれている。この表は、力士の四股名と行司、年寄の名前が番付順に書かれた一覧表であり、相撲の取組を裁く行司によって作成される[工藤 2007: 142-143]。行司は番付表の作成に際して、縦110cm、横 80cm のケント紙を使用し、「根岸流」と呼ばれる相撲字を用いて四股名を清書する[根間 2011: 54][64]。

力士の四股名は、番付面を東西に分けて、向かって右に東方力士、左に西方力士を書き、上位者ほど大きく太く、地位が下がるにつれて小さく細かく書かれる。表の中央最上部には、江戸時代の勧進相撲の名残から、幕府の正式な開催の許可を意味する「蒙御免（ごめんこうむる）」の文字が大きく書かれている[土屋 2017: 173-174]。ケント紙に書かれた番付表は、4 分の 1 の大きさに縮小印刷され、毎場所約 60 万部の番付表が本場所の開催前に相撲部屋を含めた関係各所に送られる[金指 2002: 275]。

番付表の歴史は少なくとも江戸時代にまで遡る。土屋喜敬によると、すでに江戸時代前期には、相撲取をランク付けした興行が催されており、紙に刷った現存する最古の番付表は、正徳年間（1711～1716 年）と推定されるものである。当初の番付表は、東方と西方の 2 枚で 1 組だったが、宝暦 7（1757）年に江戸で東方と西方を 1 枚の紙に並べた形式の番付表が初めて作成された[土屋 2017: 176]。相撲番付の形式は、現存する宝暦版から二百数十年後の現在まで、基本的にあまり変わっておらず、東西という「番（つがい）」を用いて、実力を比較する方法も同じであるといえる。江戸時代に流行した「見立番付」という一覧表では、ものの優劣、大小などを比べて序列を示すために相撲番付の見立て、つまり見慣れた相

---

[64] この原本は「元書き」と呼ばれている。元書きは、番付編成の書記を務めた行司 3 名が協力して書く。完成に 1 週間から 10 日ほどかかると言われている。また相撲字の根岸流とは、明治 20 年代に根岸家の書き手で名手と言われた兼吉が確立したと言われている[土屋 2017]。またこの独特な書体は、「大入り」の縁起を担いで、字画の白い部分を極力少なくした毛筆文字である[工藤 2007: 142]。

撲番付の形式を借りる場合が多かったという[石川 2004][65]。

このように番付は、取組の結果が反映される身分序列であると同時に、観客が力士の実力を比較するための情報媒体という役目を担っている。すなわち、ここには二つの意味が内在している。一つは、力士などの地位を指し示す[言葉/意味]であり、もう一つはそれらを表す[表/モノ]という区別である。前者は、番付の制度的特徴であり、大相撲の興行的規則を意味する。後者は、それらを用いた具体の作成物であり、大相撲における興行的産物を示す。そのため本論文においては、ただ番付といった場合には、力士の地位を指し示し、モノとしての番付については「番付表」と呼ぶことにする。

番付は力士同士の社会関係において、ある一定の秩序を付与する制度だといえる。この社会関係とは、本場所における力士同士の闘争、あるいは相撲部屋を中心とした力士間の身分序列を意味する。ただし、力士の生活における身分序列は番付だけに規定されない。すでに述べたように、これには、力士の相撲部屋へ入門した順番が関わっている。このように、力士としての年数による序列と、番付が示す相撲の実力による序列が混在しているのが大相撲の特徴である。先輩力士と後輩力士の関係は、入門年数の比較によって決定し、両者はそれぞれ「兄弟子」と「弟弟子」といった間柄で表現される。相撲部屋の日常生活における炊事、洗濯、その他の雑用は、兄弟子が弟弟子を指導する上下関係のもとに成り立っている。この関係は、相撲部屋の親方を家長とする擬制的親族関係の一端である。

一方で、番付による身分序列は、主に本場所の舞台や、相撲部屋の稽古場に見出すことができる。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

本場所における相撲の取組成績が、稽古場における自らの立場を決めるのである。

ここまでは、相撲の世界における兄弟弟子の身分序列と、相撲によって争われる番付制度という二つの身分序列を説明した。これは、彼らが力士として生きる上で、避けては通れない秩序である。不変的な序列と可変的な序列の共存は、力士人生の持続可能性を拡張する。

---

[65] 青木美智男によると、日本の歴史において、情報伝達の媒体としての印刷物が人々に大きな影響を与え出すようになるのは江戸時代に入ってからである。この印刷物が本と一枚摺＝摺物に分化し、後者は相撲や芝居番付に活用されるようになった。18 世紀末になると、こうした「見立番付」を模した様々な順位付け（長者番付、職人技の順位、温泉等）が盛んに用いられるようになった[青木 2003: 8-16]。

若手には番付の上昇の機会が与えられると同時に、身体的に衰えたベテランには、年功的な価値が自動的に付与される。このことから「相撲界は番付社会」[伊藤 2016: 84]という、常套句のような制度的還元は難しいことがわかる。次に相撲部屋という制度の成り立ちとそのシステムについて考察する。

5.2　相撲部屋の秩序

本節ではまず、「部屋」というシステムについて、その独特な形態の制度的特性を記述する。新田一郎は、この「部屋」の在り方について次のように述べている。

> 「部屋」制度は、依然として不可思議なシステムである。「部屋」は、かつての「組合」にかわり相撲社会の基本的な単位であり、力士・年寄から行司・呼出し・床山らにいたるまで、一部事務職員をのぞく相撲協会のすべての構成員は、いずれかの「部屋」に所属している。にもかかわらず、「部屋」は協会の構成要素としての位置づけがきわめて不明瞭であり、土地・建物は法的には、師匠たる年寄の個人的な財産でしかない。弟子をもつ年寄には協会から一定の補助がでるものの、「部屋」の維持・継承についての制度的保証はないに等しい。[新田 1994: 329-330]

既に指摘したように、相撲部屋は、大相撲の興行集団において重要な役割を担う中心的組織であるにも関わらず、その法的な扱いや位置づけが曖昧であるとされる。では、そうした相撲部屋と日本相撲協会の関係とはどのようなものであるか。まず、大相撲における全ての「力士」とは、公益財団法人日本相撲協会員であり、彼らは各相撲部屋に配属されている。そして、このような協会員の所属機関としての相撲部屋は、日本相撲協会が力士の養成を委託するところで、年寄名跡を継承している部屋持ちの年寄（師匠）が運営する組織である[金指 2002: 184]。相撲協会の組織概要によると、相撲部屋は「力士を養成する場として、協会に登録された力士を指導養成する」組織と明記されている[66]。すなわち、この集団は実質的に年寄が運営する力士養成機関であると同時に、協会員が所属する相撲集団である。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

---

[66] 公益財団法人 日本相撲協会（2019）『令和二年 相撲手帳』記載の相撲便覧(p1)を参照。

このような様々な成員が集う相撲部屋の性質について、生沼芳弘は次のように述べる。

> 相撲部屋とは、師匠と年寄（親方）と弟子の生活共同体であり、そこでは師匠と弟子が寝食を共にしながら弟子である力士への相撲教育（稽古）が行われる。[生沼 1994: 59]

これは、元力士の師匠が相撲を生業とする力士を育てる組織を構成した結果である。18世紀末以降、三都で開催されるようになった興行相撲の安定化に伴って、大名に抱えられた力士は、興行主である相撲年寄を師匠に持ち、各部屋に所属するという形態が一般化していた。当時は、諸藩の抱え力士が相撲興行に参加するというよりも、興行に参加する専門力士を諸藩が抱え扶持している、という対応関係にあったと言える[新田 1994: 219]。

こうした背景を持つ相撲部屋の現行制度について生沼は、明治以降に確立された日本の「「家」制度の社会関係に求めることができる」[生沼 1994: 322]と指摘する。この意味において、相撲部屋は「力士にとっての生活の基本単位」[中島 2008: 95]である。そして相撲は、個人競技でありながら、本場所では同部屋の力士との対戦は組まれない。つまり、彼らは他の相撲部屋に勝つことを目標とする集団である。一方で、相撲部屋における「家」制度のような、家族や地域社会に代表される生活共同体としての社会関係は、大相撲という興行の特徴的な点である。そうした制度的機能を持つ相撲部屋の親方は、部屋の力士に対して絶対的な権力を持っている。そもそも力士になるためにはまず、どこかの相撲部屋に所属しなければならない。所属先を決める最終的な決定権は、新弟子本人の意思に委ねられるが、そもそも入門の許可は、部屋の長である親方の裁量によって決まる。そして、一度入門をした力士は、その相撲部屋を出ることなく、現役を全うする。入門後は、力士による師匠の選択権は存在しない。親方が所属力士の廃業届を協会に提出すれば、その力士は二度と土俵に上がることはできないため、入門時の相撲部屋の選択は非常に重要な意味を持つ。しかし、親方が定年を迎え、その名跡を譲り受けた後継が新たに親方として部屋を引き継ぐ場合、既存の力士たちは自らの意思とは関係なく、新たな親方と一から関係を築くことになる。この継承が円滑に実行されない場合は、師匠の引退とともに廃業を選択する力士も数多く存在する。

> 個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

5.3　相撲部屋の継承

相撲部屋は力士の生活の拠点である。「部屋」とは共同の生活空間を意味しており、ほとんどの力士は、一つ屋根の下での集団生活を営んでいる[67]。同じ部屋の力士たちは、同一の師匠（親方）に師事する。大相撲の親方とは、年寄名跡を所有する人物を指す。この年寄名跡とは「年寄株」とも呼ばれ、現役を引退した力士が「年寄」として日本相撲協会に残る場合に必要とされる資格である。年寄株を取得するための条件は、次の三つの基準のどれかを満たしていることである。①三役（小結以上）に 1 場所在位、②幕内に通算 20 場所在位、③幕内、十両に合わせて 30 場所在位のいずれかに該当することである[中島 2008: 59]。ただし、名跡の全体数（105）は決まっているため、これらの条件を満たしていても名跡に空きがなければ、年寄として協会に残ることができない[68]。一方で、年寄株の所有には、「取得」と「貸与」という二つの方法がある。例えば自らの引退時に名跡の空きがない場合、他の親方（一代名跡等）や現役力士の持ち株を借りることができる[69]。このように期限付きの「借り株」を保有する間に、新たな株の正当な「取得」を目指すのである。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

5.8　力士として生きる

本節と次節では、実際に力士になった人々の具体的な事例を記述する。どのような人物が、なぜ力士になることを選択したのかという点に着目しながら、彼らの入門までの経緯と、過

---

[67] 基本的に力士は相撲部屋で共同生活を営むが、出世や結婚などによって、相撲部屋を出て自宅で生活する場合がある。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

[68] 特例として、横綱は現役の四股名のまま 5 年間（大関は 3 年間）協会に残ることができる。また、現役時代の功績が特別に評価された場合には「一代名跡」として、四股名をそのまま名跡として使用できる。

[69] 借り株は厳密にいうと、「所有」と「襲名」の分離を意味する。そのためここでは、借り株を「一時的な所有」とした。

去の経験を記述する。相撲部屋における新弟子の生活を追った映画として、2009 年に公開された『A NORMAL LIFE OF ~Chronicle of a sumo wrestler~』というタイトルのドキュメンタリー映画が存在する[クロン 2013][70]。

フランスの映画監督であるジル・クロンによって制作されたこの映画は、当時 18 歳の高校生、大串拓也(現、旭大星)が、相撲部屋への入門を決意するところから、その後の日々の稽古の様子を追ったドキュメンタリー作品である。劇中では、厳しい稽古の末に途中で泣き出してしまう大串少年の姿が映し出され、あらゆる環境の変化に対して、精神的に耐えられなくなった少年が、相撲部屋から脱走する様子が記録されている。現在は、十両の力士として活躍する旭大星であるが、撮影当時には、まさかこの非力な少年が将来、関取になるとは誰も想像できなかったと言える。つまり、この映画には、入門時における新弟子の「身体資本」を含めた過去の経験の蓄積が、相撲という競技の枠組みと、相撲部屋という構造への適合を試みる際に生じる齟齬や葛藤が描かれている。

相撲部屋という空間は、強い力士を育てる場所であるため、多くの部屋は新弟子を取る際に、学生時代の実績を伴ったエリート候補生をスカウティングする。親方自らが有能な学生を見出す場合もあれば、後援会などの支援者が紹介をすることもある。また日本相撲協会は、「維持員制度」という個人、法人を含めた大口のスポンサー制度を有している。この会員が組織する各地方における「溜会」と「東西会」は、各地方の有望な学生を斡旋する機能も持ち合わせている[71]。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

---

[70] 邦題は「辛抱」である。

[71] 「溜会」、「東西会」は、東京、名古屋、大阪、福岡に存在する維持員の中心機関である。これらの機関は日本相撲協会から、三賞（殊勲・敢闘・技能）の選考委員の委託を受けている。

第 6 章　力士の身体形成

本章は、相撲の世界における力士の身体的実践の有様に着目し、これらの習慣的行為がどのような特徴を持つのか、あるいは、そのような身体的習慣はどのように産出されるのかを考察することを目的とする。そこでまずは、大相撲の判定に関する出来事を取り上げながら、力士の身体と相撲の競技的特性について言及する。

6.1　大相撲の判定

ここでは、大相撲の判定に関する事例を取り上げる。昭和 44（1969）年に写真判定を導入して以来、大相撲興行は相撲の判定に関して、機械と人間の対立的図式を前提としながら、人間主体のルールを採用してきた。そのような歴史的背景を考慮しながら、相撲の判定に関わる主体性とは一体なにかを考察する。そのため、ここでは平成 31（2019）年 5 月 24 日の大相撲 5 月場所 13 日目における朝乃山と栃ノ心の取組をめぐる判定に関する出来事を取り上げながら、これらの問いについて考える。まずは、この事例に関する記事の引用を以下に提示する。

[事例 6.1]　疑惑の判定

デイリースポーツ,『相撲協会に抗議電話殺到　湊親方「目の前が正しい」物言い付けた放駒親方の目を重視』, 2019 年 5 月 25 日記事, (最終閲覧日: 2019 年 7 月 5 日), https://www.daily.co.jp/general/2019/05/25/0012363303.shtml

平幕朝乃山が関脇栃ノ心を寄り切って自己最多タイの 11 勝目を挙げた。物言いが付き、6 分余りに及ぶ異例審議の末、行司軍配差し違えの“逆転劇勝”。横綱鶴竜が敗れて 3 敗に後退し、再び単独トップに立った。1 場所で大関返り咲きとなる 10 勝目を“判定負け”で逃した栃ノ心は悔し涙を流した。繰り返し流れた映像では栃ノ心の右かかとは土俵外で浮いているように見えた。取組後、日本相撲協会には抗議の電話が殺到。「じゃんじゃん来てます。鳴りやまない」と職員は対応に追われた。軍配は栃ノ心。土俵際ですくい投げからの突き落としを狙った栃ノ心の右かかとが先に俵を出たか、朝乃山が先に落ちたかが焦点となった。5 人の審判員の意見は割れ、土俵上で 6 分余りも激論を交わした。砂が舞ったとしてもビデオでも分からないほど微細。勝負審判の湊親方（元幕内湊富士）は「ビデオ室は足がついていないような話をしてい

た」と明かし、ビデオ室は軍配通りを“支持”したという。ただ最終的に決めるのは審判員の目だ。最後は最も近くで直視し、物言いを付けた勝負審判の放駒親方（元関脇玉乃島）の意見でまとまった。同親方は「かかとが砂を連れてきたように見えた」と自身の目を信じた。勝負審判長の阿武松審判部長は「ビデオ室（の判断）は審判の上にいかない。ビデオ室は迷っている声。断定はできないと。かかとが出ていると私は判断した」と説明。湊親方は「ビデオでは蛇の目とかかとの隙間は見えない。目の前が正しい。放駒親方の目を重視した」。相撲史に残る難解な判定となった。

この朝乃山と栃ノ心の取組は、注目度の高い対戦であったことから、判定の結果にはそれなりの反響があったといえる。この取組の出来事と記事の内容を整理すると、まず行司軍配は栃ノ心に上がっていた。しかし、この判定に対して、土俵下に控える審判の放駒親方から物言いがついた。栃ノ心を間近で見ていた親方は、栃ノ心のかかとが、朝乃山の体が落ちる前に俵を割ったと判断した。審議において、ビデオ室は行司軍配を支持した。しかし、勝負審判長は、「ビデオ室は審判の上をいかない」と発言し、放駒親方を支持した。他の勝負審判もビデオの不備を指摘して審判長の判断を支持した結果、栃ノ心の負けが決まった。この判定に対して、抗議の電話が殺到したのである。実際に NHK の中継でリプレイ映像を確認する限り、栃ノ心の踵は土俵に残っているかのように見えた。テレビを通して取組を見た人々は、栃ノ心の勝ちを支持し、土俵の間近にいた人間は行司軍配に異議を唱えたのである。この事例は、ビデオと審判の判定に一種の取り違えが発生し、最終的な判断を人の目に帰することで決着している。このような大相撲の判定のプロセスには、ビデオ技術が介入すると同時に、「ビデオは人の上をいかない」と言った機械と人間の非対称な関係が成立している。ではなぜ大相撲の判定において人間の主体性が認められているのか。

まず、競技的な特性として、相撲は往々にして機械を用いた判別が困難な実践だという指摘が挙げられる。これは相撲の「死に体」や、「生き体」、「かばい手」、「送り足」、「体が割れる、割れない」、「反則行為」の判断を指しており、そうした場合、実績のある熟練した相撲経験者あるいは行司の目が必要とされる。すなわち、判決の主体はゲームのプロであり、ゲームの感覚、必要性、論理の感覚を持つ者に限られる。このような理由から、実践そのものを脱時間化するビデオの能力は、取組の判定に対して中心的な役割を負うことができない存在とみなされる。そして、形式的にビデオを含めたあらゆる判断材料を用いることが、「総合的な決断」を担う人間の主体的な行為に還元されることで、ビデオ判定は補助的な「道具」として認識されている。現在も大相撲の世界では、ビデオ判定をあくまでも補助的な役割として扱い続けている。そこには機械判定の技術革新が、形式的に保守してきた

行司や審判の存在意義を脅かし、それらを形骸化するという危機意識があると指摘することができる。例えば、大相撲は写真判定を昭和 44（1969）年に導入している。これは当時としては時代の先端をゆく画期的な制度であった。そしてこの頃から機械を用いた判定は、従来の人の目を用いた判定に対する脅威として位置付けられてきた。昭和 44（1969）年 5 月号の雑誌『相撲　夏場所展望号』（ベースボール・マガジン社）において、第 22 代木村庄之助の泉林八は、次のように述べている。

> 科学を取り入れることによって科学にたよりすぎ、相撲本来の姿を失ってはいけない。機械に振り回されるようなことになったら長年土俵下で研さんを重ねてきた審判員も、そして行司も無用の長物になってしまう。[泉 1969: 71]

さらに同上の紙面において、相撲趣味の会の高木東吉も次のように発言している。

> NHK を使って勝負の判定資料にするということは大いに結構だ。あくまで参考ということだからこの方法でも悪くはないだろう。しかし、要は相撲は競馬や競輪とは違うのだからいくら相撲が早くなったからといっても、機械に負けてしまってはなんにもならない。今後、審判員がもっともっと勉強して鋭敏な目を養う方向にもっていってほしい。[高木 1969: 71]

相撲協会にとって機械とは、行司と審判の地位を脅かす存在である。一方で、人間の目では捉えきれない実践を参照可能にするビデオは、彼らを助ける存在でもある。ビデオと審判の位置付け、それらの機能と役割は、どのような対象の何を判断するかによって、ビデオと審判のあらゆる性質や側面が抽出、媒介されることによって措定される。すなわち「死に体」や「反則行為」が絡む場合に、ビデオが審判(主体)の道具として扱われる一方で、「土俵際の足が出ているか否か」を判断するときには、審判がビデオ(主体)のアシスト役としての能力を発揮する。例えば審判員の行司の判定に対する「物言い」は、ビデオ確認を発動させる機能を持つ実践だと言えるし、そうしたビデオ映像の証拠能力とは、「死に体ではない、反則行為でもない、インプレーの状態」という審判による暗黙の事実認定の上に成立しているといった点である。つまり、大相撲の判定には昭和 44（1969）年の写真判定の導入以来、機械と人間の相補的な関係性が見出される。この両者のあり方は、いまだにビデオによる判定技術を行司にとっての脅威としてのみ扱うような主張を正当化するのだろうか。人間による専門的知性とビデオの解像度は、互いのポテンシャルを脅かすと同時に、補強し合う関

係の中で変化を遂げてきた経緯がある。では、相撲の判定における人間と機械の関係から、相撲の実践的主体の有様について考察を進める。

今回の事例では、「栃ノ心のかかとが土俵を割ったか否か」という判断に対する疑義が提示された。つまり、この判定の対象となった実践とは、「ある一定の境界を超えたか、超えていないか」という「境界」を判別する能力が必要な実践だといえる。一方で、これには次のような反論があるかもしれない。この判定は相撲に関する専門的知性を要する実践とは、異なる文脈にあるのではないか、という指摘である。これは、「土俵から踵が出ているか否か」を客観的に判断することは、相撲の知識を持ち合わせなくとも可能なのではないか、といった主張である。確かにこの種類の判定を想定した場合、すでに他の競技スポーツに導入された機械による判別システムを例に挙げることができる。例えば、サッカーの場合は「ボールがゴールラインを割ったか、割っていないか」を判定する際に GLT（Goal Line Technology）という磁場を用いた電子補助システムが採用されている。これは人間の動体視力よりも優れた能力を有する機械に対して、客観性に基づいた判定を託すということを意味する。その上で、相撲においては、ビデオ判定によるスロー再生などの実践を脱時間化する技術が、人間の目を能力的に凌駕するという見方が存在する。

ただし、この反論には相撲という実践に対する誤解がある。確かに、「踵が出たか否か」の見極めに関するビデオの有効性を否定することはできない。再生可能な映像の証拠能力は、ビデオ技術の特権的な能力である。しかし、この「踵が出たか否か」という判断は、相撲の取組自体から独立して捉えることはできない。その理由は、この場合の踵は、行為者の身体の一部であると同時に、その身体が専門的知性に基づく判断に晒される不可分な動的主体であるからだ。つまり、踵の状態を判定することと、そのときの動的な身体の在り方は、個別の対象として判定に帰することが出来ないのである。「踵が出たか否か」の判定を下すことは、同時に対象の力士の身体が、「生きているか、死んでいるか」を時間の連続性の中で判断することを意味する。すなわち、踵の見極めとは、一連の身体的実践の中における相撲の専門的知性によって捉えられる行為の一部なのである。

相撲は、力士の身体が客観的な判定に晒されることと、その動的な身体の在り方に適切な解釈が与えられることが共存する身体実践である。客観的な判定とは、明文化したルールの適用であり、適切な解釈とは、慣習的に獲得された実践感覚を意味する。久保は、将棋のゲーム空間における「読み」と「大局観」の役割について、それぞれの相違を強調しながら、「「客観的な法則」と「解釈や意味づけ」が共に重要であり、両者は密接に結びついている」[久保 2015: 24]と指摘する。将棋における「読み」とは、「ルール上可能な指し手の応酬とその分岐を探索する行為」[同上: 24]であり、言い換えればルールによって規定された選択

的行為である。一方で、大局観とは、特定の局面からその後の展開を対局全体の視点から解釈する能力を意味する。一見すると、両者は異なる文脈において作用する行為のように見えるが、「「読み」と「大局観」は、概念的には区別できるが、実戦においては常に混ざり合っている」[同上: 25]のだという。「読み」による指し手の探索は、ルールの制約的空間のなかで、「大局観」という全体的思考に従うと同時に、「大局観」は、「読み」による分岐の把握によって、局面に対する意味づけを行う。ここで指摘された大局観がゲームのフィールドに与える解釈とは、大相撲の審判が、土俵上の力士らによる身体実践に与える相撲の専門的知性に基づく解釈と親和性がある。大局観による局面の解釈は、将棋の世界における専門的知性として、換言すれば、事物に対する特別な知覚として働いている。では、この事例で言及してきた相撲における専門的知性に基づく知覚とは何を意味するのか。

勝負審判の放駒親方が「物言い」をつけたのは、目の前の即興的な実践を瞬間的に知覚したからである。ただ、この判断は審判長に支持された一方で、場内の観客や、テレビ中継の視聴者にははっきりと理解されなかった。こうした事例において、相撲を見るポテンシャルの差異は、ハビトゥスの体系の差異として措定されるのだろうか。そうであるとすれば、この慣習的な実践はどのように体得されるのか。

例えば、特定の専門的知性に基づく知覚について、ジョン・ホーグランドは「対象的知覚(Objective Perception)」[Haugeland 1998: 5]という見方を提示している。対象的知覚とは、対象それ自体が、知覚者がすでにコミットしている非言語的な構成的基準（constitutive standards）によって構成されることを意味する[同上: 5]。例えば、チェスというゲームは、チェス現象(chess phenomena)を構成するものであり、それをある程度把握することは、知覚の前提条件となる[同上: 248]。そしてチェスのゲームに参加することは、「ゲームの合法性に対するコミットメントを引き受ける時に、必然的にコマやポジション、動きを正しく認識するというコミットメントも同時に引き受ける」[Haugeland 1998: 279]ことを意味する。すなわち、チェスにおける知覚とは、チェスに固有の非言語的な構成的基準に基づいて構成され、チェスのコマの動作が、ゲーム空間において「合法」であるかどうかを判断する能力だといえる。

他方で、宮原克典は、ホーグランドの対象的知覚を参照しながら、「ある種の身体的行為が事物知覚の必然的な条件となっていること」[宮原 2017: 210]を示唆する。それは事物に対する知覚が、一種の身体的行為であるというエナクティヴィズムにおけるアプローチと、ホーグランドが指摘した人間が特定の対象物に対して、構成的基準を持つという主張を統合する提案である。つまりここでは、対象的知覚が構成的基準あるいは、「構成的コミット

メントをもつというのが事物知覚のための身体的習慣をもつことにほかならない」[同上: 211-212]ことが指摘される。

放駒親方ら勝負審判による判定は、相撲の専門的知性に依拠している。それは、対象の事物が、知覚者の構成的コミットメントに依拠するということである。ゲームの必要性や論理の感覚を持つ勝負審判は、相撲というゲームの現象を持続させる準備が出来ていることを意味する。そして今回の事例が示したのは、土俵の「境界」における平衡感覚のあらわれである。それは単に、栃ノ心の踵が土俵から出たのか否かを判断することを意味しない。ビデオのリプレイ映像に納得のいかなかった観衆との意見の相違とは、身体的習慣に基づく構成的基準の相違である。オーディエンスはこれらの出来事を見ているが、観えていない。アルヴァ・ノエは、見えているにも関わらず、「盲」である視覚の在り方を指摘し、それを「経験盲」[ノエ 2010: 6]と呼ぶ。ノエは、白内障で生まれながら全盲の患者が、視力回復手術を受ける事例を提示する。そこで患者は視力を得るが、観えないという実質的な盲目状態に陥る。ノエはその理由について、患者の「感覚-運動的知識の欠如」[同上: 11]にあるという。つまり知覚者は、対象の事物を知覚するために、「感覚-運動的な身体技能」[同上: 17]を持ち合わせる必要があるのだ。

「見ること」と「観ること」の相違は、彼らの専門的知性に基づく構成的基準を通した事物知覚によって明らかになる。一方で、相撲の世界では、久保が言及する「大局観」のような解釈と意味付けによる全体的な把握としての対象知覚はあるのだろうか。そして、ここで参照した様々な論者が示した、身体的習慣と呼ばれるような実践感覚は、相撲の世界において、どのように獲得されるのか。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

6.5　力士の情動と身体

このように、力士たちは相撲や稽古の実践を通して、痛みや苦しみに伴う清々しさや喜びの感情、昂る感情を喚起している。これは身体を資本概念として扱うような社会的説明によって還元されないフィールドの現実である。では、こうした相撲における身体の動物的な側面とは何を意味しているのか。まずは、相撲に見られる力士の闘争本能が表出した事例を取り上げる。

[事例 6.3]　横綱同士の闘い

平成 20（2008）年 5 月場所の千秋楽、大関琴欧洲の初優勝がすでに決定した状況で、朝青龍と白鵬の両横綱による結びの一番が行われた。頭から突っ込んだ朝青龍の立合いを、白鵬は胸で受けた。その瞬間に、朝青龍は腕を絞って差し手を封じながら、白鵬の右腕を引くと、白鵬は前方にバランスを崩して両掌を土俵についてしまい、あっけなく勝負が決まった。その直後に、朝青龍は白鵬を上から押すような形で駄目押しをした。これに激昂した白鵬が、立ち上がる際に、朝青龍に強烈なショルダーチャージを食らわせた。両者は土俵上で睨み合い、一触即発の状況が生まれた。勝負が決した後に、横綱同士が、土俵上で小競り合いを繰り広げたという出来事に対して、北の湖理事長は翌日に、両横綱を呼び出して厳重注意を与えた。これに対して白鵬は、「冷静さがなかった」とコメントを残した[72]。

問題とされたのは朝青龍の駄目押しと、それを受けた白鵬の報復行為である。駄目押しは目に余る行為として、勝負審判による注意の対象となっている。また朝青龍と白鵬の振る舞いは、横綱として求められる品格にそぐわない行為として解釈された。駄目押しした朝青龍と、反射的にやり返した白鵬の行為は、互いが勝負に対する気迫を抑えきれず、激しい情動によって引き起こされた結果であった。その様子は、テレビ解説を務めていた元横綱の北の富士勝昭が、「土俵の上じゃなかったら始まっているね」と述べるほどの気合であった。つまり、ストリートであれば、殴り合いの喧嘩になるほどの状況がそこにはあったのだ。この 2 人の行動の中に、もはや品格という言葉はどこにも見当たらなかった。2 人の苛烈な情動反応に起因した衝突は、大相撲の制約的な掟に縛られた土俵という空間が抑止力となり、かろうじて「相撲」が「喧嘩」になることを回避した。ただ、彼らはここで明らかに、暴力的な闘争本能を暴露した。誤解を恐れずに述べると、相撲という行為そのものは、打撃以外の他の格闘と何も変わらない。獰猛で野蛮な闘争心は、闘いの根底に当たり前のように存在している。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

---

[72] スポニチ, 「白鵬 過去ににらみ合い、場所前ゴルフ、ダメ押しでも厳重注意」, 2017 年 11 月 24 日 5 時 30 分, (最終閲覧日: 2018 年 12 月 2 日), https://www.sponichi.co.jp/sports/news/2017/11/24/kiji/20171124s00005000072000c.html

第 7 章　相撲界のパースペクティヴ

本章では、力士の増量という実践を通した身体形成や、相撲部屋とタニマチの間で交わされる支援や贈与の関係について考察しながら、各行為者らのパースペクティヴの差異に着目する。その上でピエール・ブルデューの資本概念を参照しつつ、象徴構造を基礎付ける社会的行為者の誤認と承認の前提を批判的に検討しながら、観察者のパースペクティヴについても同様に

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ここではまず社会的行為者のパースペクティヴに対する問いから、力士やタニマチの視点の差異と重なりを提示することを試みる。そして、力士による増量の実践に注目して、相撲の世界における身体資本の形成が、身体を壊しながら作るという二重の性質を持った実践であることを明らかにし、ブルデューによる資本概念の理論的限界を提示する。

7.1　パースペクティヴの問題

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

特定の主体が、対象に対して持つ固有の視点を概観する場合、そこには主に二つの要点を挙げることができる。一つは、視覚者による知覚対象の見え方である。これはパースペクティヴが、空間における主体のステータス（社会的地位）に基づくことを示している。この空間とは、社会的生産物としての舞台を意味しており、力士同士の闘争の場を指している。そして主体のパースペクティブは、舞台を取り巻く行為者らの位置付けによって差異化される。つまり空間におけるポジションは、主体の地位や状態によって獲得され、制限されることによって決定する。もう一つは、パースペクティヴが、視覚と対象の関係における認識論的な見方の問題に基づく点である。対象の構造、大きさ、動作、刺激などを知覚し、これらを過去の記憶や経験のパターンと照らし合わせることで、知覚対象を認識する方法は、いわば主体の身体的行為を意味する。その上で、感覚刺激に対する知覚と認識の差異は、知覚者間の

身体的特徴の差異として措定される。一定のパースペクティヴに基づく認識とは、「見え方」と「見方」によって対象を捉える一種の身体技法であり、特定の社会空間と時間的要因が固有の視点を産出し、それらの複数の視点が認識論的な客観性を形成するとされる。

最初に提示した対象の「見え方」に関する主体の空間的位置取りとは、個々の力士が持つ身体能力、つまり力士になるために備わっている身体的資本が暫定的な基盤を形成する。これは職業力士としての資格、あるいは力士たちの「闘争の場としての界」[ブルデュー 2010 : 93]における競争の賭金や争点として作用する。この身体資本は、界への参入条件として働くと同時に、少なくとも界として定義される構造の他の客観的構造に対する相対的自律性の根拠として機能する。一方で大相撲の場合、日本国籍を保有する人間が、職業力士になることや、力士たちの闘争の場に参入することは、他のプロスポーツ競技と比較して、その入界金の設定が低額であるといえる。その理由は、大相撲の場合、相撲協会の「新弟子検査」で定められた合格基準を満たせば、原則として誰しもが力士になれるためである[73]。新参者の参入条件が平易であることは、力士間の競争を活性化させると同時に、賭金としての資本の保有量が力士の能力的格差を拡張させる。例えば、相撲のアマチュア大会で一定の成績を収めた高卒や大卒の「エリート」と一部で呼ばれる力士は、これらの実績と資本を携えて、相撲の世界に参入する。その場合、エリート力士には、特例として「幕下附出」という飛び級のステータスが与えられる[74]。こうして相撲の世界に持ち込まれた身体資本は、プロフェッショナルとされる大相撲の闘争ゲームにおいて、支配的な地位を獲得する上で有利に働く文化資本への転換を可能にしている。この身体資本は、闘争のゲームにおける切り札である。力士として支配的な地位を獲得するためには、この「固有」の資本が、番付の闘争において重要な役割を果たしている。

---

[73] 正式には「力士検査」という。規定された条件は、『日本相撲協会寄付行為施行細則』に記載されている。具体的には、「身長 167cm 以上、体重 67kg 以上、義務教育を修了した健康な 23 歳未満の男子」である。もしくは、相撲協会が指定するアマチュア大会で一定の実績を残した者については、25 歳未満であれば附出し制度で入門することができる[金指 2002 : 353; 伊藤 2016 : 100]。

[74] エリートという呼び方は、一部の相撲ファンの間で使用される名称である。その定義は非常に曖昧であるため、ここでは主に 2 つの意味合いを指摘する。1 つは、アマチュア・学生相撲の大会で優秀な成績を残した力士を指す名称である。もう 1 つは、高卒、特に大卒という学歴を中卒の「叩き上げ」の力士と比較した場合に用いられる呼び名である。また、成績優秀者の特例は、「幕下附出」だけではなく、「三段目最下位格附出」という制度も存在する。これらの制度は、相撲の実力を番付の身分序列に対応させることを目的としている。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

7.3　タニマチと力士と相撲部屋

相撲部屋とタニマチの関係の構築については、第５章で詳述したが、ここではタニマチと相撲部屋あるいは力士とのパースペクティヴの差異に着目しながら、贈与や交換といった諸関係の様相を考察する。タニマチという立場には、「部屋」を支援する人間や、力士「個人」を支援する人間、あるいは両者を包括的に支援する人間が存在する。もともと力士個人を支援していたタニマチが、部屋の支援者になる場合や、親方をきっかけに部屋を応援していたタニマチが所属力士との交流を深める場合などがある。

力士や相撲部屋の立場から、タニマチの獲得方法を大別すると、①力士が、個人の関係を構築することで、相撲部屋にそのお客さんを呼ぶ場合②親方などの部屋の関係者の人脈によって獲得したタニマチが、部屋の力士を応援するようになる場合などが考えられている。前者の見方からすると、もし力士個人にお客さんがつかなければ、部屋を支援するタニマチが必然的に付かなくなるということを意味している。後者の立場からすると、部屋のお客さんがつかなければ、力士の支援者がいなくなる、という見方を形成する。どちらにせよ、この循環がうまく機能しなければ、力士と相撲部屋の相互理解に不一致が生じることもある。例えば、力士が個人で獲得したタニマチを相撲部屋の千秋楽パーティーに連れて来る場合、力士が自らのお客さんに対応することで、部屋のタニマチに対する対応に難が生じることがある。それは反対の場合も同様であり、力士は、部屋のタニマチに対応する必要性によって、自らのお客さんを孤立させてしまう。部屋と力士の間に良好な関係がなければ、このようなタニマチを通じた見解の相違が見出されるのである。

他方でタニマチが部屋を支援する場合は、元関取の親方の支援者であることが多く、力士個人を支援する場合は、その力士の番付の地位に依拠する場合が多い。対外的に所属力士よりも親方の知名度が高ければ、必然的に部屋のタニマチが増える。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

第８章　結論

本論文では、日本相撲協会が主催する相撲興行や

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

大相撲における権力構造と下位力士の身体実践の関わりについて記述し、分析を行った。本章では、まず各章における要点を整理しながら、本論文の内容を確認する。そして、序論で提示したピエール・ブルデューによる実践理論に対する二つの論点に対して、本論文の事例分析からどのような考察と結論を与えることができるのかを提示する。

8.1　各章における考察

序論では、実践理論における先行研究と、ピエール・ブルデューのハビトゥス概念を援用した実践パフォーマンス研究を中心とした先行研究を概観した。ここでは、行為者の慣習的行為に焦点を当てた人類学的研究が、特定の諸個人と社会集団の相互関係に着目した実践理論として展開されてきたことを示した。第一に、マルセル・モースの身体技法論では、身体を一義的な道具として捉えることによって、個別の身体実践を形式化した。そこで行為者による技法の獲得については、客観的構造を前提とするハビトゥスの集団的獲得という社会的側面の可能性が示された。第二に、マイケル・ポラニーが提示した「暗黙知」による対象知覚や、モーリス・メルロ＝ポンティが言及した身体の志向性と「了解」の状態は、行為者が慣習的行為を体得するプロセスを、現象学的なアプローチによって提示したといえる。その中で、行為者による技法の習得の条件として、指導者と学習者の権力関係に言及し、生田久美子による「わざ言語」の働きを参照した。このアプローチは、指導者の比喩的な教えが、学習者の能動的な探索能力と反省性を引き出すことで、わざを習得していく過程であった。第三に、筆者は、ここで提起された慣習的行動における環境と行為者の安定状態という前提条件に対して批判的検討を加えた。ここでは、ジェームズ・ギブソンのアフォーダンス理論に注目し、動きの中に見出される対象の知覚の有様を提示した。定常状態とされる慣習的行動を、行為者と対象の長期的かつ連続的な知覚行為として捉え直し、環境の質的要因を内包した規約と実践の対称的な相互関係を構成することで、そこから産出される新たな行為選択の可能性を示唆した。これら主に三つの視点から、実践理論におけるアプローチの特徴を提示し、ブルデューのハビトゥス概念と界概念、資本概念の理論的な位置付けを考察した。ハビトゥスは複数のディスポジションの体系として、客観的構造を身体化した実践の生

成能力を特徴とする。この実践の生成システムは、自律性を持った界構造によって特徴付けられる。その界構造の中に措定される行為者の地位は、同時に資本の分布を意味しており、資本の性質は、界の特性によって決定される。界の特性は行為者のハビトゥスを構造化し、誤認と承認に基づく象徴資本によって構造化されることで、相対的な自律性が担保される。こうしたブルデューの実践理論に対して、本論では、主に二つの課題を提示した。一つ目は、行為の新規性に対する問いであり、ブルデューの戦略概念が、習慣や明示的規則のエージェンシーを捨象することで見逃されてしまう行為選択の可能性を指摘した。二つ目は、実践理論における資本概念への還元に対する問いである。ここでは、力士の身体が資本としての性質を帯びる社会的な側面に同意しつつ、他方で、現実における身体と資本の齟齬、すなわちゲームのアナロジーでは捉えることのできない身体の経験領域を主題化することの必要性を主張した。その上で、ブルデューの実践理論を援用した実践パフォーマンス研究を概観することで、具体的な競技実践の事例から、これらの問いがどのように対象化されるのかを検討した。そこでは、考察の対象となる実践が、ブルデューの戦略概念と親和性の高い相互行為に限定されていることや、怪我や加齢を含めたアスリートの身体が、ゲームにおける物理的資本の損失に還元されてしまうことが示された。すなわち、本論が提示した二つの問題は、具体的な実践パフォーマンス研究においても未だに議論の余地が残されていることが確認された。このような前提を踏まえて、筆者は、大相撲の事例を通じて、ブルデューを含めた実践理論の再考を促していくことを目指すとした。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

第 3 章では、相撲の近代化に関する議論に注目し、現在の興行形態が、明治期以降の近代国家の支配体制との関わりによって形成された歴史的過程を概観した。ここでは、ナショナリズムの観点から、「伝統の再創造」が促されたと同時に、近代の競技スポーツの思想が合流したことで、大相撲の制度が構造的矛盾を抱える結果となったことを指摘した。メディアによる優勝制度の導入は、相撲における個の主体化を促進し、近代スポーツの論理によって、勝利の最大化を目的とした実践へと変化を促した。伝統の発明は、慣習の不変的な価値観を生成することで、伝統/近代という二項対立の図式を産出した。この図式は、主にメディアによって、その後の大相撲に関する様々な出来事を対立的な価値観に基づく問題として主題化することになった。第 3 章では、その一例として、日馬富士による暴力事件から派生した相撲協会と貴乃花親方による対立が、伝統/近代の対立図式などに還元されたことで、問

題の所在が曖昧になったことを示した。また大相撲における八百長の考察では、明治期以降の八百長の事例を辿りながら、世間の反応や相撲協会の対応を概観した。これによって、八百長が構造的な問題から無気力相撲という精神論へとすり替えられた過程を提示した。そして、相撲における儀礼的行為と競技実践の差異を考察し、八百長という実践の産出の原理を明らかにした。現代の八百長は、星の交換と金銭の授受によって成り立っており、それらの目的は、不確定性に基づく番付の調整と、複雑化する八百長のネットワークを維持することであった。また八百長とガチンコ相撲は、どちらも番付制度や他者性がもたらす不確実性に対処するための戦略的な実践でありながら、勝利への意志の有無が両者を差別化することを指摘した。八百長が相撲の勝敗を記録として扱う量的思考に基づく実践であるのに対して、ガチンコは、目の前の勝利を目指す賭博的性質を持っていた。ここには、両者の勝利に対する意味の相違があり、ガチンコ力士は、ただ勝つことだけを目的としない固有の闘いを仕掛け続ける存在であることを主張した。このようなガチンコ相撲において、力士の賭博的な実践は、ゲームと他者の不確実性に依拠している。他方で、これまで力士の身体実践は、相撲の近代化論が着目する制度の変化に伴う副次的な「対象」として扱われてきたことを指摘した。これはゲームの規約と実践の非対称な関係を意味しており、両者を対称的に扱うことは、力士の戦略実践に新たな視座を与えることを可能にすると主張した。

第 4 章では、前章で指摘した相撲研究の規約と実践の非対称な関係に対して、人類学における対称性の思考に基づく規約/実践論を参照した。ここでは、本場所の舞台に着目し、大相撲の力士による「立ち合い」の規約と実践の相互関係に焦点を当てた。そこで比喩を用いた秩序の働きと、相撲の競技的・興行的側面における構造と実践の変化を伴った近代スポーツ化の作用が、二律背反的な矛盾を形成する背景を考察した。競技者間の相互行為に基づいた特殊な規約/実践といえる「立ち合い」は、両者の「呼吸の合致」によって成立する一方で、そこでの優位性の確保は、相撲の勝利の最大化と結び付けられる。ここではまず、相撲協会が立ち合いにおいて、「両掌を地面につけること」を厳しく規定する近年の動向を手がかりに、メタファーによる秩序の働きに注目した。そこで筆者は、呼吸の合致に基づく「比喩的な秩序」と、明文化された立ち合いの勝負規則による「規約」、力士らの戦略的な「実践」を腑分けし、現実の規約/実践が、比喩的な秩序をあてにした規約/実践であることを示した。そして、「両掌はついていないが、タイミングは合っている」という力士の事例を参照することで、規約/実践の齟齬を指摘し、これらの齟齬が、規約の「フレーム」と、実践の「自己言及」における主体の相互無効化の作用によって、両者の変化を産出し続ける仕掛けの一端であることを示した。そしてゲームの作用因として働く規約が、実践の微細な齟齬を生成することから、力士の駆け引きと新たな行為選択の可能性は、行為の主体的な側面と

ともにゲームの不確実性と偶然性によって産出されることを提示した。

また第 4 章では、こうして担保された多様な実践の在り方についての事例分析を行っている。本場所のオーディエンスの推移と、力士の身分序列における番付との相関関係に基づいて、上位力士の駆け引きが、下位力士に比べてパフォーマティブで多様な実践として現れることを指摘した。これは、相撲の伝統的な側面を反映した所作（規約）の増加に伴う駆け引きの多様化を意味していた。比喩による秩序は、自然性と自発性によって特徴付けられるという浜本の議論から、これらをあてにした大相撲の規約は、本場所という舞台の「自然性」を観客に提供し、共有していると論じた。そして近代スポーツにおける、外部性を排除しながら不確実性を管理するという撞着語法に基づく思考様式が、メタファーによる秩序の説明原理と類比的である可能性を指摘した。

第 5 章では、現在の大相撲を支える部屋制度という構造的枠組みに着目し、相撲部屋を中心としたインフォーマントの社会関係と、力士や親方の日常実践における慣習的な相互行為を考察した。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

以上が各章における内容の要点である。次節では、これらの議論から、序論で提示したブルデューによる実践理論における二つの論点に関する考察を提示する。

8.2　結論と考察

本論文では、番付の下位に位置する力士たちの戦略的な身体実践と、権力構造の関わりを考察した。そのため本論文では、相撲の競技的特性と、大相撲という仮構の現実の上で成り立つ下位力士の生活や本場所の闘いの有り様を描き出した。ブルデューの権力論を参照することにより、本論文で示されたのは、相撲の象徴権力に基づく力士の戦略実践の詳細であった。またハビトゥスに基づく実践の論理を検討することで、力士間の駆け引きの様子などが明らかにされた。ここでは、序論で示した二つの論点に対して、大相撲の世界を対象とした本論文における考察を提示する。

一つ目は、ブルデューの定義する行為者の実践感覚における行為の新規性に対する問いである。まず、ブルデューの戦略概念では、行為者がゲームの規則性に従う側面が強調される。この非計算的な実践は、ゲームの諸要求を感知して、即興的に産出される図式として提

示される。諸要求に対する感覚とは、行為者に身体化された実践感覚であり、その性向は、界の客観的構造のもとに獲得されると同時に、界の特性を構造化する生成能力を持つとされる。その意味で、行為者の実践感覚は、複数のディスポジションの体系に基づく産出原理として機能する。したがって、ハビトゥス概念は、移調の可能性を含めながら、心的傾向を持つ可変かつ不変的な内部法則に従うシステムとして定義される。このハビトゥスの傾向性が、現在と未来の不確定性に対して、実践における道理に適った行為選択を可能にするのである。

道理に適った行為選択とは、合理的選択と異なり、実践の論理として働くゲーム空間の客観的法則性の産物であり、未来の先取りを可能にするゲーム感覚を意味する。ここには、行為者の自発性とゲームの拘束性を内包したハビトゥスの社会的ゲームとしての側面が見出される。ゲームへの参加は、同時にゲームの規則性を承認することで、行為者たちは状況に則した前反省的な実践を産出する。例えば、第３章で取り上げた八百長の事例を参照すると、相撲の八百長行為は、白星の交換というゲームの内在的論理を身体化した力士たちによって実行される戦略的実践の一端として説明される。彼らは、相撲の勝敗を数字として操作することで、自らの地位を確保し、相撲の世界を戦略的に生き残る。八百長は、力士の番付と年功に規定される身分序列の内的秩序に基づいて生成される交換のネットワークを維持しながら、番付と取組編成の不確実性が、その都度要求するゲームの論理を知覚し行動する事例である。ここには、新たなネットワークの形成と交換の原理が、力士たちの自発性とゲームの拘束性によって産出される図式が示される。

ここで指摘されることは、ブルデューの戦略という概念は、一貫して社会的行為者による行為選択の論理を提示する考えだという点である。言い換えると、戦略概念は、実践の産出原理の説明概念であり、それと同時に、現実の行為選択における実際的な運動の機微を十分に汲み取れていない部分がある。八百長の事例について、戦略概念による説明が可能なのは、静的な局面における星交換の判断と、勝ち負けを演じる確実性の高い儀礼的かつ予定調和の実践の結果が、強固に結び付いているためである。勝敗を示し合わせた実践には、他の不確実な要素が介入する余地がないため、行為選択の意志と結果の相違やエラーはほとんど想定されない。反対に、ガチンコ力士による相撲の実践は、ゲーム感覚に基づく即興的な行為選択と、現実の行為の帰結に幾ばくかの乖離が存在する。ここではむしろ、行為者が実践の論理に従うことを前提として、異なる行為選択が表出してしまう、という事態が起こりうる。本論文では、この動的な行為選択に潜在するゲームの偶然性と不確実性が、実践の新規性を持続的に担保することを主張した。

第４章で取り上げた力士の立ち合いの事例の要点は、規則の区別と実践の相互関係であ

る。立ち合いの成立条件は、両力士の呼吸の一致という動作の同時性である。ここでは、立ち合いの秩序と規約を類別し、秩序を呼吸の一致という理念的な同時性として捉え、規約は現実の明文化されたルールとして特定した。メタファーによる秩序は、立ち合いという事象の総体を指し示す代名詞として機能する。この代名詞は、現実の規約を指示対象とすることで、概念としての同時性は、「両掌を地面につく」という具体的な動作に還元される。この動作の指定が、両掌をつかなくてもタイミングが合う、という個別の不確定な状況を作り出すことで、力士の行為選択に偶然性が伴うことになる。すなわち、動く手前の相手を見て動作を決めるというプロセスが、動いた後の相手を見て、気づかずに動作を決めるという行為へすり替わることで、結果的に異なる行為選択を可能にしてしまうのである。実践の新規性は、ゲームのもたらす時間的な差異と、力士同士の局所的な駆け引きによって産出される。

もとよりブルデューの戦略概念は、構造主義と主観主義の二者択一を免れることを目的としていた。そのためブルデューが想定するゲームの規則とは、構造主義の前提とするコード化された無意識的構造の否定が起点となっている。その上で、ブルデューは、規則という語が指し示す二つの意味として、「行為者によって大なり小なり意識的に産出され、統御される、法的ないし準法的なタイプの原則を意味するのか、ゲームに出場する者すべてに課される客観的法則性の総体を意味するのか」[ブルデュー 1996: 98]という区別を設けている。前者は実践との関わりの中で明示化された規約を意味しており、後者はその規約を指し示す抽象概念としての規則性を述べている。そして行為者の実践感覚は、後者に基づくゲームの論理によって獲得されて作用する前反省的な行為選択の原理として提示される。したがって、戦略概念に基づく行為選択において、前者の法的かつ明示的な原則と、ゲーム感覚の結びつきはそれほど考慮されていない。ブルデューは、ハビトゥスに基づく実践の規則性について、「必ずしも法ないしは「法以前の法」 prèdroit が課す規則としての規則を原理とするものではありません」[ブルデュー 1996: 108]と述べている。これはブルデューが、規則の明示化の作業とコード化のプロセスをほとんど同義的な意味で捉えながら、実践を「必ずしも規則への服従の産出物であるわけではないが、一定の規則性に従っている」[同上: 104-105]という活動の形態と定義することで、前者を一括りにコード化された機械的な原則として、実践の対象から除外してしまうのである。

つまり、ブルデューの戦略概念においては、明示的な規約が発揮する行為者に対する働きかけが、実践の論理の主題として扱われていないことが指摘される。これは、行為の反復を要求する明示的な規範と、規則性に基づく行動を産出する性向としてのハビトゥスを、異な

るものとして区別する見方を前提とするためである[75]。

しかしながら、相撲という競技実践において、客観的法則性の総体としての秩序を代替する明示的な規約は、動的な実践の産出原理として重要な役割を担っている。これは、序論で示したアフォーダンス理論による説明がその意味を補完する。すなわち、ハビトゥスとの区別において、定常状態として定義された習慣には、その反復する動作の中に、微細な変化が発見される。この反復に見出される差異は、一般原則や、ゲームのルールが産出する実践の差異を意味しており、この動的な側面をゲームの状況分析に含め入れることで、実践の多様な有様を見出すことが可能となる。

したがって、筆者は、第 4 章において、ゲームのルールとして明文化された規約と実践の動的な相互関係を示しながら、フレーム問題を抱える規約の性質が実践に与える働きを記述した。それは規約のフレームが作り出す全体の不確定性が、実践の全体を確定する主体を無効化する作用である。他の要素の内包を免れない規約の性質が、ゲーム空間に不確実性をもたらし、行為者同士の動作における時間的差異を産出することで、行為者がゲームの内在的論理に従いながらも、結果的に異なる行為選択をするような状況が生成されるのである。筆者が主張する実践の新規性とは、こうした戦略概念において、客観主義の否定とともに捨象された明示的な規約と、行為者の実践が生成する不確実性に基づいて、実践の動的な側面から見出される偶然性の有様を意味している。

二つ目は、力士の身体に対する資本概念の導入による還元と、客観的視点に基づくモデル化に関する問いである。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ブルデューの資本概念を参照すると、力士の身体は、大相撲の世界において蓄積された社会的エネルギーであり、番付闘争というゲームの切り札として作用する身体資本としての特徴を持つと考えられる。したがって、上位の関取に対して資本量の劣る下位力士は、自らの身体を改変する取り組みによって、身体資本を形成するのである。下位力士に特徴的な増量の実践は、上位力士の所有する資本量との差異を示している。すなわち界における行為者

---

[75] この規則の区別について、例えば、フィリップ・デスコラは、永続的な傾向を生じさせるハビトゥスの構造化する構造が一般的原則や命令の系統といった形式で、行為者の意識に存在することがなく、それとは異なる特定の社会環境における独特の行動様式を構成するものであると指摘している[Descola 2013: 92-93]。

の位置は、「所有する特殊な資本の分量と構造によって定義」[ブルデュー 2006: 269]されることで、資本の不均等な配分が行為者に重くのしかかるのである。

他方で、こうした資本概念の導入は、現実における力士の身体のリアリティを矮小化する可能性がある。本論文で示したのは、力士の身体における資本概念への還元によって見逃されてしまう大相撲と下位力士の現実である。まず、資本の配分が権力のゲームにおいて行為者間の力関係を決定するという場合、資本は所有の概念を伴う。これはブルデューの権力論が、主体の生成ではなく、主体間の権力闘争を前提としていることを表している。

対して、本論文では主に第6章において、相撲が主体間の対立であると同時に、複合的主体性に基づいた実践であることを示した。これは、相撲が他者の力を利用して自らの優位を獲得する実践の特徴である。他者の身体は同時に自己の身体であり、両者の能力は互いに利用されることで、主客を交えた複雑な実践が繰り広げられる。相撲の駆け引きは、他者を観察することで、他者の視点から自己を捉え返し、自己の対象化のプロセスを通じて再び相手に働きかけるものである。ここには、相撲の主客の混同した様相が表れている。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

こうした点から、力士の身体は、資本の所有に基づく量的な見方とは異なる側面を持っていることがわかった。さらに力士の資本形成というプロセスに着目すると、そこには下位力士の身体実践が抱える二重の性質が明らかになったと言える。

象徴闘争において、行為者の位置と権力関係は、蓄積した資本の総量によって規定されることで、主体間の差異の体系として認識される。力士の身体形成を資本の蓄積のプロセスとした場合、下位力士の増量という実践は一種の賭けとみなされる。本論文で示したのは、第7章で言及した増量の実践に伴う病気や怪我のリスクであった。

このように、身体の形成が同時に、病気と怪我のリスクを伴う可能性について、先行研究で取り上げたブライアン・ターナーは、身体資本が、総量の増減を特徴とする物理的資本であることを指摘した。一方で、相撲の世界における下位力士の身体は、まずは一定の重量が求められる。必要最低限の重さがなければ、上位の相手と闘うことすらできない。したがって、下位力士の身体形成とは、自らの体重を増やしながら、稽古を通じて相撲の技法を身に付けることである。増量という実践は、身体に対する大きな負担となって力士の体調に様々な変化をもたらす。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

力士の異形の身体とは、ロイック・ヴァカンが示したボクサーによる厳格な身体管理のような、西洋近代的なアスリートの身体とは異なる。それは健康状態のリスクを冒す実践が、身体の管理の一部として捉えられている側面である。この場合、身体化され、構造化された性向に基づくハビトゥスが、力士の特殊な身体を生産することで、力士の身体は、事例で示したような不確実性とリスクを伴う性質を獲得する。そしてこの特質が要因となって、怪我のリスクを回避する八百長や、体力の消費を抑制する生活様式といった相撲の世界の特徴的な実践の在り方を構造化する。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ここまでは、力士の身体のリアリティと資本概念の差異を提示しながら、後者への還元が、相撲の世界における力士の特異な身体性を十分に捉えきれない側面を示した。対して資本概念は、特定の界における社会的構造と行為者の社会的地位を布置し、権力関係の図式化を可能にする上で中心的に働く概念であり、それは下位力士という位置付けの根拠としても機能している。また階級的分別を明示化した構造的な論理は、被支配的な立場における行為者の社会的実践の性向やシステムを明らかにしたと言える。特にブルデューによるフランス植民地下のアルジェリア社会におけるフィールド調査では、下層プロレタリアの経済的合理性を欠いた象徴的な労働の社会的機能などが指摘されたように、支配的構造の論理との比較の中で、下位に位置付けられた行為者のディスポジションが提示されている[ブルデュー 2008: 75-78][76]。

---

[76] ブルデュー初期の研究である 1960 年前後のアルジェリアにおける下層プロレタリアの社会的実践に関する分析を指している。ブルデューは、フランスの植民地体制に基づく開発の影響から生じた、資本主義社会の経済構造と、前資本主義的な伝統的社会の矛盾から、前者の社会構造に適合できない定職を持たない多数の市民の生活様式とその性向を明らかにした。ここでは、経済的合理性が見出せない下層プロレタリアの非生産的な労働の在り方が、かつての伝統社会における集団への義務を果たすための社会的な役割行動を想起させるものとして提示されている。これは物質的な資本に転換可能な、人望あるいは名誉といった象徴資本を獲得するための象徴労働の有様として考察される。

この点において、本論文では番付闘争の下位力士たちによる社会的役割を担う仕事の有様を示した。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ここまで指摘してきたように、本論文では、力士の身体に関わる資本概念への還元を問題としてきた。上記で提示した資本概念の性質は、下位力士の多様な社会的実践を示してきた一方で、力士の身体について社会的側面以外の要素を取りこぼしている。その還元不可能な要素として言及したのは、第 6 章で力士の動物的な側面を記述した身体における情動の働きである。

相撲の世界では、力士の身体形成に関わる実践は、必ずしも蓄積された資本に転換されるわけではない。すなわち、稽古やトレーニングの実践は、身体管理や資本形成といった身体の社会的側面だけで捉えることはできない。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

元横綱、若乃花の二子山勝治は、ある時シャモの闘鶏を見た際に、「私は自分の軀にもシャモの血が流れているんじゃないかと思った」[二子山 1971: 34]と述懐している。闘鶏の勝負は、互いに敵を威嚇し、喰いつき合い、蹴り上げることで、先に音を上げた方が負けとなる。一度負けたシャモは、闘志そのものを無くしてしまうために二度と闘鶏には戻らない。二子山は、闘いに必要な闘志とは、「勝とうとする」ことではなく、「勝つ」ことだと述べている[同上: 35]。

ここには、ガチンコ力士の勝利に対する意志と重なる勝負感覚が見出される。「勝つ」という意志には未来の結果が含まれている。不確実な未来に自らの身体を投げ入れるためには、その恐怖心を捨てなければならない。勝つという意志は、不確定な未来を自ら先回りして確定する一種のまじないである。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

勝つという意志によって未来を主体的に確定し、自らの恐怖心を捨てることで、自他の区

別を超えて相手と差し違える。そこで刺激を受け取り、情動が喚起されることで、再び力士としての自己の身体を知覚する。痛みとは、固有で置き換えが不可能な主体的かつ所有的なものである。この自他の混同と峻別による運動の連続によって、最終的に相撲という実践の勝ち負けが決するのである。

力士の情動を喚起する相撲の実践は、稽古における力士の身体の動物的な側面を提示している。稽古は力士に特有の身体形成を目的としながら、同時に相撲の動的な秩序を身体化する場となっている。ここでは、力士の身体の資本概念への還元に関する問題について、

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ブルデューは、インフォーマントの主観的認識を排して、客観的構造を立ち上げた上で、対象の事例に時間の働き、すなわち行為者の戦略概念を構造の中に再度位置付けるという二重の認識論的な断絶によって、構造主義と主観主義の双方を乗り越えることを試みる。それによって、例えばインフォーマントにとっての贈与という主観的概念は否定され、その実践は、返礼のタイミングを含み入れた戦略的な交換関係として提示される。本論文では、この観察者の客観的な視点に依拠した考察が、現実の出来事に含まれる多義的な要素を必然的に否定してしまう構造的な矛盾を指摘した。これは、インフォーマントのパースペクティヴが客観的構造に置き換えられることで、行為者の実践や出来事が資本の所有量を競い合う社会的ゲームに回収されてしまう問題を指している[77]。

本論文で提示したのは、贈与概念に還元されない送り手側の実践や、交換関係に限定されない贈与の可能性である。第 7 章では、現実の実践に対する「贈与」や「交換」という意味付けとその変換によって行為者の経験領域が捨象されてしまうことを指摘した。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ティム・インゴルドは、狩猟採集社会における「共有」の活動に内在する信頼の原則を提示しながら、信頼の本質とは、自律性と依存性の独特な組み合わせであると指摘している

---

[77] 例えばアラン・カイエは、ブルデューが功利主義批判のために持ち出した概念が、結局は批判対象によって提示された理論的道具立てに依存していることを批判する[カイエ 2011: 75]

[Ingold 2000: 70]。誰かを信頼するということは、その人間を念頭において行動することであり、共有や贈与における信頼の関係は、自分が相手に期待する行動と、相手の自主性が一致することで成り立っている。これを言い換えると、主体は相手の好意的な反応に依存しているが、その反応は完全に相手の自発性と意志に基づいている。そのため、相手が従わなければならない条件や義務を制定し、相手に応答を課すような試みは、信頼の裏切りと否定を意味する。信頼には、常にこうしたリスクが含まれており、それは自分が相手に依存しながら、自分が制御できない他者が、その期待に反して行動をするというリスクの潜在性を指摘している[同上: 70]。このようにインゴルドは、共有と贈与を基礎づける信頼関係に内在する条件付けのリスクに言及しながら、それが見出された途端に、贈与や共有における非-交換的な信頼関係が直ちに否定されることを示した。この場合に失われる信頼関係とは、自分と他者の協働的実践に対する自らの意味付けによって想定した全体から、他者の行動が外れることを意味している。同様に本論文で提示したのは、観察者のパースペクティヴによる事後的な確定条件が、行為者の行為選択に内在する可能性を固定化することで、その事前の他の可能性を問うこと自体を封殺してしまう客観的構造の限界である。

この点について、郡司ペギオ幸夫は、観察者の客観的視点に対する内部観測的なアプローチを提唱している[郡司 2006]。郡司は、現実の実践を指示する理念的な抽象概念について、「これ」や「それ」などの指示詞と同様に、ある個物を指し示す極限を持ちながら、指示対象が判然としない性質を「オープンリミット」と名付けている[同上: 94, 104]。オープンリミットとは、指示詞として有限の世界を作り出すため、指示者の主観的なリミットを持った理念的存在であるが、具体的に意味を持たないオープンな記号であるが故に、現実の具体的個物との不断の置き換えが可能となる概念である。これにより、行為者の主観的なリミットは、有限の個物を根拠付ける役割と同時に、置き換え可能な個物が挙げられる理念的なフィールド（可能世界）を提供する。したがって、リミットは、「これ」や「それ」のように有限でありつつ、意味を持たない記号として可能世界を提示するために働くことから、必然的にその内部に意味付けをすることができない。つまり、リミットの可能世界にあるとされるものは、具体的な個物の可能性ではなく、見出すことのできない潜在性として解釈されるのである[同上: 97-98][78]。

---

[78] オープンリミットの可能性と潜在性の違いについて、郡司はサイコロの事例を用いて説明を加えている。可能性とは、サイコロの出る目が 1 から 6 のいずれかであることが決定している状況であり、潜在性とは、目の数やサイコロの形状の変更を含めながらサイコロを振るという、オープンリミットとしてのサイコロの決定以前の状況を指している。ここに 6 つまでしか数えられないという可能性を持ち込むと、状況に対して明らかな矛盾が起きて

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ここで示したことは、観察者の客観的視点の中に、経験世界における行為者の主観的構造を導入した際に生じる主客の矛盾である。観察者という客観的な認識主体において、認識対象のリミットの全体は、フレームを持つ条件を確定する主体として客観的に認識される一方で、行為者にとってのリミットは、主観的であり、その有限性が極限であるが故に、フレームを持たない自己言及的な全体を確定する主体性に基づいている。そのため、結果として現れる実践から提示される全体の不確定性によって、その前提が解消され、切り返される形となっている。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

ブルデューによる構造と主観の認識論に対する二重の切断によって構想された戦略概念は、観察者自身の局所性を反省性によって自認することで、社会的行為者の誤認と承認による象徴構造を提示してきた。対して、本論文で提示したのは、形式的枠組みの中で、いかにして行為者の経験領域を対象化することができるのかという試みである。その上で、ここでは、大相撲の権力構造と力士の戦略実践の有様について、主に二つの論点から考察を進めてきた。一つ目は、社会的行為者による実践の産出原理に対する問いである。これは、ブルデューの戦略概念を批判的に検討しながら、行為の新規性がいかにして担保されるのかという視点からの考察である。ここで明らかになったのは、ハビトゥスに基づく実践の論理で捨象された、明示的な原則やルールが産出する行為者間の動的な相互作用であった。二つ目は、力士の身体性と資本概念への還元に関する問いである。物理的資本としての身体資本概念の援用は、番付闘争における下位力士の位置関係と社会的役割を明らかにした一方で、力士の主客が混在した相撲の身体的特徴や情動の働きといった、力士の動物的な側面を捉え損ねていた。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

しまう[郡司 2006: 167-168]。

ここでは、行為者の視点に基づくと、出来事の事前における選択肢とは、観察者が全体を見渡せるようなフレームを持つ可能性ではなく、局所的な潜在性として理解されることで、出来事の事前と事後を結び付けていることがわかった。

では、本論文の一連の考察が、人類学における現代的な議論に対してどのような視座を与えることができるのか。本研究が示した実践理論とは、人間の行為選択に関わる自然としての他者性の働きであった。相撲は身体を一義的な道具として扱う身体実践であり、近代スポーツにおいてその二者関係は、対立する主体間の闘争として認識される。対して、本論文では主体の同一性と確定性を担保するとされた場のルールや全体的枠組みが、実践に対して主体的に関与し、行為の生成変化を促す側面に着目することで、実践と規約の動的様相を記述し、行為者と環境の絶えざる循環的過程を提示した。それは、主体と客体、実践と規約、自然と文化といった西洋近代の伝統的二分法に基づく相互関係ではなく、両者の行為的主体としての性質を前提とした異なる見方が示されたと考える。この主体的行為に潜在する他者性は、行為選択の変容可能性を担保することで、自己と他者、自然と社会の境界を相対化する契機となる。ただし、本論文の目的は大相撲における伝統の創造や、文化的表象の仮構性を暴くものではない。むしろ、大相撲という私たちにとって、比較的、身近な対象を通じ、その掴みどころのない虚実を交えた融通無碍な性質を認めた上で、「文化」や「社会」の本来的な創造性や可変的側面を捉え直すことが本論文の提示する理論的視座である。

以上が本論文における考察と結論である。最後に、本研究では扱いきれなかった大相撲に関する議論を提示し、今後の課題を示す。まずは、主に第３章で言及した相撲の近代スポーツ化に伴う力士同士の競争原理の変容である。これは、力士がアスリートとして自らの身体を再帰的に捉えながら、古典的な稽古に加えて、近代的なトレーニング方法を採用していく過程を指している。

個人情報の保護を理由とし、本文の一部を省略する。

このような身体形成に関わるアプローチの変容は、本論文で十分に議論することができなかった。それと同時に、現在の大相撲では、特に序ノ口から三段目にあたる下位力士たちによる取組に対する準備の在り方が変わり始めている。それはインターネット配信による相撲中継の開始である。

もとよりテレビにおける大相撲の生中継では、主に幕下から幕内力士の取組映像が放送されているが、平成 22（2010）年代まで、序ノ口から三段目の取組に関しては、映像として確認する手段がなかった。その後、ニコニコ生放送などによる試験的な映像中継が始まり、Ustream の専用配信を経て、平成 28（2016）年にスポナビライブによる全取組の有料配信が開始された。現在では、Abema による無料の大相撲中継によって、多くの人々が、序ノ口から三段目の下位力士の取組映像を視聴することができる。すなわち、現代の下位力士たちは、対戦相手の映像資料が入手しにくい以前の状況に反して、多様な手段を用いて様々な情報を獲得しやすい環境下にいる。互いが相手の情報を得ることで、下位力士の取組に対するアプローチは確実に変化している。他方で、与えられた情報を分析し、自らの実践に還元するための手法は、まだ未知数の段階にあると言える。この状況は、ブルデューによるハビトゥスの体系に基づく闘争とは異なる文脈を示している。それはむしろ、ブルーノ・ラトゥールが提示したイーグル・コンピュータと VAX の開発競争のように、相手を先回りし、分析し、出し抜くことで加速するような卓越性を意味している[ラトゥール 2014]。より詳細な情報から、相手の気がつかない戦法や戦術を探索する能力は、必ずしも、そのゲームの規則性を身体化したハビトゥスの体系から産出される実践とはいえない。映像資料を用いた相手の分析とその手法の発展は、今後の大相撲の在り方を変える可能性を潜在している。また、平成 2（1990）年代以降における外国出身力士の参入という潮流は、当時の大相撲興行の隆盛を支えていたと言える。海外巡業などを経て培った人脈から、相撲に有利な身体能力を秘めた人間が、大相撲の世界へと次々に参入したことは、幕内力士の大型化や、それに伴う技術的変化を与えるきっかけの 1 つになっている。現在の大相撲では、外国籍枠（各相撲部屋に 1 人）が制定されているが、モンゴル相撲のブフや、レスリングのような格闘技と、大相撲に通底する身体実践の文脈に関する比較研究は、現代の大相撲をよりよく理解する上で重要な視座を提供すると考えられる。

引用文献

[日本語文献(五十音順)]

青木美智男

2003　「時代・社会・庶民の世界を映す見立番付」『番付で読む江戸時代』林英夫編、pp.7-40、柏書房.

浅川重俊

1997　「ネットワークから読み解く相撲社会　拡張する「タニマチ」のネットワーク」『スポーツ社会学研究』5 : 59-70.

飯田道夫

2004　『相撲節会(すまいのせちえ)—大相撲の源流』人文書院.

生田久美子

2007　『「わざ」から知る』東京大学出版会.

池田雅雄
1977　『相撲の歴史』平凡社.
石岡丈昇
2007　「貧困下におけるスポーツと生活実践　マニラ首都圏のボクシングジムとスクウォッター世界から」『スポーツ社会学研究』15: 87-102.
2012　『ローカルボクサーと貧困世界—マニラのボクシングジムにみる身体文化』世界思想社.
石川英輔
2004　『大江戸番付事情』講談社.
泉林八
1969　「写真判定はこれで万全か」『相撲　夏場所展望号』(5): 67-71.
磯直樹
2008　「ブルデューにおける界概念—理論と調査の媒介として」『ソシオロジ』53：37-53.
2011　「ブルデューとスポーツ社会学」『スポーツ社会学研究』19 (1): 73-87.
2013　「パリ郊外における柔道実践—暴力と境界の問題をめぐって—」『スポーツ社会学研究』21 (2): 63-78.
2020　『認識と反省性　ピエール・ブルデューの社会学的思考』法政大学出版局.
板井圭介
2000　『中盆—私が見続けた国技・大相撲の“深奥”』小学館.
伊藤勝治
2016　『大相撲の解剖図鑑』エクスナレッジ.
井上俊
2004　『武道の誕生』吉川弘文館.
井上宗一郎
2011　「民俗学における競技の対象化に関する一考察：近世以降の素人相撲をめぐる競技体系の近代化から」『国立歴史民俗博物館研究報告』165(3): 225-249.
ヴァカン、ロイック
2013　『ボディ＆ソウル　ある社会学者のボクシング・エスノグラフィー』田中研之輔・倉島哲・石岡丈昇訳、新曜社.
ヴェーバー、マックス
2016　『社会学の根本概念』清水幾太郎訳、岩波書店.
生沼芳弘
1994　『相撲社会の研究』不昧堂.
大崎正瑠
2009　「暗黙知を理解する」『東京経済大学人文自然科学論集』(127): 21-39.
カイエ、アラン
2011　『功利的理性批判　民主主義・贈与・共同体』藤岡俊博訳、以文社.
風見明
2002　『相撲、国技となる』大修館書店.
柏原全孝
2013　「ガチンコと八百長：大相撲のスポーツ社会学」『追手門学院大学社会学部紀要』(7): 1-16.
金指基
2002　『相撲大事典』現代書館.
川野佐江子

2014　「大相撲とその力士の身体表象に関する研究：NHK テレビ番組で描かれる力士の身体性について」『大阪樟蔭女子大学研究紀要』(4): 77-88.
ギブソン、J.J.
1985　『生態学的視覚論—ヒトの知覚世界を探る』古崎敬・古崎愛子・辻敬一郎・村瀬旻訳、サイエンス社.
2011　『生態学的知覚システム』佐々木正人・古山宣洋・三嶋博之(監訳)、東京大学出版会.
客野澄博
1984　「大山祇神社」『日本の神々—神社と聖地　第二巻　山陽・四国』谷川健一編、pp.275-291、白水社.
清沢哲夫
1966　『無常断章』法蔵館.
日下裕弘・野崎武司
2004　「スポーツ身体論序説—ひとつの社会学的分析枠組みの提示と若干の考察—」『スポーツ社会学研究』12: 15-24.
工藤隆一
2007　『力士はなぜ四股を踏むのか？—大相撲の「なぜ？」がすべてわかる本』日東書院.

久保明教
2015　「対称性人類学からみる現代スポーツの正体—将棋電王戦をめぐる考察—」『スポーツ社会学研究』23(1): 19-33.
2018　『機械カニバリズム　人間なきあとの人類学へ』講談社.
倉島哲
1999　「はじまりの認識論のために：モース「身体技法論」に見る認識の発生論」『京都社会学年報』(7): 179-192.
2002　「武道教室における身体技法の習得—「線」の感覚を手がかりに」『日常実践のエスノグラフィ：語り・コミュニティ・アイデンティティ』田辺繁治・松田素二編、pp.142-167、世界思想社.
2015　『身体技法と社会学的認識』世界思想社.
グレーバー、デヴィッド
2016　『負債論　貨幣と暴力の 5000 年』酒井隆史(監訳)・高祖岩三郎・佐々木夏子訳、以文社.
郡司ペギオ幸夫
2006　『生きていることの科学—生命・意識のマテリアル』講談社.
2019　『天然知能』講談社.
高津勝
2010　「民衆史としての大相撲」『現代思想』38(13): 138-155.
佐々木正人
2016　『新版　アフォーダンス』岩波書店.
サール、J.R.
1986　『言語行為』坂本百大・土屋俊訳、勁草書房.
下谷内勝利
2011　「中世の相撲に関する一考察—相撲節（すまいのせち）廃絶後の相撲人（すまいびと）のゆくえ—」『駒澤大学総合教育研究部紀要』(5)：383-396.
「相撲」編集部編
2019　『大相撲力士名鑑』ベースボール・マガジン社.

胎中千鶴
2019　『叱られ、愛され、大相撲！　「国技」と「興行」の 100 年史』講談社.
高木東吉
1969　「写真判定はこれで万全か」『相撲　夏場所展望号』(5): 67-71.
土屋喜敬
2017　『ものと人間の文化史　相撲』法政大学出版局.
デュルケーム、エミール
2018　『社会学的方法の基準』菊谷和宏訳、講談社.
トンプソン、リー
1990　「スポーツ近代化論から見た相撲」『スポーツの社会学』亀山佳明編、pp.71-92、世界思想社.
2010　「相撲の歴史を捉え直す」『現代思想』38(13): 216-229.
中島隆信
2008　『大相撲の経済学』筑摩書房.
長山聡
2016　『大相撲　あなたの知らない土俵の奥』実業之日本社.
西村秀樹
2001　「大相撲における立ち合いの文化論」『スポーツ社会学研究』9(0)：37-49.
2016　「大相撲の文化性を問う―祝祭からスポーツへ―」『スポーツ社会学研究』24(2): 5-20.
新田一郎
1994　『相撲の歴史』山川出版社.
2016　『相撲　その歴史と技法』日本武道館.
根間弘海
2011　『大相撲行司の世界』吉川弘文館.
ノエ、アルヴァ
2010　『知覚のなかの行為』門脇俊介・石原孝二(監訳)・飯島裕治他訳、春秋社.
長谷川明
1993　『相撲の誕生』新潮社.
浜本満
2001　『秩序の方法　ケニア海岸地方の日常生活における儀礼的実践と語り』弘文堂.
バランディエ、G.
1982　『舞台の上の権力　政治のドラマトゥルギー』渡辺公三訳、平凡社.
檜垣立哉
2008　『賭博/偶然の哲学』河出書房新社.
樋渡涓二
1986　「文字・単語のディスプレイに対する知覚と認知」『人間工学』22(5): 269-276.
福島真人
2010　『学習の生態学　リスク・実験・高信頼性』東京大学出版会.
二子山勝治
1971　『心技体』日本文芸社.
ブルデュ、ピエール
1989　『実践感覚 1』今村仁司・港道隆訳、みすず書房.
ブルデュー、ピエール
1996　『構造と実践　ブルデュー自身によるブルデュー』石崎晴己訳、藤原書店.

2006　『住宅市場の社会経済学』山田鋭夫・渡辺純子訳、藤原書店.
2007a 『結婚戦略：家族と階級の再生産』丸山茂・小島宏・須田文明訳、藤原書店.
2007b 『芸術の規則Ⅰ』石井洋二郎訳、藤原書店.
2008　『資本主義のハビトゥス—アルジェリアの矛盾』原山哲訳、藤原書店.
2010　『科学の科学—コレージュ・ド・フランス最終講義』加藤晴久訳、藤原書店.
2015a 『ディスタンクシオン—社会的判断力批判Ⅰ』石井洋二郎訳、藤原書店.
2015b 『ディスタンクシオン—社会的判断力批判Ⅱ』石井洋二郎訳、藤原書店.
ベイトソン、グレゴリー
2008　『精神の生態学』佐藤良明訳、新思索社.
ボブズボウム、エリック& テレンス・レンジャー編
2016　『創られた伝統』前川啓治他訳、紀伊国屋書店.
ポラニー、マイケル
2002　『暗黙知の次元　言語から非言語へ』佐藤敬三訳、紀伊國屋書店.
的地修
2012　「大相撲の危機と組織変革を考える」『びわこ成蹊スポーツ大学研究紀要』9：103-109.
三嶋博之
2002　「ギブソン知覚理論の根底：刺激情報，特定性，不変項，アフォーダンス」『システム/制御/情報』46(1)：35-40.
宮原克典
2017　「事物知覚とエナクティヴィズム　どうして物を見ることが身体的行為なのか」『哲学』68: 200-214.
武藤泰明
2012　『大相撲のマネジメント　その実力と課題』東洋経済新報社.
メルロ＝ポンティ、モーリス
2009　『知覚の現象学』中島盛夫訳、法政大学出版局.
モース、マルセル
2014　『贈与論』吉田禎吾・江川純一訳、筑摩書房.
モリス、デズモンド
2001　『裸の眼—マン・ウォッチングの旅—』別宮貞徳訳、東洋書林.
柳田國男
1963　『定本　柳田國男集第十三巻』筑摩書房.
山口昌男
1987　「相撲における儀礼と宇宙観」『国立歴史民俗博物館研究報告』15: 99-130.
ラトゥール、ブルーノ
2014　『科学が作られているとき—人類学的考察—』川崎勝・高田紀代志訳、産業図書.
レヴィ＝ストロース、クロード
1972　『構造人類学』荒川幾男他訳、みすず書房.
1988　「マルセル・モース論文への序文」『社会学と人類学Ⅰ』有地享・伊藤昌司・山口俊夫訳、pp.1-46、弘文堂.
2008　『野生の思考』大橋保夫訳、みすず書房.

[英語文献(アルファベット順)]
Bennet, Tony
2005　The historical universal: the role of cultural value in the historical sociology of Pierre Bourdieu. *The*

British Journal of Sociology 56 (1): 141-164.
Bourdieu, Pierre
1986 The Forms of Capital. J.G. Richardson(ed.), In *Handbook of Theory and Research for the Sociology of Education*. Greenwood Press, pp.241-258.
1993 *Sociology in Question,* Translated by Richard Nice. London: Sage Publications.
2013 *Outline of a Theory of Practice,* Translated by Richard Nice. New York: Cambridge University Press.
Bourdieu, Pierre and Loic J.D. Wacquant
1992 *An Invitation to Reflexive Sociology.* Chicago: University of Chicago Press.
Crossley, Nick
2001 *The Social Body: Habit, Identity and Desire*. London: Sage Publications.
2004 The Circuit Trainer's Habitus: Reflexive Body Techniques and the Society of the Workout. *Body & Society* 10(1): 37-69.
Descola, Philippe
2013 *Beyond Nature and Culture.* Translated by Janet Lloyd. Chicago and London: University of Chicago Press.
Guttmann, Allen
1978 *From Ritual to Record: The Nature of Modern Sports*. New York: Columbia University Press.
Haugeland, John
1998 *Having Thoughts: Essays in the Metaphysics of Mind*. Harvard University Press.
Ingold, Tim
2000 *The Perception of the Environment. Essays in Livelihood, Dwelling and Skill*. London and New York: Routledge.
Lande, Brian
2007 Breathing like a soldier: culture incarnate. Chris Shilling (ed.), *Embodying Sociology: Retrospect, Progress and Prospects*. Blackwell Publishing, pp.95-108.
Mali, Tuomas
2006 Revealing the Habitual: The Teachings of Unconventional Piano Playing. *Philosophy of Music Education Review* 14(1): 77-88.
Mauss, Marcel
1973 Techniques of the body, Translated by Ben Brewster. *Economy and Society* (2): 70-88.

Merleau-Ponty, Maurice
1967 *The Structure of Behavior*, Translated by Alden. L. Fisher. Boston: Beacon Press.
Searle, J. R.
1995 *The Construction of Social Reality*. New York: Free Press.
Shilling, Chris
2003 *The Body and Social Theory*. London: Sage Publications.
Tsoukas, Haridimos
2005 *Complex Knowledge: Studies in Organizational Epistemology*. New York: Oxford University Press.
Turner, Bryan S. and Steven P. Wainwright
2003 Corps de Ballet: the case of the injured ballet dancer. *Sociology of Health & Illness* 25(4): 269-288.
Wagner, Roy
1981 *The Invention of Culture*. Chicago and London: The University of Chicago Press.

[映像資料]
クロン、ジル
2013 『辛抱 （A NORMAL LIFE OF ~Chronicle of a sumo wrestler~）』